日本における二重学年制の導入・実施に関する歴史的研究

研究代表者 • 被部 宗助 (国主教育研究所)

日本における二重学年制の導入・実施に関する歴史的研究

平成九年度文部省科学研究費補助金・基盤研究(C)(一般)

日本における二重学年制の導入・実施に関する歴史的研究

課題番号 〇八六一〇二九九

研究組織 研究代表者・被部 宗助 (国立教育研究所)

平成九年度平成八年度

研究経費

-、七〇〇千円 九〇〇千円

はし がき

どもに保障するところであるとするなら、その一学年は一人びとりの子どもによって異なるとも言えるだろう。無学年制の考えはその帰結と言え るかも知れない。また学校が、一定の教育内容を履修させるところ(一人びとりの子どもの理解の程度を問わない)ならば、教授すべき教育内容 というものの性格に規定されるはずのものであるから、「学校とは何か」を問うことと関係する。もし、学校が一定の教育内容の修得を全ての子 理解することができる。いずれににしても、学校という制度の管理・運営上の区切りと期間を示すものである。しかしその区切りと期間は、学校 の一年度は、三百六十五日である必要はない。六か月を一学年としても構わないし、二年間を一学年としても構わない、理論的にはそういう風に から容易に一学年が規定されるであろう。ここから言えることは、学年を規定するのは子どもと教育内容である、ということである。 「学年制」とは、学校制度の一部であり、学校の年度に関わる用語であり、学校暦(school calendat)の主成分である。学校

このことから言えることは、学年が進級・進学の制度と関わり、少なくとも日本では年齢―それは一年をもって一歳と教える生理年齢であるが― 制」についての論考と資料をここに収録した。この「二世学年制」も実は「年齡主義」の亜種であったのである。 財政制度に関係してくる。そして、今日「年齢主義」といわれる日本社会の特性は学校がつくり出したとも言えなくはない。「学年」と言い、 に深く関わって、それが学校制度のあり方を規定してきた、ということである。「学級」は、実は同一年齢のクラス集団の異名なのである。 別の学校階梯に進むことを「進学」と言う。ここには、「学年」概念の中に教育内容の等級性(clgss)を読み取ることができる。日本でも 飛躍としての「進級・進学」の問題とこの学年制は関係してくる。日本では普通、一つの学校階梯の中で学年が進行することを「進級」と言い、 と子どもの生理年齢から構成された、ということである。これは、「学校」制度の必然なのか、検討してみる価値のある問題であろう。 「学級」と言い、「学齢」と言いながら、そこでの「学」つまり「学校」は、個々の子どもの個性で構成されたのではなく、履修すべき教育内容 「学制」期には「等級制」という、六か月を単位として一定の教育内容の理解・修得を以て「進級」する制度があった。この制度は生理年齢より さて、以上を踏まえた上で、日本の学年制(school year/graded organization)の一形態である「二重学年 このことは、実は「学齢」と言いながら、それを精神(発達)年齢ではなく生理年齢で規定したことと関係があり、それは義務教育制度とその 一定の教育内容の理解・修得をもって学年の区切りとし、その積み上げるところとして学校を考えると、一つの学年からつぎの学年への移行、 **(発達)年齢を重視するから、等級を構成するクラス集団は異年齢集団に成りやすい。しかし、この制度は短期間で廃止されてしまった。**

九九九年 三月

波部 宗助

一五、富山市の秋季学年制(『富山県教育史』、一九七二年)	一四、二重学年制問題(秋季学年を提唱)(「富山師範」附属小学校(『富山教育』第一〇六号、	一三、社説・二重学年制につきて「(『教育界』第八巻九号、一九0九年七月)	一二、小学校令施行規則改正令の疑問 一獅吼野禅 (『教育時論』第八六七号、一九0九年五月十五日)	一一、主張・小学校令施行規則改正(『教育学術界』第十九巻二号、一九0九年五月)	一0、小学校新入学期の法理的観察 - 山田邦彦 (『教育界』第八巻九号、一九0九年七月)	九、新設学年に関する期査報告 上野教育会(『上野教育』第二六一号、一九0九年七月)	八、二重学年制度実施に就いての利害 京都府教育会研究部 (『研究事項』第二篇、一九0九年七月)	七、二重学年反対 大日本教育団(『教育時論』第八七一号、一九0九年六月二十五日)	六、九月学年に関する松村普通学務局長の弁解を駁撃す 海柳政太郎 (『帝国教	五、九月学年に関する澤柳氏の脱を読みて、一松村茂助(『帝国教育』第三二四号、一九0九年	四、九月学年新設の理由に関する文部当局者の説明を競む – 澤柳政太郎 (『帝国		三、小学校令施行規則第二十五條学年改正ニ関スル趣旨並実施監督方注意(明治四十二年四月二十三日 西発普 七二号)	二、公文 【小学校令施行規則中改正】(《帝國教育』第三二二号、一九0九年五月十日)	一、小学校令施行規則の一部改正(明治四十二年四月二十三日文部省令第十二号)(『明治以降教育制度発達史』第五巻)	資料	〇 学年制「二元化」の是非	○ 二重学年制と半年進級制を考える	論考	はしがき
七0	第一〇六号、一九二二年九月) ・・・・・・・・ 玉九	五五	(〇九年五月十五日)	t)	年七月) 四七	九年七月) 四大	篇、一九0九年七月) ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 四三	十五日)	澤柳政太郎 (『帝国教育』第三二五号、一九0九年八月) ・・・・・・・・ 三五)、一九0九年七月)	澤柳政太郎 (『帝国教育』第三三三号、一九0九年六月)	(『文部省例規類纂』明治四十二年) ・・・・・・・ 二七	十二年四月二十三日 西葵普一七二号)	千日)	(『明治以降教育制度発達史』第五巻)				t)

三〇、春秋二朔制 林博太郎(『国民学校』第一巻三号、一九四〇年六月)二九、中学校における二季制及び飛級の問題 原田実(同右)二八、中学校の二季制及び飛級に就て 赤井米吉(『帝国教育』第七二六号、一九三九年四月)	二七、中学二期入学について――斉藤斐章―(『教育週報』第七一八号、一九三九年二月十八日)――二六、第七回整理委員会ニ於テ委員ノ提出セル案 中等学校ニ於テ春秋二季制新設ニ拠スル考察――西村房太郎	(『教育審議会諮問第一号特別委員会第七回整選委員会(中等教育)会議録[昭和十四年二月一年] ・・・・・・・・・・・・・・ 九五二五、教育審議会諮問第一号特別委員会第七回整選委員会(中等教育)会議録[昭和十四年二月一年]	二四、二重学年制について 野口援太郎 (同右)	二三、二重学年制の可否 [十四家執筆](『教育時論』第一五0三号、一九二七年三月十五日)	二二、半年進級制二関スル調査報告 中学校長協会 (『中学教育』第十一号、一九二六年八月)	二一、秋期学年の設置を望む、対馬敬吾郎(『帝都教育』第二五六号、一九二六年七月)	二0、就学の始期を考察せよ 髙橋生 (『山形県教育雑誌』第三一八号、一九一六年十月)	一九、主張・学年始期問題」(『教育学術界』第十六巻四号、一九0八年一月)	付、二重学年について 一 準柳生 (同右)	一八、広島高等師籠学校附属小学校の一新研究を評字・「澤柳生」(『教育問題研究』第四号、一九二0年七月)	付、秋季始業新一年児童募集 〈 同右 〉	一七、秋季学年制度の趣意 (『教育問題研究 全人』第八六号、一九三三年八月)	一六、二重学年即ち秋季始業の学年制度・私立成城小学校創設趣意(『澤柳政太郎全集』第四巻、一九七九年)
	西村房太郎 (同右)	、一九七0年])	······ 九二					むセ	七六			七三	t]
五 二 八 五 二 八	- o o	九 五	九二	九 0	八八	兰	八〇	せせ	七六	七五	… 七四	芒	ŧ

論

考

二重学年制と半年進級制を考える

波部宗助

一 二重学年制とは

業の組(級)の併置を認めることにした。[資料1] 一九〇九年(明治収)四月、文部省(小松原英太郎文相、岡田良一九〇九年(明治収)四月、文部省(小松原英太郎文相、岡田良一九〇九年(明治収)四月、文部省(小松原英太郎文相、岡田良

ル……様」注意を促した。 [資料3] では行級」・「雁行級」(Parallel Klasse)と「並行級」・「雁行級」(Parallel Klasse)と「並行級」・「雁行級」(Parallel Klasse)と

二 どんな議論があったか

5、6] 誌上で早々にこれを批判し、松村局長と論戦に及んだ。【資料4、て批判的であった。例えば、前文部次官の沢柳政太郎は『帝国教育』て批判的であった。例えば、前文部次官の沢柳政太郎は『帝国教育』この方策がいささか唐突であったこともあって、教育世論は概し

前提の上で、なお技術的に①不平均[学級]編制を余儀なくする、沢柳の批判は、この二重学年制の受益者が少数に過ぎないことを

⑥中学校等との連絡を欠くことなどを批判した。繁雑にする、④教科書にかかわる不便、⑤学級を増加させる傾行、②就学に関する事務を繁雑にする、⑤小学校における事務を含らに

を「主として年齢の上に置く」ことも批判したことが注目された。大日本教育団の「決議」も同様であったが、「学級編制の標準」

消極的に対処した。[資料8]に当たる者は慎重なる考慮を尽し以て誤りなきを期すべきなり」と「結論」として「其の利害の関する所甚大なるが故に之が実施の局「利と認むべき点・五点」、「不利と認むべき点・七点」を挙げ、京都府教育会研究部は「二重学年制実施に就ての利害」を検討し、

二重学年制に対しては批判的言論が多かった。[資料10~13] 委任命令としての不備・逸脱の有無等も議論された。このように、護者は其の児童を九月に就学せしめ得る権利を有り」や等の問題)、[保護者の就学義務の発生日、就学義務の猶予・免除・「中断」、「保護者の就学義務関係の問題(保上野教育会も研究調査の結果、否定的見解をまとめた。[資料9]

三 実施状況如何

は原内で十一校五四学級に及んだ。 [資料14、15] とのような批判的、消極的議論の中で、その年の九月から早速新に原内で十一校五四学級に及んだ。 [資料14、15] とのような批判的、消極的議論の中で、その年の九月から早速新に原内で十一校五四学級に及んだ。 [資料14、15]

定など、不明なことが多いが、いくつかの事例を紹介しよう。
・ 動機・理由と手順・経過を経て実施したか、そもそも実施校の特結周実施した府県は官公私立校含めて十三府県に止まった。どういて、福井、その他広島高等師範学校付属小学校でも実施された。また、府県師範学校付属小学校で実施したところが奈良、鹿児島、また、府県師範学校付属小学校で実施したところが奈良、鹿児島、

代』、一九八二)

の私立成城小学校の場合(『成城学園五十年史』、一九六七)

した。 [資料16、17] 一九一七年(大正6)の開校(校長・沢柳政太郎)と同時に実施

うである。 が小学校では、秋季生を五年半で自らの中学校に入学させていたよ 域小学校では、秋季生を五年半で自らの中学校に入学させていたよ ら廃止になった。その時の在学秋季生は、春季組に編入された。成 ・九三三年(昭和8)の学園騒動がきっかけでその年の秋季学期か 後は順調で一九二二年(大正11)には全学年二重学年制になったが、 後は順調で一九二二年(大正11)には全学年二重学年制になったが、 のである。

小学校、開校二十五年史は、一九三〇)
③広島高等師範学校付属小学校の場合(『広島高等師範学校付属

学校との連絡が好都合でないことによる」された。 [資料8] で廃止された。廃止の理由は、「秋季学年は其の教科書未完成であこ六年(大正15)九月に募集を中止し、在級生の卒業(一九三一年)級」を規則改正認可(翌々年六月)に先立って募集した。以後一九級」を規則改正認可(翌々年六月)に先立って募集した。以後一九級」を規則改正認可(翌々年六月)に先立って募集した。以後一九級」を規則改正認可(翌々年六月)に

三五)の女子学習院(宮内省)の場合(『女子学習院五十年史』、一九の女子学習院(宮内省)の場合(『女子学習院五十年史』、一九

年ハ之ヲ分チテ春学期及秋学期トス」(六条)と二学期制とした。号)は「学年ノ始期ハ四月一日及十月十六日トス」(五条)、「学をして一九二二年(大正11)三月の女子学習院規則(宮内省令第三環として、学則・規則改正に先立って「暫定試行」的に実施した。一九二〇年(大正9)九月、全國的画一制度の「学制」改革の一一九二〇年(大正9)九月、全國的画一制度の「学制」改革の一

って一九四一年秋学期入学制は廃止された(一九四一年)。 というのより学年の始期を二つにする二重学年制は、二学期制とペアで導つまり学年の始期を二つにする二重学年制は、二学期制とペアで導つまり学年の始期を二つにする二重学年制は、二学期制とペアで導つまり学年の始期を二つにする二重学年制は、二学期制とペアで導

□ 学齢と就学始期と二重学年制

学齢は、就学すべき年齢期間のことであるが、学齢の数え方は就学養務の発生、学齢児童数に連動する。学齢児童数は就学率の母数が必然であると同時に社会的に影響することの大きい事柄である。飲密には、学齢(日本では満六歳)に達した翌日から就学義務が生飲密には、学齢・産田制限の条件にもなる。その意味で極めて重要な教育学上がるとも言える訳である。しかし日本では、一九〇〇年(明治33)がるとも言える訳である。しかし日本では、一九〇〇年(明治33)がるとも言える訳である。しかし日本では、一九〇〇年(明治33)がるとも言える訳である。しかし日本では、一九〇〇年(明治33)がるとも言える訳である。しかし日本では、一九〇〇年(明治33)が後は、学齢に達した翌日以後の最初の学年の始めに就学義務が始め後は、学齢に達した翌日以後の最初の学年の始めに就学義務が始めるとした。

号)。 一八九六年(明治29)以後はそれを厳禁することにした(訓令第六児を見込みで次の学年を待たずに入学を許可した時期もあったが、学齢の始期を二つ設けることを意味する。以前文部省は、学齢未満学齢の始期を二つ設けることを意味する。以前文部省は、学齢未満さの二重学年制は、この就学義務の発生(小学校入学)、つまり

縮論の台頭を背景に[資料19]、厳格な小学校入学扱いが画一的すところが明治後期には、学制改革論=大学卒業までの就業年限短

ぎると批判が起こっていた。一九○六年(明治39)十二月の第九回ぎると批判が起こっていた。一九○六年(明治39)十二月の第九回がったという経緯がある。

は高等教育会議に諮問すべきであるという批判も当然であった。きで、影響するところはその比でなかった。それ故にこの問題こそ入学という扱いに比べればより徹底した教育制度上の改革と言うべ二重学年制はその延長上とも言えるが、学齢三ケ月未満児の特別

六年制義務教育の実施と二重学年制

二重学年制の導入は、もう一つ義務教育の六年制化(この年の五二重学年制の導入は、もう一つ義務教育の六年制化(この年の五二重学年制の導入は、もう一つ義務教育の六年制化(この年の五二重学年制の導入は、もう一つ義務教育の六年制化(この年の五二重学年制の導入は、もう一つ義務教育の六年制化(この年の五二重学年制の導入は、もう一つ義務教育の六年制化(この年の五二重学年制の導入は、もう一つ義務教育の六年制化(この年の五三十二章学年制の導入は、もう一つ義務教育の六年制化(この年の五三十二章学年制の導入は、もう一つ義務教育の六年制化(この年の五三十二章学年制の導入は、もう一つ義務教育の六年制化(この年の五三十二章学年制の導入は、もう一つ義務教育の六年制化(この年の五十二章学年制の導入は、もう一つ義務教育の六年制化(この年の五十二章学年制の導入は、もう一つ義務教育の六年制化(この年の五十二章学年制の導入は、もう一つ表務教育の六年制化(この年の五十二章学年制の導入は、もう一つ義務教育の六年制化(この年の五十二章学年制の導入は、もう一つ義務教育の六年制化(この年の五十二章学年制の第二章学年制の第二章学年制の第二章学年制の第二章学年制の第二章学年制の第二章学年制の第二章学年制の第二章学年制の第二章学年制の第二章学年制の第二章学年制に対している。

労は珍しいことではなかった。例えば一九一一年(明治44)制定、明治末期においては、小学校四年修了程度で農業、自営業への就

教育政策上の位置づけとその施行時期を誤ったということになろう。教育政策上の位置づけとその施行時期を誤ったということになろう。大ほどで、これは当時の広範な児童労働の状況を逆に裏付けている。大ほどで、これは当時の広範な児童労働の状況を逆に裏付けている。大年生の約三分の一が、七カ月早く卒業し得るという二重学年制に及・定着に文都省が重責を負わされた訳で、その意味では理輸上は及・定着に文都省が重責を負わされた訳で、その意味では理輸上は及・定着に文都省が重責を負わされた訳で、その意味では理輸上は及・定着に文都省が重査を負わされた訳で、その意味では理輸上は及・定着に文都省が重査を負わされた訳で、その意味では理輸上はた。六年制義務教育の普及を狙った二重学年制が、逆に六年制実施をごとって、教員増と教室増を引き起こしかねないに二重学年制のによってその普及が阻まれたのは皮肉なことであった。しかし、六年経済的効果を期待したのも無理からぬことであった。しかし、六年経済的効果を期待したのも無理からぬことであった。しかし、六年経済的効果を期待したのも無理があるとしても、実施困難な施策であった。六年制義務教育の普及を狙った二度学年制が、逆に六年制実施策であった。八年制義務教育の普及を狙ったという記を対象を対象を表している。

六 二重学年制の転生=半年進級論

[資料20、21] が、学校教育論としての支持は小学校関係者には底流としてあった。「重学年制は施行して間もなく「失敗」が言われ始めたのである

賃学年制を支持した。 ・ の中学校入学と小学校における「抜擢進級」実施の条件として、二の中学校入学と小学校における「抜擢進級」実施の条件として、二(大正9)五月の第八回全国小学校教員会議は、小学校五年修了時り上げられて「尚調査研究あるが故に宿題」とされた。一九二○年り上げられて「尚調査研究あるが故に宿題」とされた。一九二○年り上げられて「尚調査研究あるが故に宿題」とされた。一九二○年り上げられて「尚調査研究あるが故に宿題」と

他方、大学卒業までの就業年限短縮問題は臨時教育会議の答申を

了時の中学校入学許可等によって~応解決された。年修了時の高校入学許可、学年始期の四月への統一、小学校五年條経て、~九一九年(大正8)実施の七年制高等学校制度と中学校四

ところが、この「中学校四條」と「小学校五條」に「異議あり」ところが、この「中学校関係者であった。上と下から挟み撃ちされた中学校における二重学年制導入と春・秋二学期制による半年進級制論の口火となった。同協会ではその後もこの問題を継続的に協会で「半学年制」を協議問題とした。この時は保留となったが、この中等教育協議会は「中等学校以上に複学年制度を採用するを可とした。帝国教育会が主催した一九二五年(大正14)十一月の第二回総会で「半学年制」を協議問題とした。この時は保留となったが、この「中学校関係者であった。上と下から挟み撃ちされた形の「中等教育協議会は「中等学校以上に複学年制度を採用するを可とした。 ・ 本書の表示の表示の場合に、翌年五月の第二回総会で「半学年制」を協議問題とした。この時は保留となったが、この第二回総会で「半学年制度を採用するを可とした。」と決議会は「中等教育協議会は「中等学校以上に複学年制度を採用するを可とした。」と決議会は「中等教育協議会は「中等学校以上に複学年制度を採用するを可と、一方に表示した。」といる。

初から進級問題の系として議論された。る二重学年制論は「中四條・小五修」実施への対応の必然として当はなく、三学期制もそのまま維持された。ところが、中学校におけー学校で実施された二重学年制は進級のあり方を意識したもので

者による半年進級制が望ましいという議論になっていた。か、心太式進級かが問われていた。中学校の水準維持のためには前頤在化したことであったと思われる。学力評価による進級(超級)あった中学校に「大衆化」と言うべき現象が現れ、生徒の学力差が中学校における進級問題のもう一つの背景として、エリート校で

学校の一つ中学校が動き始めたのである。[資料22]一つは、上級学校との連絡問題にあった。ところが、今やその上級一つでに述べたように、小学校における二重学年制実施のネックの

かった。 [資料23、24] ・ 一九二七年(昭和2)十月の全国中学校長会議は文相の諮問「男子の中等教育に関し改善を要する事項及其方案如何」に対し、「半子の中等教育に関し改善を要する事項及其方案如何」に対し、「半子の中等教育に関し改善を要する事項及其方案如何」に対し、「半子の中等教育に関し改善を要する事項及其方案如何」に対し、「半子の中等教育に関し改善を要する事項及其方案如何」に対し、「半子の中等教育に関し改善を要する事項及其方案如何」に対し、「半子の中等教育に関し改善を要する事項及其方案如何」に対し、「半子の中等教育に関し改善を要する事項及其方案如何」に対し、「半子の中等教育に関し改善を要する事項及其方案如何」に対し、「半子の中等教育に関し改善を関する事項及其方案如何」に対し、「半子の中等教育に関し改善を要する事項及其方案如何」に対し、「半子の中等教育に関しない。

- 教育審議会と二重学年制

「資料25、26、27]
「資料25、26、27]
「資料25、26、27]

マスガ、此ノ春秋二季制ノコトハ尚ホ御議論ガアルヤウデアリマスルコトヲ条件ニスル、ソレ等ノコトガ大体此ノ前決マッタノデアリヲ許スガ、最大限度ニ回、勿論学年ハニツニ分ケテニ期ノ制度ニス委員長は「春秋二季制ノコトニ付キマシテハ大体之ヲ認メテ飛越シモれは一九三九年(昭和14)一月から四月にかけてのことである。

ったし、最終答申でも言及されることはなかった。をまとめた。しかしその後「春秋二季制」が討議されることはなか更二又何レモウ一遍大体ハ研究スルコトニナルト思ヒマス」と審議

た。 [資料28、29] 中学校にのみ二重学年制・半年連級制の可能性を残したものであっ条)とされた。この規定の仕方は他の学校規程にはないものであり、ルトキハ前二項ノ規定二依ラザルコトヲ得」(省令第二号、第十八翌年三月三十一日二終ル 学年ハ分チテ三学期トス 特別ノ必要ア和18)三月公布され、その中学校規程では「学年ハ四月一日ニ始リカト」、教育審議会の答申に基ずく中等学校令が一九四三年(昭しかし、教育審議会の答申に基ずく中等学校令が一九四三年(昭

九月学年始期を含む二重学年制の規定は削除された。「国民学校令の制定過程でも二学期制は議論されたが「資料部」、

戦後における学年制験……まとめ

中学校(旧制)に二重学年制・半年進級制の可能性を残したと言っても、有事とあっては、無論された。教育刷新委員会のであったが、学年の始期は四月一本とすることで落ち着いた。第十七特されたが結論を得るに至らなかった。二重学年制は多少話題にはなったが、学年の始期は四月一本とすることで落ち着いた。第十七特会の際「九月学年始め」にしてはどうか、といういささか便宜的発想でよるものであった。この時小・中・高・大の学校を対象に文部省によるものであった。この時小・中・高・大の学校を対象に文部省によるものであった。この時小・中・高・大の学校を対象に文部省によるものであった。この時小・中・高・大の学校を対象に文部省によるものであった。この時小・中・高・大の学校を対象に文部省によるものであった。この時小・中・高・大の学校を対象に文部省がおこなった調査でも、二学期制の支持に出し、九月学年の支持はがおこなった調査でも、二学期制の支持に出し、九月学年の支持はかなかった。

ける年齢主義は近代学校によって植強されたのではなかろうか。 arとgraded organizaitionの両義の意味があると説明されている。本来的には後者を意味ししていたと思われあると説明されている。本来的には後者を意味ししていたと思われあってしまった。学年を一年単位で考えるのが定着した。日本におなってしまった。学年を一年単位で考えるのが定着した。日本における年齢主義は近代学校によって植強されたのではなかろうか。 さて、そもそも学年制とは何か。事典では、school ye さて、そもそも学年制とは何か。事典では、school ye

学年制「二元化」の是非

被部宗助

一 「早生れ」と言うコトバ

時に思いを馳せるのであるから。 日本には「早生れ」(「遅生れ」)と言う演媒がある。 出生と同時に入学までに生まれたことを示すこの用語は、同じ年の四月二日から四月一日学)に関わっての特別の用語である。つまり、一月一日から四月一日生れた言葉と思われるが、誰がどういう思いを込めて使い始めたのでまれた言葉と思われるが、誰がどういう思いを込めて使い始めたのでまれた言葉と思われるが、誰がどういう思いを込めて使い始めたのであるうか。いずれにしても小学校が、人々の生活の中でのっぴきならあろうか。いずれにしても小学校が、人々の生活の中での内別二日から十二月まれた言葉と思われるが、誰がどういう思いを込めて使い始めたのであるから。 中学校入学 (就日本には「早生れ」(「遅生れ」)と言う演媒がある。 小学校入学 (就日本には「早生れ」(「遅生れ」)と言う演媒がある。 小学校入学 (就日本には「早生れ」(「遅生れ」)と言う演媒がある。 出生と同時に入学

入学始期が年一回である限り付随してくる問題である。実はそのことは教育現場では体験的に気づいていたらしいが、これはの入学時における最大十二か月弱の差異は相当なものと想像できる。格も、学力も低位にあって苦労したと伝えられている。確かに満六歳平均的な話としては、「早生れ」の子どもは小学校低学年では、体

一 九月学年制の併用

と呼ばれたものである。最後の用語は、これがドイツから取り入れらいない。「二重学年制」、「並行学年」、「雁行級(Parallelklasse)」などる日本の学校制度においてそういう試みがあったことが案外知られて相対的に右のような負担を緩和することができる。画一的と批判されるこで、入学始期を年に二回にすれば六歳児入学期の格差を短縮し、そこで、入学始期を年に二回にすれば六歳児入学期の格差を短縮し、

報告していた(『官報』一九0七・1・一四)。う教育学者が該地では「春秋三期」の入学期があることを、文部省にれたことを窺わせるもので、事実ドイツに留学していた乙竹岩造と宮

である。一九一一年(明治四四)公布、一九一六年(大正五)施行の文部省の狙いは、実はその義務教育が出当者も大いに困惑したことであろう。置しようとしたのか、地方学務担当者も大いに困惑したことであろう。である。一九一一年(小学校令の義務教育が正確、、二部教授の導入、住民・保護者への下た。校舎の建築、教員の確保、二部教授の導入、住民・保護者への下た。校舎の建築、教員の確保、二部教授の導入、住民・保護者への下た。校舎の建築、教員の確保、二部教授の導入、住民・保護者への下た。校舎の建築、教員の確保、二部教授の導入、住民・保護者への下た。校舎の建築、教員の確保、二部教授の導入、住民・保護者への下た。校舎の建築、教員の確保、二部教授の導入、住民・保護者への下た。校舎の建築、教員の確保、二部教授の導入、住民・保護者への下た。位置の労働力をその年齢まで学校に奪われることを意味したから業者等の中には反対論も根強くあった。つまり十二歳までの教育義務である。一九一一年(明治四四)公布、一九一六年(大正五)施行の業者等の中には反対論も根強くあった。つまりに困惑した。というとは、別様の主に、というというという。

不安が拭いきれなかったのも当然であろう。こういう時代にあっての六年義務制は英惭であったが、文部省として工場法でも、十歳以上十二歳未満児の駐業を公認していたのである。

で、後に四度文相に就任した敬育行政界の実力者であった。 おり、九月学年を設けることによって、 何智かの小学生の卒業期を判論して、 六年義務制批判論に応えたのである。時の文部次官・間を期待して、 六年義務制批判論に応えたのである。時の文部次官・間を期待して、 六年義務制批判論に応えたのである。時の文部次官・間を期待して、 六年義務制批判論に応えたのである。時の文部次官・間を期待して、 六年義務制批判論に応えたのである。時の文部次官・間を期待して、 六年義務制批判論に応えたのである。時の文部次官・間と明治で、後に四度文相に就任した敬育行政界の実力者であった。 ついて 一次 1 で、後に四度文相に就任した敬育行政界の実力者であった。 で、後に四度文相に就任した敬育行政界の実力者であった。 で、後に四度文相に就任した敬育行政界の実力者であった。

一 「二重学年制」導入への批判

発行した。前者は国定二期本として実は「春季用」より先に他に出ただって秋季始業用国定『尋常小学読本』と『書キ方』の二種を準備し、これらの批判の内、沢柳の①教科邨については、文部省は批判に先

学校(旧制)は戦後の学校教育法まで存続したのである。 中、学校の二重学年制は一九四一年(昭和十六)の国民学校令まで、中、市場では、一九一九年に旧制高校を四月学年制に改正した時に、一九月学年制が置を認めるような法的措置を講じた。そして法的には、一九月の高等女学校令施行規則の一部改正、一九一一年七月の中学のである。 ⑤の中等学校との連絡については、翌一九一〇年(明治四のである。 ⑤の中等学校との連絡については、翌一九一〇年(明治四のである。

四「二重学年制」の実施・普及の程度

それではこの二重学年制の実施・普及状況はどうであったか。

官立 企立 私立 ät 備考(府県・ 1910(明43) 0 7 0 7 新潟、 京都、奈良、 7 0 7 1915(大4) 0 新灣、 京都、 2 2 ı 5 新潟、 長野 [920(大9) 1925(大14) 2 11 1 長野 害山、 **庭児島** 14 1930(昭5) 2 13 1 16 篡山. 福井、 海山 1935(昭10) 1 5 0 δ 0 0 1 女子学習院 1940(昭15) 1

【二重学年制】(9月学年制金置) 実施校数(官・公・私立別)

を並用した。後の学校でこの九月学年

長かったは富山県(最高時十二校)であった。 附属小学校での実施であった。目立って実施校が多くその実施期間も、展野、富山の三県、奈良、岡山、鹿児島、福井の四県は師範学校してみると、先ず公立(府県立と市町村立)で実施したのは十一府県上国的に見れば文字通り徴々たるものであったが、その中身を検討

る。 の関係」にあるいて、二重学年間を採用したと言われてい業成績との関係」について、二回計十三万余人の調査結果(同校『研集の創設の成媒小学校である。広島高師附属小では、「児童の生月と学の創設の成媒小学校である。広島高師附属小学院、私立は沢柳政太富立は広島高等師範学校附属小学校と女子学習院、私立は沢柳政太

と教員)が実施上の条件であったことを示していた。 と教員)が実施上の条件であったことを示していた。 として二重学年制を導入した(「私立成城小学校創設趣意」)。 そうな実施状況は、当初の文部省の思惑とは異なって児童の「個さもの」として二重学年制を導入した(「私立成城小学校創設趣意」)。 このような実施状況は、当初の文部省の思惑とは異なって児童の「個さのような実施すべか」として児童を教育せんとする上より考ふれば当然実施すべた。 (『女子学習院は宮内省所管の初等・中等一貫校(十一年制=本科)で、女子学習院は宮内省所管の初等・中等一貫校(十一年制=本科)で、女子学習院は宮内省所管の初等・中等一貫校(十一年制=本科)で、

ユ 「二重学年制」廃止の事由

鳥高等師範学校附属小学校・開校二十五年史』、女子学習院の場合は科書の求完成」による教授上の不便と「中等学校との連絡」問題(『広での保護者の批判(『富山県教育史』)、広島高師附属小の場合は「教であったか。富山県・富山市の場合は「中等学校入院との連絡」問題・少数ながら二重学年制を採用しながらも、それを廃止した事由は何

「学團紛擾」の余波だったようである(『成城学廟五十年史』)。 「高等科」に「秋学年」を設置することの財政問題、成城小の場合は

入学期は年一回であり、「早生れ」は死語になっていない。ったことは注目すべきことであった。翻って日本の学校制度では今も言えるが、「個性尊重の教育」論としての意義を否定する議論がなか学校制度論としてはアーティキュレーションが共通問題であったと

国立教育研究所『広報』第一二一号、一九九七・十一より再録)

資

料

[資料1]

小学校令施行規則の一部改正 (『明治以降教育制度発達史』第五巻)

明治四十二年四月二十三日文部省令第十二號を以て左の如く小學校令施行規則中に改正が行はれた。

明治三十三年文部省令第十四號小學校令施行規則中左ノ通改正ス

第二十五條第一項ノ坎ニ左ノ一項ヲ加ァ

前項ニ依ル學年ノ外土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ證クコトヲ得

第二十九條第一項中「十二」 ヲ「十八」=改A

第七十九條 彻除

第八十條ニ左ノ但實ヲ加フ

但シ第二十五條第二項=佐ル場合=於テハ其ノ年九月=於テ就學ノ始期=建スへキ兒童ヲ調査シ毎年六月末日マ

チニ製給簿ヲ編製スヘシ

第八十一條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第二十五條第二項=依ル場合=於テハ市町村長ハ學齡簿編制後八月三十一日マテニ共ノ年九月=於テ就學ノ

始期ニ違スへキ兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル客ラ週孺ナク學論簿ニ記入スヘシ

同條第三項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第二號ニ該當スル者アルトキハ市町村長ハ之ヲ抹消スルト同時ニ學齢類ノ謄本ヲ兒童ノ轉住地ノ市町村長ニ

送付スヘシ

第八十五條中「四月」ノ下コ『又ハ九月』ヲ加フ

第百七條中第一項第四號及第五號ヲ左ノ如ク改メ左ノ一項ヲ加フ

四 中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者

五 公立私立學校認定ニ關スル規則ニ依リ認定セラレタル學校ヲ卒業シタル者

前項第四號及第五號ニ該當スル省ニ對シ小學校本科正數員ノ檢定ヲ行フ場合ハ卒業後二箇年以上小學校教育ニ從事 シタル者又へ高等女學校ヲ卒業シ修業年限一箇年以上ノ補習科ニ於テ小學校教員ニ適スル教育ヲ受ケ卒業シタル者

り翌年三月に終る學年の外に、十月に始り翌年九月に終る學年を設け、兒童を入學せしむるにも四月と十月の二囘とし 日に始り翌年三月三十一日に終るのであつて、兒童を入學せしむるのも夢年の始め即ち四月である。外國では四月に始 置き得ることとした。然るに實際九月単年を設けたものは小學校にも中等學校にも殆どなく、右の規定は全く空文に歸 とととしたのであつた。尚ほこれは後に中等教育の處で述べることであるが、其後中學校及高等女學校にも九月學年を る代りに腫行級の上學年に觸入せられ得る便宜もある。此等の關係から我園でも外國の例に做つて九月學年を脫け得る 年四月まで一年開待つことを要せずして共年の秋に入學し得る便宜があり、又試験に落第したる者が一年間原級に留ま あつた。雁行級には便利の點も少からずある。四月の始めに未だ少しく就學年齡に足らざりし爲に入學し得ぬ者は、翌 所謂雁行級 (Parallelklasse) を作るものがあり、獨逸勝國の如きは小學より大學に至るまで雁行級の制に依て居たので 右の改正の中最注意すべきは第二十五條の改正即ち所謂九月學年に關することである。小學校に於ては學年は四月一

せるの観がある。

『帝国教育』第三二二号、 一九〇九年五月十日)

〇小學校介施行規則中改正 文部省介第十二號(四月廿三日發布)

郭廿五條 第一項の次に左の一項を加ふ 小學校を施行規則中左の通り改正す

前項に依る感年の外土地の状況に依り九月一日に始まり翌年八月新一日に

移る歌年を聞くことな得

幼业光像 第一項中(十三)を「十八」に吹む

第七十九條 創除

第八十級 左の製作を加い

側も郭骨五條第二項に依る場合に於て非伊九月に於て就學の韓期に建すべ

き見复な間穴し毎年六月末日迄に影酔顔を編成すべし

が八十一脚 第一項に左の仙群を加ふ

十一日選に北年九月に於て就郷の帰期に達すべき見歌にして其市町村に來 但し第二十五候第二項に據る場合に於ては市町村長は集節源編集後八月三

住したる者を逐滞なく感輸機に飢入すべし

加上 第三項に左の但得を加ふ

但し第二號に該常すべきおわるときは市町村長は之を抹潰すると同時に學 離焦の原水を見食の轉化地の市町村長に送附すべし

第八十五铢中「四川」の下に「又は九月」を加ふ

前門七條中部一項影響就及び第五號を京の如く取め左の一項を加よ

四、市理校叉は高等女祭校を卒弊したる者

弘、公立、私立學校認定に関する規則により認定せられたる學校な各業し

前項館四畝及郊玉線に該當する者に動し小無校本科正教員の豫定を行ふ場 合は本義徳二ヶ年以上小型校教育に從事したる者又は高郡女都院を本樂し 修鑽年限一ヶ年以上の確智料に於て小學校改員に鑑する数宵な受け卒業し

右改正の理由に付當局者の説明・たる者に限る。

られたるものなるも、此中には重要なる事項を包含するのみ 惟に於ては総務敬育年限延長の護施に伴ひ、改正の要を認め 文部省第十二號による改正の熊項は敷簡條に過ぎずして、大 も少からされば、特に其要點につきて左に説明すべし。 ならず、新聞紙上に傳へられたる改正型由等には苦しき誤解

第二十五烷

分なる者といへども、製年四月までは就學の便なかりしが、 從て四月二日以後に出生したる兒童は、如何に身心の簽育す とし來りたるを以て、學齡に遂したる兒童といへども、四月 從水小臨校の學年は四月に始まり、翌年の三月に終るを原則 の如し。 る學年を置くの道を開かれたり。今其實益を舉じれば凡を左 今回の改正に依り、四月に始まる學年の外、更に九月に始ま 一日以前に出生したる者にあらざれば、就學することを得す。

四月二日より九月一日までに出生したる兒童は、 て就學するの便を得ることゝなり、從來の如く空しく一斷 今回の改正に依り 九月に於

11 見貮卒業の期を早めしむること 従來の規程に仮れば、今間を徒過するの不便なさに至りたるなり。 四月二日以後に於て田生したる兒童は、四月一日までに出

めしむることゝなれり。 便を除き、其卒業の期に於て一億月乃至七箇月の時日を早便を除き、其卒業の期に於て一億月乃至七箇月の時日を早便といはざるべからず。然るに今回の改正に依り、この不何をけ選るゝの例なりしも、此の如きは義務教育年限を六年丈け選るゝの例なりしも、此の如きは義務教育年限を六年したる兒童に比すれば、其卒業の時期は一億月乃至一箇

ならっ 一學年間の損失を奈たすが如きことなかるべき從來の如く一學年間の損失を奈たさが如きことなかるべきで落第したる兒童も九月に於て遙級するを得べきが放に、一學年間の損失を免れざらしが、今同改正の結果三月に於一學年間の損失を免れば、成績不良の爲に落第したる兒童は、又從來の規程に依れば、成績不良の爲に落第したる兒童は、

見童の卒業期を早めしむることは、義務教育年限延長の今日ず、教育上に於ける利益も亦尠からざるは明瞭なりっ而して學を便ならしめ、其卒業の時期を早めしむるを得るのみなら之を要するに、本條の改正を實施するときは、學齡兒童の教

見量約八十億萬人より觀るときは、其影響する所重大なるも過ぎざるが如しといへども、之を年々義務敷育を了はるべきる見量一人にとりては僅に七箇月以内の時日を早めしむるにに於て、最も適切なることゝいはざるべからず。 置し此事た

第二十九经

の規定なりしが、義務教育年限の延長に伴ひ、之を増加する小學校の學級數は、從冰十二學級を超過することを許さいる

りては、懐重の注意を要するや勿論なり。 は、改正の処理に背戻するものなるが私に、質際の施設に當 は、改正の処理に背戻するものなるが私に、質際の施設に當 は、改正の処理に背戻するものなるが私に、質際の施設に含 は、改正の処理に背戻するものなるが私に、質際の施設に含 は、改正の処理に背戻するものなるが私に、質際の施設に含 は、改正の処理に背戻するものなるが私に、質察の地加を來た は、改正の処理に背戻するものなるが私に、質察の地別とにもらざ とは、教育上より之を観れば固より以ましきことにあらざ は、改正の処理に背戻するものなるが私に、質察の地談に増加する の必要を生じたるを以て、今回右の観限を十八學級に改めら の必要を生じたるを以て、今回右の観限を十八學級に改めら

夠七十九條

除せられたるものに外ならず。するの要なさに歪りたるを以て、今回の改正を機とし之を削に開する條項の削除せられたる今日に於ては、最早之を存設に開する條項の削除せられたる今日に於ては、最早之を存設体は第六十五條乃玉錦七十四條に規定したる小學校の設備

第八十條第八十一條

築八十五條

ることは固より當然の事なりとす。 於て兒童の就學を猶豫せしむる場合は、其期間を一箇年とす本様の改正は、第二十五様の改正に伴ふものにして、九月に

現面七餘

文に照して明なり。

本様の改正は小學校木料正教員の無試験後定に綴するものに本様の改正は小學校木料正教員の発育に後事したる經歷もな者にあらざれば、無試験後定を以て小學校本科正教員の発酵制を受けて卒業したる資子という。但し高等女學校に対して、從來の規程に依れば、中學校本科正教員の発酵制を受けて卒業したる資話を以て小學校本科正教員の発酵制を受けて卒業したる資は、此限りにあらざることは改正の明常を受けて卒業したる資は、此限りにあらざることは改正の明文に照して明なり。

本條改正の理由凡を三あり、其要領左の如し。

北密發に於て從巻よりも一階深き を 嬰 するに至りたるこれ来發に於て從巻よりも一階深き を 嬰 するに至りたるこれたるを以て、之が教育を顕常する小學校本科正教員も亦一 高等小學校は修業年限に於て從來に比し一箇年延長せら

を積ましむるの要あること。常の期間實地に小學教育に從事せしめ、数員としての經驗る知識なく、小學校本料正教員れるに適せざるを以て、相二「中學校高等女學校等の卒業者は、教育學及教授法に関す

で、南に小學校本科正教員の無試職僚定をなすことを得ざる あが故に、是等卒業生の師範學校に入らざる者に對しては、 小學教育に關し、和當の經職を讀ましめざれば、被是權衡 少學するに至りたること。で失するに至りたること。が総學校規程に依れば、中學校高等女學校等の卒業生は、

何等の制限を受けざること是なり。
も、葬常小學校本科正教員及准教員等の無試職役定に就てはて、商に小學校本科正教員の無試職僚定をなすことを得ざる何兹に注意すべきは、以上に記載したる學校の卒業者に對し

)小學校令施行規則第二十五條學年改正ニ關スル

趣旨並實施監督方注意

(質) 登 书 一七二、號各地方應へ普通學務局通牒)

今後文部省合第十二號で以テ小學校會施行規則中に改正で加ヘラン級處有ノ内第二十五條ノ改正へ総務年限ノ延長の 度依命此段及通牒恢也 別ノ政備チナシ市町村ノ橿済テ開鮮ナラシムルカ如キの語=リ其本資を無之依保市又ハ大サル町村毎円一原年ノ兄寅 際ン郡齢見買り就學ニ側ナラシメ共卒業!捌サ早メシェル!越旨ニ外ナラス候=戴ナハ之カ岱=釈=校舎建築其他特 ナニ學級以上ニ桿制スル小學校ノ外へ役=之チ質施モシメサル等便宣取拾其宜サ聚模様適賞ノ監督方特=你注意相成

する 九月學年新設 文部當局者 理由 說明

澤

政

太

猦

げた。之を見て予は幾多の疑を生せざるを得ない。 **す。當局者もその辯明に努めて居るやうである。** じて見やう。 の帶國教育誌上に當局者は其の改正の理由に關する説明を攝 はない。然るに新聞紙上に於ては之を是非 する も 始まる學年を置くの途を開いた。これは格別重大なる問題で (都省は先頃小學校合施行規則第二十五條を改正し九月に 讀む 槻 然るに前號 少しく の動から

周一の事柄を前後より眺めたものであつて之を二つの利益と。教育上稱々の便益あることの三點を舉げて居る。 一と二とは 便ならしむること、二、兒童卒薬の捌を早めしひること、 して擧げるのは不御合である。 利益として予も懲めて置かう。 九月學年新駿の實益として當局者は一、 **併ながら先づ大體此の三點を** 學師見量の 就學を

け後るゝの例なりしも今回の改正により其の卒業の期に於て 月の時日を早むるといふことではない。 學年新段のため成別館に對して卒業の期を早むることになる ヶ月乃至七ヶ月の朔日を早めしむることゝなれり」と。九月 あるかと言へば常局者の説明に曰く「一ヶ月乃至一ヶ年だ (の時日を早むるといふことではない。 常局者の計算は間違らは耶實であるけれども常局者の説明の如く一ヶ月乃至七ヶ **而して兄童卒業の期を早めしむると** いよ利益は如何なる點

> る所である。常局者辿の男子こうこうよう、いた思想の明かなら、こうでは、一直のでは過ぎないのである。これは影響の明かない。これは此の改正の便利に落するものは即ち八十萬の十二分の五のを得ない。若し毎月の出生兒童藪が平均して居るものと見るを得ない。若し毎月の出生兒童藪が平均して居るものと見るを得ない。若し毎月の出生兒童藪が平均して居るものと見 る。然るに常局を住したる見食にからなる。 間違つて居ると敷理上いはんければならね。彼の改正を食てたものとしたならば、かの改正は根底に於てを臭ふるといふことを繰返して居る。斯くの如き考よりしてる所である。常局者他の場合に於ても再び八十餘萬人に殉証 徐萬八より観るときはその影響する所重大なるものあるは同命のの。といへども之を年々義務教育を卒るべき兒童約八十るが如しといへども之を年々義務教育を卒るべき兒童約八十章一人に取りては僅かに七ヶ月の時日を早めしむるに過ぎざ つ。 て。 居。 より言を待たざる所なり」と明かに述べて居る。 て磨るのは大間遠である。常局者は其の親期の中に明かに「兒 然るに常局者は ٥° る兒童が 悲っ だっ 一致いては此の改正は何疑の関係はないのでしてある。九月二日以後翌年四月一日までに一てある。九月二日以後翌年四月一日までに一番が此の改正の為めに幾分卒業の別を早め 粗っ 豬。 でo あo 一般に此の改正の利益に及ぶやうに述べ \$° 吅 ţ 四 九川 質に魅か まで あっ出っる

へば行ふものであると思うた。當局者も亦説明の中に何れののでついる。。このでは、日本の兒童を二學級以上に植制する小學校に於てのみ行のののは當然のことである。予は初めて此の改正を見たるとき 合に 學年の見量を 所の単校が少かつたならばその利益を受くるものの少な 一於ても らば此の改正の利益は右の如き場合に限り生するも 九月學年を置くべしとは言うて居らない。 二學級以上に編制する小學校と明書して居 **若し九月學年を** るののかのあるのかのある。

明をして居るが質は三萬人にも及ばないのである。 といよ學校は即ち十二學級以上に擬制する學校は悉國に於て、教師に於ては三萬三千人に過ぎないことは出来ないが見重數を以ていへば恐くは十分の一にも過ぎないであらうと思ふ。然らば三十三萬人の利益を受くべきものは實際に於ては三萬三千人に過ぎないことになるのである。前かも二學級以上に擬制する學校は悉く九月の學年を設けなければならぬ。同一學年の見量を二學級に緩制するといはんければならぬ。同一學年の見量を二學級に緩制するといはんければならぬ。同一學年の見量を二學級に緩制するといはんければならぬ。同一學年の見量を二學級に緩制するといはんければならぬ。同一學年の見量を二學級に緩制するといはんければならぬ。同一學年の見量を二學級に緩制するといはんければならぬ。同一學年の見量を二學級に緩制するといはんければならぬ。同一學年の見量を二學級に緩制するといはんければならな。同一學年の見量を二學級に緩制するといはんければならぬ。同一學年の見量を二學級に緩制するといはんければならな。

煮を二學級以上に鑑賞する小等核の外 鑑局者の説明の中に此の制度を布くべき所は同一學年の兒

るやう之れが寳施云々」「二學級以上に緩削するほどの見蛮数なき小學校に於ても合「二學級以上に緩削するほどの見蛮数なき小學校に於ても合

を言うて居る。之に由つて見れば一學年一學級に編御し得ると言うて居る。之に由つて見れば一學年一學級に編御を報性にして二學年以上を全級編例の方法に由つて思考に登る。而して說明には怎くの如き場合をも述べてあるが、普通のである。自家演者であるのである。前に開れのないことである。而して説明には怎くの如き場合をも述べてあるが、普通のである。自然明白を表表のである。自然明白を表表を言う変である。前して説明には怎くの如き場合をも述べてあるが、普通のである。自然明白を表表を言うて思える。果までは、此の側度を行はんことを強調して居るやうに見える。果までは、此の側度を行はんことを強調して居るやうに見える。果までは、他のである。自然のである。他に関して思いてあるが、音通のである。他に関するといる。他に関するといる。他に関するといる。他に関するといる。他に関するといる。他に関するといる。他に関するといる。他には「中華」といる。他に関するといる。他に関するといる。他に関するといる。他に関するといる。他に関するとは関するといる。他に関する。他に関するといる。他に関する。他に関する。他に関するといる。他に関する。他

之を實施せしめざる祭云々」「同一學年の子堂を二學級以上に編削する小學校の外は漫に

に改正の利益は其の及ぶ所振めて少ない。とある。さもあるべきことであるが、戲明とは違ふ。要する

見やう。 見やう。 は一貫もして居らない。たっその不利益と思ふ要點を挙げては放らにか或は氣附かないのであるか、その不利益に就いてと非に不利益のあることをも忘れてはならぬと思ふ。當局者までゝあるが、予は當局者の舉げた此の改正の利益を認むるまでゝあるが、予は當局者の舉げた此の改正の利益を認むる以上は説明の間違延いては改正の杜撰なることを注意した

不平均編制を餘儀なくすること

四月の歌年に入學すべきものは九月二日以後四月一日まで の。。。 のは二ヶ月以內外的に をなすか、若くは小學校介を改正して九月の歌年に入歌すべ ものよりは多からざるを得ない。是れ此の側度に固有なる映 ものよりは多からざるを得ない。是れ此の側度に固有なる映 をなすか、若くは小學校介を改正して九月の歌年に入歌すべ きものは二ヶ月以內外的未満である。九月に入歌すべき きものは二ヶ月以內外的未満である。九月に入歌すべき となすか、若くは小學校介を改正して九月の歌年に入歌すべき となすか、若くは小學校介を改正して九月の歌年に入歌すべき となすか、若くは小學校介を改正して九月の歌年に入歌すべき となすか、若くは小學校介を改正して九月の歌年に入歌すべき となすか、若くは小學校介を改正して九月の歌年に入歌すべき となずか、若くは小學校介を改正して九月の歌年に入歌すべき となずか、若くは小學校介を改正して九月の歌年に入歌すべき となずか、若くは小學校介を改正して九月の歌年に入歌すべき

- 就學に關する事務を煩雜ならしむ。。。。。。。。。。。。。。

三 小學校に於ける事務の煩雜

・教員の教育の力を破敷する憂かある。生を出すといふに至つてはその混雑は決して少くはない。自然に已に煩難である。然るに二回の新入生を迎へ二回の卒業、現在小學校に於ける純粹なる教育の事務並に管理の事務は

四、教科書に関すること

五 學級を増加する傾きなること

とするも二學級に三學級以上に編制する場合に限り殴くるは何一學年の見彙を二學級に三學級で済む所は四學級に四學級に重學級に三學級で済む所は四學級に四學級に三學級に三學級で済む所は四學級に三學級に三學級で済む所は四學級に三學級に三學級で済む所は四學級に四學級に三學級に三學級に三學級で済む所は四學級に四學級に三學級に三學級に三學級で済む所は四學級に四學級に三學級に三學級に三學級で済む所は四學級に四學級に三學級に三學級に三學級に三學級で済む所は四學級に四學級と指針ないのは實際のために之を增する場合に限り殴くると言かる。

六 中學校等との聯絡を缺くこと

を保せられない。 はよし希望しても出来ないことであらうと思ふが、然らざる限りは中學校に無くの如き側の小學校に施制することゝもならば中學にも之を及ぼすことが出來るであらうと思ふが、然らざる限りは中學校に斯くの如き側度が行はるべしというで居るが、予は中學校に暫くの如き側度が行はるべしと思ふが、然らざる限りは中學校に期くの如き側度が行はるべしと思ふが、然らざる限りは中學校に期くの如き側度が行はるべしと思ふが、然らざる限りは中學校に期くの如き側度が行はるべしと思ふが、然らざる限りは中學校に期くの如き側度が行はるべしと思ふが、然らざる限りは中學校に期くの如き側度が行はるべしと思ふが、非の間に中學校の制度に改正を開めい場である。 情局者は此の制度によつて卒業すべき見彙は數年の後である保せられない。

で、子はない之を以て常局者の平臓の一失として軽く見てせられた者でないと思ふ。此の改正が大機に於て宏文に動することを教育の為めに希望する。而して是れ常局者の失敗なるも重大の問題でないからして左程力権を入といつば失敗なるも重大の問題でないからして左程力権を入れる必要も無からう。之を以て常用でないからして左程力権を入れる必要も無からあいと思ふ。此の改正が大機に於て密文に場である。手はないと思ふ。此の改正が大権に対する場合に思いである。

の説を讀みて九月學年に關する澤柳氏

普通尔哥 局長松子 村茂 助

一 序 言

きを保せず。是れ余数の行和に構販せんとする所以なり。 の路段と信用とを以てして、かっる僻見を流布せらるるとき でを放表するものあり。滞構氏も亦非の一人なり。氏は永く文 の路段と信用とを以てして、かっる僻見を流布せらるるとき でなる省介の「空文」に話せんことを設まれたるなど、氏の の路段と信用とを以てして、かっる僻見を流布せらるるとき は、版々符誌の首論と異なり、世をあやまり置を密ふことな を放表するもの言語と異なり、世をあやまり置を書ふことな を放表するもの言語と異なり、世をあやまり置を書ふことな の路段と信用とを以てして、かっる僻見を流布せらるるとき は、版々符誌の首論と異なり、世をあやまり置を書ふことな を放表する。とれたるなど、氏の の路段と信用とを以てして、かっる僻見を流布せらるるとき は、版々符誌の首論と異なり、世をあやまり置を書ふことな を放表する。とれたるなど、氏の の路段と信用とを以てして、かっる僻見を流布せらるるとき は、版々符誌の首論と異なり、世をあやまり置を書ふことな の路段と信用とを以てして、かっる僻見を流布せらるるとき は、版々符誌の首論と異なり、世をあやまり置を書ふことな の路段と信用とを以てして、かっる僻見を流布せらるるとき は、版々符誌の首論と異なり、世をあやまり置を書ふことな を表表する。

一談槌を訂正して澤柳氏

に感謝す

むるは粗溺なる製算なりと。年間改めために見彙の卒業期を一ヶ月乃至七ヶ月早めしむと年間のお納せらたる製料の第一に曰く、文御當局者は九月季氏の指摘せらたる製料の第一に曰く、文御當局者は九月季

げられ、七ヶ月を早めらるゝこと、極めて鬼鳥き計算なり。出生せる兒童の卒業は、何れも四月より前年の九月に引き上神も九月尊年新設の晩には、四月二日以後九月一日までに

歯を與へられたるを助するものなり。 側放に「一ケ月乃至七ケ月」としたるかと終りつゝ、帝國教育 の動號を披閣したるに「一ケ月乃至」の文字あるは事質なり。 の動號を披閣したるに「一ケ月乃至」の文字あるは事質なり。 の動號を披閣したるに「一ケ月乃至」の文字あるは事質なり。 の前號を披閣したるに「一ケ月乃至」の文字あるは事質なり。

餘萬人なり 三萬人にあらずして矢張り八十 新制の利益に浴するものは三十

はあらざりまで、非は、これと常敬すべき孫柳氏の諸摘せられたるは此の榮馨にて

改正は何等の關係もないのである。」二日以後翌年四月一日までに出生したる見食に就ては此のめに幾分の卒業の期を早めることが出來るのである。九月月二日以後九月一日までに出生したる見食が此の改正の爲月二日以後九月一日までに出生したる見食が此の改正の爲

るなり。乃ち 敢育を卒業すべき八十條為人に影響すといへるを「驚かれ」たといはれたるにて明かにして、此の改正の利益が、卒々義務

|三十||三萬人に過ぎないのである。| の改正の便判に浴するものは即八十萬の十二分の五に當る「若し條月の出生兒童數が平均して居るものと見れば、此

利益に均穏するものは、豊に九月學年に入事する者のみなら数育上甚だ不利益なるを知らば、二重學年新設のために、其の宵の著しく相違せるものを、同一學級にて教授することの、するに苦むものなり。年齢の登謁あるもの、従ひて心身の景と無遺作に断言せられたる所以ならんが、余輩は其の意を解し無遺作に断言せられたる所以ならんが、余輩は其の意を解し

で、世人に納するを仰らざるなり。 で、世人に納するを仰らざるなり。 で、世人に納する考慮をも含みたる説明なるを単に時間上の問題なるものあるは固より賞を持たざるなり」といへるは教育の便るものあるは固より賞を持たざるなり」といへるは教育の便るものあるは固より賞を持たざるなり」といへるは教育の便るものあるは固より賞を持たざるなり。といへるは教育を卒るがいい。 常局者が「見量」人にとりては懐に七ヶ月の時間を早れ、世人に納するを仰らざるなり。

一 過渡の場合を以て一般を推すこ

と勿れ

在を受くべき者は、實際に於ては三万三十人に過ぎないことになる。」い、「上述の三十三所人、常局者の所謂人十倫万人をして始め明確してある。……ない。即を問一祭年を二母敵以上に抑制する小學校と明常してある。……ない。即を問一祭年を二母敵以上に抑制する小學校と明常してある。……ない。」としたならば、全国別を成の小學校に九月學年を衝散せんければならない。としたならば、全国別を成の小學校に九月學年を衝散せんければならない。氏は更に、此の"從餘"と計一數上、に向"战"しめて"国"はく、

を換したるも亦宜なりと謂ふべし。 常局者が八十萬の利益に関係すといへるは、劉より全國各を指へ來りて、別度我の物を批難せるが如き、我の論の正義を主他の製造のため、全國の市町村が、臨時費に既常費に、多有年限延長のため、全國の市町村が、臨時費に既常費に、多有生んか、費用の一時激増せんことを厳り、徐々に之れを普級の支出をなしつとある場合なるを別て、裂て九月事年を職務を描へ來りて、別度我の物を批難せるが如き、此の論の正義を表したるに過ぎず。恰及せんと期したるが為めのみの本語の表に表示者に表示を持て、別度我の物を批難せるが如き、我の論の正義を表示というない。

知るべしっ

班式編制と覆式編制との區別を

戊は叉常局者の説明中に

さゝる様之が實施をのぞむも、輻側の方法により、市町村の經濟に著しき影響を及ば、も、輻側の方法により、市町村の經濟に著しき影響を及ば、

- 之れにては常局者の第三の利益として舉げてをる見世身心とあるに對して

の發育の蹇を減ずるといふ利益は自ら薬てるもので、自奪

六 不平均學級の疑を辯ず

や、針の診察にあらざれは、堅白異同の俳諧たるに於てを針小棒大の診察にあらざれは、堅白異同の俳諧たるに於てをの利益を没却するに足らず、況や其の不利益とするところは、て意末の周囲にして、氏の所言をして真ならしむるも本側度で真に氏が二重學作問の不利益として列撃せる非項は、すべ

等の関係もあれば余雅の教成する能はざる所なり。 しっ九月単年を十一月単年に改めよとの税は、中単との連絡 しっ九月単年を十一月単年に改めよとの私は、中単との連絡 しっ九月単年を十一月単年に改めるともは、別では、多校によりて四月単年のものとたに対しては、多校によりて四月単年のものと九月単年に 数紙制の方法により、又は氏のいはれたる如く、九月単年に がいいい、かの本の本のよのと九月単年の ものは不利益のとは、多校によりて四月単年のものと九月単年 のものは、北の不利益は多数の象校ある土地、即三郡其の他 のは、北の不利益の一として、不平均稲側を除儀なくすることを 氏は不利益の一として、不平均稲側を除儀なくすることを

にして、四月より八月に至る五ヶ月間に生るゝものは、其の一尙玆に一書すべきことあり、非は毎月出處兒丑歎の不平均

を平均せる単級を作ることを得べきなり。 他の月に生るものゝ約年数に過ぎざることなり。若し氏の思 をつくり、九月擧年に一単級を入擧せしめば、まれにて が、擧年を三擧級以上に編制する所に於ては、四月學年に二 に直は冬季より少く大凡一と二との比例に和當するを以て、 はと述る、方別に於ては夏季の なとし如く孔ととの此なりとせば、其の不平均を敷置せん をの月に生るものゝ約年数に過ぎざることなり。若し氏の思

事務を煩難にすといよ説を駁

t

とにあらずや。小拳兒童の取扱に関する事務と雖も、豊に此る時は、混雑をさけて精確を増さんこと、弥廻の明白なるとなり、粗漏となるを免れざるも。之を適當に分割して繊維するしむることを敷へ、煩難の結果は粗漏となり、不精煩離ならしむることを敷へ、煩難の結果は粗漏となり、不精煩離ならしむることを敷へ、煩難の結果は粗漏となり、不精煩離ならしむることを敷へ、煩難の結果は粗漏となり、不精質をは不利益の二及び三として、就學其の他に關する事務を

類を了し、九月一日より教授を開始するの便あるをやっもし二重擧年制を採用するに於ては、暑中休業中に各種の手に輻輳するを以て、擧年末の休業日を永くするの憂あれども、死や今日の側に於ては、多數見豊の入称及卒業の事務一時

の常規を脱するものならんや。

、教科書に關する感を解く

至腰なるに至れるをや。
では何の教科書に関する帯柳氏の二菱は幸に放念をあることはいふまでもなきことなれども、からることを必要とする社會、殊に俳極の地方にありては、隣保の関係類る要とする社會、殊に俳極の地方にありては、隣保の関係類る要とする社會、殊に俳極の地方にありては、隣保の関係類る要とする社會、殊に俳極の地方にありては、解保の関係類るを整体の結果にして、世の必要に懸すべく、既に其の準備を丁書版様の結果にして、世の必要に懸すべく、既に其の準備を丁書版様の結果にして、世の必要に懸すべく、既に其の準備を丁書版様の結果にして、世の必要に懸すべく、既に其の準備を丁書版様の結果にして、

ル 學級敷地加の憂を解く

言するの要なし。 はれれることにつきては、前に議論したれば、弦に再いはれれるは、不平均単級より生することをも要へられたるせしむべき周囲にはあらざるなり。氏が殊更に「傾あり」と単級數を譲じて直に平均に復すべく、沈重なる氏をして絶い集級數を譲じて直に平均に復すべく、沈重なる氏をして絶いれられる。此の制度に對する最も頂大なる非難なりとせり。されどは不利益の五として 単級を増加する傾きあることをあたは不利益の五として 単級を増加する傾きあることをあ

〇 省令の本旨

森敷は澤楠氏の疑點に對し、後を逐びて構験を試みたり。 全数では以て世の感を解くを得ん。最後に九月県年新設に開発 を終了するを得たるもの、今や補十二歳即数へ年の十三四歳 り、之れが為に見量は従來諸十歳(数へ年十一二歳)にて義務 り、之れが為に見量は従來諸十歳(数へ年十一二歳)にて義務 と終了するを得たるもの、今や補十二歳即数へ年の十三四歳 に進するまで、放果の義務に東縛せらることとなりたれば、 を終了するを得たるもの、今や補十二歳即数へ年の十三四歳 は著さとなれば、教育の實務にあたれるものは、横重に裁務 を整了するを得たるもの、今や補十二歳即数へ年の十三四歳 は著さとなれば、教育の實務にあたれるものは、横重に裁務 を整けるもの、今や補十二歳即数へ年の十三四歳 は著さとなれば、教育の實務にあたれるものは、横重に裁務 を整けるがあるべく早く省合の實施に努められんこと、余 を敷は澤楠氏の疑點に對し、後を逐びて構験を試みたり。

解を駁撃す村普通學務局長の辯九月學年に關する松

澤柳政太郎

あつた。然るに前々號に於て本誌の配者は子の節論に附記し 別重大なる問題ではなく、随つて當局者の失敗と言へば失敗 之を論じたる趣旨は世間に於て九月擧年新散に關し囂々の論 設は教育上好ましからざるものなることを述べた。抑も予の 閉の中に重大なる製器のあることを指摘し、且九月學年の新 部常局者の説明を頼む」と題し、當局者が他に公にしたる説 前號に於ける松村局長の「九月擧年に綱する澤柳氏の說を贈 の序を以て籤蛇的の辯解なきことを注意しておいた。而して 掲載すべしとあつた。之を見て予は松村香通県務局長に私信 て、予の説に對しては文部當局者の擀取あるべければ次號に を以て當局者の子墓の一失として輕く見やう」と明言してお なるも重大の問題でないからして力癥を入れる必要もなから 者も亦勢ひ辨解に力めざるを得ざる有様に考へ、此の引は「格 あり、之を以て當局者を實むるもの少なからざるを見、 いたやうな火策で、寒ろ觜局者の禽めに血路を開いた積りで 予は本誌の前々號に於て「九月學年新設の理由に關する文 之を以て左樣當局者を攻撃するにも當らない。 子は唯之 常局

など得ない場合に立ち至つた。 との誤謬を指摘する一文を見て、予の前に触じたる老婆心も、又な名と促がすか為めには前論に説き及ばざる所にも習及せざい。 松村局長の辯解にして正々葉々たるものなく、非を蔽めに治して葉々非を頂ぬるものである。加之予は私かに當局はんとして葉々非を頂ぬるものである。加之予は私かに當局ならに流とれる。 松村局長の辯解にして正々葉々たるものであらしめ、以道を促がすか為めには前論に説き及ばざる所にも置及せざい場合に立ち至つた。 との説認を提がすか為めには前論に説き及ばざる所にも置及せざい場合に立ち至つた。

に過ぎざることを示すに於ては何等の書ふべきことがないけ ある。楽より甕由を示して競粉だるを明かにし屑々たる甕由 **僻論たるに於てをや」と勝當して何等の理由を示さない。我** 之を用ひなかつた。本論に於ても賢り霊薬に買言薬の筆法に は當局者の爲めに斯くの如き言辭を用ふることを情むもので ことをしない。又「針小棒大の誇張にあらずんは鏖臼異同の 局者を戒める必要かあると俗する。松村局長は子の説に對し 傲ふことをせないと間時に、雀局者の反省を望むのである。 て不相當なるを思ひ、崩論に於ては威情的に涉る言龢は一も 越なる言辭を用ふることは、冷靜に事理の是非を論ずるに於 に惜しむ所である。予は相當の理由ありと信じたるも痛快激 他「强瘵」であると論断するが如き「僻見」と群するが如き。子 る酷が詭辯なるか如何なる獣が序々たる理由であるかを示す て「詭辯にあらずんば屑々たる理由のみ」と聞ひて其の如何な 本論に直接の関係はないけれども、舊酢に関して少しく賞 徒らに斯かる言酢を弄するは責任ある當局者のため

ことを要するものである。又説明に曰く「咸は小學校のみに局者たるものは前の説明を離んで取り消し、更らに訂正するのであると强辯し得るか。若し其意味であるとしたならば當とは、時間上の利益のみならず教育上の利益をも合んだも とは明かである。しかも常局者は猶八十餘萬人に及ぶといふ。。。。。。。ともる「此の事」とは見意の卒業期を早めることを措したることある「此の事」とは見意の卒業期を早めることを指したことは明かである。又「此の事たる」 べからず。蓋し此の事たる、兒童一人に取りは僅かに七ケ月とは義務年限延長の今日に於て最も適切なることゝ言はざる ことを許さない。説明に曰く「見食の卒業期を早めしむるこ局者が必衰したる説明によれば、決して斯くの如く解釋する 學網上何等の利益なかるべしとの説あれども、此制度により 説明を見れば八十餘萬人に及ぶといふ利益は卒業期を早めし 重大なるものある所固より官を俟たるざる所なり」と。この 以内の時日を早めしむるに過ぎざるが如しと難も之を年々義 **全年を通じて出生したる兒童に及ぶべしと辯じた。然るに當** 卒業する見電が中學校に入るまでには尚六七年の蔵月を要す 務散育を終るもの杓八十餘萬八より見るときは其影響する所 0 四月以後九月までに出生したる兒童三十三萬人のみならず。 の程度により単枚の編制を異にする利益を受くるを以て、 するは卒業の時期を早むるといふ時間上の糟耋のみならず敕 ずして矢張八十萬人なり」との標題を掲げて、 卒業の期に就では阿簪の關係なき他の見載も、 松村局長は「新銅の利益に浴するものは三十三萬人にあら |の利益をも合むものなりとて、九月學年新設のため直接 する も中學校に於て之を實施せざると きは 茲に利益と稱 心身の豪育

をである。 型に局長の排解が強勢である。 利益が及ぶとしたならば、この他の利益を含めてある。 のである。即ち新御の利益が入に及ぶとしたならば、この他の利益を書よ内には所謂を辛る八十餘萬人と云たのである。 がはこそ、年々義務教育を卒る八十餘萬人と云たのである。 のである。即ち新御の利益が八十萬人に及ぶとされて居 をを免れない。子としたならば、この他の利益は小學校全體に及ぶとしたならば、この他の利益に及ぶとされるである。 をを免れない。子として修幹上の市所を早むる利益を考へて居 とを免れない。子として修幹上の市所を早むる利益を考へて居 とを免れない。子として修幹上の市所を早むる利益を考へて居 とを免れない。子として修幹上の市所を与いよいのである。 である。 でっ。 である。 である。 である。 である。 である。 でる。 でっる。 でる。 でる。 でっる。 でっ。 でっ。 でっ。 でる。 でっる。 でる。 でっる。 でる。 でっる。 でっる。 でっる。 でっ。 でっ

Ø

であ

如何にして全國各小學校に九月學年を散くることを豫想し得ない。又此の静密なる省令は九月學年を散くることを許したので、又此の静密なる省令は九月學年を散くることを許したので居る。全國各小學校に九月學年を散くることを許したので居る。全國各小學校に九月學年を散くることを許したのである。全國各小學校に九月學年を教くることを許したのである。全國各小學校に九月學年を教くることを許したのである。全國各小學校に九月學年を教くることを許したのである。 と論じたのは決して經過の際に於ける特別の場合を見ていう 5 畑何にして豫想し得るか。省合には「土地の狀況により九月來に於ては 全國 各小學校に 九月學年を散くるに 至ることを て少ないといふことに對して耕じたるのである。當局者は勝 ぎず」と辯せり。これは予が九月學年を實施する學校は極め 各小學校に於て九月學年を設けたる場合を課想したる者に通 し、「陰局者が八十萬人の利益に關係すといへるは固より前回 が如き我論の正鵠を失せるも宜なりと謂ふべし」と言ふに筆 て少ないのである。 かしも九月學年を設くべしと明書しない。 併ながら以上の場 同學年の見煮を二學級以上に繼續する場合に於ても省合は必 一日に始まり翌年八月三十一日に終る學年を置くことを得し 合に於ては必ず九月學年を散くべしとするも非見贷數は極め ý, O 次に局長は「過渡の場合を以て一般を推すことなかれ 極過の際に於ける特別の場合を捉へて制度其物を非難せる 叉子が二重銀年制の利益を受くるものが極めて少ない 予は明かに選事を述べておいた。 然るに

豫想するに至つては予は豫想者の常識を疑はざるを得ない。校があらうが此等に對しても漸次二重學年の側を實施せんとつては驚く外はない。又今日全國には六七千以上の單級小學

四

編制する場合に限る趣管を明かにして居る。子の前に論じたたる依命通牒に由れば明かに同一學年の兒童を二學級以上にたる依命通牒に由れば明かに同一學年の兒童を二學級以上にな如くに言うて居るけれども、普通學務局長の地方官に宛てのものなかるべく、賞局者も説明に於てこそ、かゝる場合あられ。併ながら世間には新かることを實行せんとする沒常體設けんとするの趣意ならば教育上斷然之を排斥しなければな 大なる利盛あるは背ふまでもないことである。若し二學級以より、たとへ敬青の差を減ゆるとも合級の延制に由るよりもある。たとへ兄竟心身の敬青の差は多少大なるも單式緩制にある。たとへ兄竟心身の敬青の差は多少大なるも單式緩制にを得んとして更に夫よりも大なる利益を失ばんとするもので れない。併ながら難式の艋舺を楽てゝも即ち合級編制の方法 上に縞側するほどの兒童數なき小學校に於ても猶二重學年を によつても猶二重學年の側を行はんとするは敷育上一の便益 予が矛盾なりと述べたるは少しく稼営を狭いて居つたかも知 も猶二重學年を實施するは當局者が教育上穏々の便益ありと と題し、二學級以上に繙御する程の兒童敷なき小學校に於て のは其他の 對し、暴人にも似合はしからざる攻撃なりと云ふた。 して擧げたるものを自ら棄てるものであると子の論じたるに 上不利あることを述べたのである。 次に松村局長は「軍式編制と復式編制との區別を明にせよ」 場合に於て實行せんとする が如きことあらば敵官 成る程

へれば卒業の期を早むるといふ點にあるのである。心身の發元來几月墨牟の側度の利益は就學の便を爽へること言ひ換

賞(派 職)(上)こ 此期を實施せんとしたならば必ず重きを此點にお と思 4 なつて居る。 局長の辮解に依つて見るときに、 飲り此點に重さを置いた きの断 練 迎o問o異 味のものとの書の 理由がころにありとしたならば予は、 | 煎味に放て悶むべきことである。されば前に心心心身衰育の差を減ずるといふ利益ありと 上差支ありといふことはない 申っ下のか につのの見つのつ ÷ する場合に る Ø0 過っとのるの差の はいりから見っは出来 さの以のべるをななってのきの味の 輸の が如くこ 二學級以上に経制するはどの ながら 差 者し當局者にして に於 叉方験上に於ても のの器のなっちゃ あっ此っな 限 重単年の制 での扱ういっぽっ 応動に重きを置く理由を ない。殊に前に軸じたな した。 しているのでのである。 るの點のい 何人も考ふるが 7 ある語の他のを きことである。 年未満なる 側の常の探り 近來 する。なっとっ やうにも見えなかつた。 は な大に避けなける特果を得るにで 免盘 同一祭年の見量を二學 は此點 の年齢の登 果して二種學年 のである。 がつ芳のより 如 研究 便の人のこの に拘らず、 ζ, 由を登りすることが出來たるが如く學問と並びにもならば此點に重きと での成のはのあっるの質の 見遺敷なさ小 更らに別に群論した に重きを置い は著 又文部の ば前の説明に於ては あ ŧ ā れの至 ι はならいの敬う いふは ればニ **D3** 為め 新 との年の程の 強騰 然るに松村 股 **ታ**ን 夢し ◇大○徻○・ 一般以上に んけ の重大な tz 極。重 ŧ: ふののったっ やうに に脚 かの果ての年 教授 Ť 軽の均のもの れば いっにっるけいっしつ利のよっ年の登れ意の意の

軽の動

五

すっこ 略のよ l τ 等c四c辨 しゅ用っし とのにのて いの人の居 ふの學のる

> <u>ل</u> ٤ ķ とは出來 又十一月學年に 不の學の者ので 齢未満者の入學を許すことろする の範囲も極めて狭 ٥ع د ي 四月學年のものと九月學年のものとを區別するも可なりと 八華級、十舉級の場合は如何にすべきか。 するも二學級の場合、四學級の場合、 成穏三季級の場合六學級の場合、 に入學す すっこっぷるのとの月 مئدو 可の年のののわ 改むる外 T である、又理由のないことである。然るに松村局長は昨年に限り、學問を済者を入るさしむるといふことは絕對にい入學を許すといふことであるならば聞えて居るが、九月の人學を許すといふことであるならば聞えて居るが、九月のると考へて述べたのではない。何れの學年にも學齡未開めると考へて述べたのではない。何れの學年にも學齡未開めると考へて述べたのではない。何れの學年にも學齡未開めると考へて述べたのではない。何れの學年にも學齡未開めると考へて述べたのではない。何れの學年にも學齡未開めると考して述べたのではない。何れの學年にも學齡未開 Ł Pro こ0や0季 20m0年 斯くの如きことは實際に行ふこと極めて難く、 一學級を いうて居 敢 出。 平均する學級を作るを得 ÿ 5 來 À. がの糟っと 6 ž ico かできないといふことを確のことを飲べてするにある。 猶予か此不平均を矯正するには九月事年には學 作り、 見貴數は大凡四 4.0 Ti 9 るが、予は賛成を求めやうとし 脱ては局長は 年を三事級以上に編制する 以。 上不平均學 ij を明 九月擧年に一 之によつて不平均を矯正するといふこ が載する 「手張の 級し 月の見量数の字は 1 べきなりに か、 生する 至 九學級の場合は建支なしと 學級を入學せし うて 一数成する能 五學級の場合、 九月學年を十一 は無く は。 成は學校により Ł 厚。 所に於ては四月夢 言うて居るが Ó 7:0 T 外はな はざる所な めば、 Þ ð٥ るの 一月學年 **共適用** 七學級 と局長 ō b

六

数のっ十

時に蛸 局長は「郡務を煩難にすと て多忙を極 Ū ð いふ説を駁す」と題し、コ ときは勢ひ粗漏となるを発

##を貸すは所間緊白異同の排といふ外はない。 「この新入生を迎へ、二回の卒業生を出て混雑にあるというたことは市町村役場の事務を類雑にし、類雑の市の事務及監理の事務を類雑にし、類雑の結果は粗難となり特殊を期し能はないといふたこと丼に現在小果は粗難となり特殊を期し能はないといふたこと丼に現在小果は粗難となり特殊を期し能はないといふたこと丼に現在小果は粗難となり特殊を期し能はないといふたこと丼に現在小果は粗難となり特殊を期し能はないといふたこと丼に現在小果は粗難となり特殊を期し能はないといふたこと丼に現在小果は粗難となり特殊を期し能はないといふたこと丼に現在小果は粗難となり特殊を期し能はないといるを見て、気軽の動きる。而して予の既を許し「黒白を類倒するの甚しきものである」というたと思ふ。所述の事務の無難あるものは決して新くの如きなと見て、悟る所があつたらうと思ふ。而かも独後れが如きとを見て、悟る所があつたらうと思ふ。而かも独後れが如きとを見て、悟る所があつたらうと思ふ。而かも独後れが知るというた。 「はない、自ら教員の教育のがあると思ふるというなとない、自ら教員の教育の事務を登まるというない。 「はないというない。」と言うて居がればない。

の物笑とならざらんが鳶めに速かに其準備を解かんことを動の物笑とならざらんが鳶めに速かに真準備を解かんことを動がされざるに先つて九月學年に慮でる教科書を編纂するが「教育園」の決議の如く他に必要なる種類の教科書すら未だ編纂せられざるに先つて九月學年に慮でる教科書を編纂するが「教育園」の決議の如く他に必要なる種類の教科書である。此點に関しては雑誌「教育界」の説並に存の框案を要することは新観賞然の結果にして既に基準備を存在する。

t

る傾があるのである。其母被する所がないといふのは極めてて斃みたる所は四串級となる如く何れの場合に於ても増加すを實行する上に於て三拳級とならんとする傾あり、三拳級に得要領の甚しき者である。從來二學級にて渋みたる所は新制水に「學級數堆加の髮を解く」と題して局長の辨する所は不

原すれば磯称年限の延長もありたること放少しにても見量父するものと開はんければなられ。子を以て営局者の異意を構

著しき困難を生じたることなしとすれば新劇の理由は消滅

予は詳細に其場合を観明してもよろしい。称なる例外の場合である。當局者にして尚領會しないならばの。。

1

常に少ないではないか。子は普通墨務局長よりして「之を動作しる」とは不當とせねばならぬ。第二に「之を動いる」とは一番して、ことは不當とせねばならね。第二に「之を動いる」とは不當とせねばなられ。第二に「之を動いる」とは不當とせねばなられ。第二に「之を動っている」とは不當とせねばなられ。第二に「之を動っている」となるが、當局者が実利便を被むるものを誇った。 文部省の意見を一貫せんに森に義務教育年限の延長あり、 に過ぎない。固よりたと ヘ千人二千人の ため に利便を置る はない。又三十三萬人でもない。多く見積るもその十分の 朋かである。 側は羽ら卒業の時期を早めやうとする趣旨に外ならねことが て用る。 狢敢背終了者の増加せんことを慮りたるに外ならず」という **あもの、** れが爲めに兒童は從來滿十歳にて義務教育を移了するを得た ゝことゝなりたれば。之を勵行するに著しき困難を生じ、 忧に戚かるものである。 若し的確なる事實の之を證明するも 行するに著しき困難を生する」といふが如き賞を聞き實に のがあるならば明示せられんことを望む。若し之を勵行する 最後に局長は「省令の本旨」と題し「九月學年新設に願する 之に就を第一に言ふべきは前に述べた如く新學年の 今や第十二歳に建するまで就學の義務に束縛せらる 然らば此の利益を被るものは決して八十萬人で

ない。 は、現場のより出でたる規定も遺憾ながら反動せざるを得る。 を選ぶは進だ再なりであるが慎重なる審議を経ざりし為る。 を認いは進だ再なりであるが慎重なる審議を経ざりし為らうと思ふ。予は充分に當局者の差纏心を推案するものであ 兄の便益を置けたしとの老婆心より新制を設けたるものであ

1

に就きて論せざるを得ない。法令の自ら空文に勝せんことを希望したる予は更に一二の點者が強ひて我意を主張せんとするの精神あるを知り、前きに以上は松村局長の擀解に對して論じたる點であるが、當局

t

固より入學の時期を過ぎて居るが爲めに其見量の入學は四月 月以後に於て二重學年を散くる市町村に移住したりとせんに 月二日以後、九月一日以前に生れたる兒童を有するもの、九 住居する見食保護者は英四月二日以後九月一日までに生れた を乗げて疑を質したいと思ふ。九月學年を繋けたる市町村に ものではないが一應尤もの疑である。予は茲に具體的の場合 には「學齡兒童の學齢に達したる日以後に於ける最初の學年 學年を待つ外はなからうと思ふ。然るに小學校介第三十二條 九月學年を設けざる市町村に住する學齢兒素保健者にして四 ればなるまい。これは雀だ不都合なることではないか。 更に る時は一旦負うたる所の就學の義務は消滅するものと見なけ 學後數月の内に九月學年を散けざる市町村に移住したりとす の見量を入事せしめたりとせんに、此者が実の見量の九月入 **る學齢兒童をして九月より就學せしむべき義務を負ひ現に其** に給せられなかつた點を鋭いて居る。予は全然之に同意する 育界」に於て「小學校入學期の法理的觀察」と題し、從來世間 その一は法令上の疑義であるが、山田邦彦氏は前月の「散

和せしむべきか、並て常局者の頭解を求める。とある。此動令の規定と、並に假定したる場合とは如何に翻その終期に至るまで學齡兒童を就學せしむるの義務を負よ」時を以て就學の終期とす、學齡兒童保護者は就學の始期よりの初めを以て就學の始期とし尋常小學校の致料を修了したるの初めを以て就學の始期とし尋常小學校の致料を修了したる

1

のである。とする趣意ではない。常局者にして悟るあらば予は滿足する者を促すが爲めに飛げたのであつて敢て常局者を追究しやうである。最後に掲げたる二個の疑問の如きも予は當局者の反である。最後に掲げたる二個の疑問の如きも予は當局者の反とを要するに九月學年の制は予は重大なる問題と見ないの

の考慮を終、局長の決定を經、更に参事官等の審議を爲したである。告通學務局に於て風像の審議を經、局勤務の參事官るりれども容易でない。二重學年の新設の如きも事甚だ簡單額は最後に一言するのは法令の改正は事簡單の如くに見ゆ

を望むものである。なる態度を望むと共に民間論者の議も亦十分丁重ならんことでる態度を望むと共に民間論者の議も亦十分丁重ならんことでから尚ほ不偏缺點あるを免れない。予は常局者の一層慎重を後次官大臣の決裁を極て始めて發布せらるゝものである、

第八七一号 (一九〇九年六月二十五日)

能はざること等の不利益ありとせり。 妹をして兄姉の用ひたる鮫科檻を利用する ること、(六)中學との連絡を不便ならしむ、 鄰ならしむること、(五)轉奉の不便を生す 膨張する憂あること、(四)数案及教授を復 と。(三)単級數を増加せしめ、學校經濟を る所にあらざれば、不平均學級を生するこ なるを以て、同學年を三學黻以上に繙制す **豊敷は、其他の月に生る」児貴敷の約半敷** より八月に至る五ヶ月間に出産せらる1兒 くすること。(二**)統計**によるに、毎年四月 び男女の性別等によりて斟酌する餘地を粉 して年齢の上に置き、學力境遇生理狀態及 正の一面には、(一) 學級編制の標準は主と **並だ少数(約百分の七)なのみならず、** に此等の利益に均霑し得る見重は、統計上 を減少し得ること。等を公にしたり。然る 文部省は二重學年制を新設せる理由として (七)致科書を複雑ならしむること、(八)第 學級を繙削し得ること。 (四)客第生の損失 發育の程度の相類似せるものを集めて、 (二)見量の卒業期を早めしむること。(三) (一)學齢兒童の就學に便ならしむること。 付て討議し、左の決職を貸せり。 日、二重単年制間頭に関する委員の立案に 大日本教育圏は九 間改

二重学年制度実施に就いての利害

利と認むべき点

等しき者を同一学級に編制し得ること一、児童の年齢が約半ヶ年接近するを以て比較的身心発達程度の相

等しき者を同一学級に編制し教授し得るは本法実施に就て得る処従前の制度に比し児童年齢の差短縮せらる、が故に比較的個性相

の利益なり

縮し得ること二、所謂落第処分の場合に見重の被りし一ヶ年の不利を半ヶ年に短二、所謂落第処分の場合に見重の被りし一ヶ年の不利を半ヶ年に短

を佳良ならしめ得ること四、約半ヶ年早く卒業し得るを以て就学の便を興へ随つて其の歩合

説や義務教育年限延長せられたる今日に於ては順当に合格して尚なるものに在りては之れがため就学の義務を欠くもの少しとせず長ずるに及んでは家事の手伝をなさしむるもの多く其の生計困難現今一般の保護者及児童は一日も早く就学を希望し而して年齢稍

就学の義務を欠かしめざる利益あり
黄究なる保護者の困難察知すべきなり本制度は此等の児童をして発と満十三年に近き年齢に至って義務を完了するものあるに至る

家経済上の利益少からざること五、学齢児童の若干は約半ヶ年(七ヶ月)早く卒業し得るを以て国

実務に従事するの期間をして長からしむるの利あり即ち幾部分の学齢児童をして約半ヶ年早く就学の義務を了へしめ

11 不利と認むべき点

を生ずること「、学級の数を増加し且其の構成上一学級に対する児童數の不平均

多数の学校に就き出生の月日により児童数を調査せしにをとうできます。

(一)春期入学児童数(全世年三月末近の生)百分の六十五(一)春期入学児童数(白 九 月 一 日)百分の六十五

(二) 秋期入学児童数(自四月 一日) 百分の三十五

の歩合を得たり故に

- に在っては、(イ) 一学年を一学級に編制し一学級の定員を七十人とする学校
- (一) 賽期入学見重数、 · 70×65≈45
- (二) 秋期入学児童数、 70×35≈25
- に在っては、(ロ) 一学年を二学級に編制し一学級の定員を七十人とする学校
- (一) 春期入学児童数、 70×2×65=91.

- (二) 秋期入学児童数、 70×2×35=49
- に在っては、(ハ) 一学年を三学級に編制し一学級の定員を七十人とする学校
- (一) 春期入学児童数、・・

 $70 \times 3 \times 65 = 136$

- (二) 秋期入学見童数、70)
- $70\times3\times35=74$

は儘に二十五人となるの不平均を来す学校と成り而かも一学級の児童數は春期の四十五人に対して秋期して一学年を二学級に編制せん乎六ヶ年の後に到らば十二学級の学校に在っては勢ひ一学年を二学級に編制せざるべからず、果たの数を生ず而して一学年を一学級づゝに編制する学校即六学級のの数を生ず而して一学年を一学級づゝに編制する学校即六学級の

て一ヶ年一学年の制度に比して一学級を増加せざるべからざるな授し得るものにあらず、故に止むなく春期二学級秋期一学級とし十一人となるを以て法令上の規程に超過するのみならず実際上教又一学年を二学級に編制する学校に在っては春期入学児童数は九又一学年を二学級に編制する学校に在っては春期入学児童数は九

学校の春期学年にのみ行ひ得るが如し
男女学級を異にするを以て本體とせられたる所なるに本制度は之男女合同は教授上訓練上に不利の生ずるは事実なり、これ法令上男女合同は教授上訓練上に不利の生ずるは事実なり、これ法令上の大学の児童に在っては男女に依りて区別すること比較的必要少二、学級編制上男女の区別をなし得ざる場合増加すること

三、児童転学の場合処置困難なること

秋期入学の児童が一ヶ年一学年の学校に転学せん乎此の場合に於

すべく而して之れを複式に教授するが如きは其の繁雑到底忍ぶべ四ヶ月の差あるが故に何れの学級に編入するも教師も児童も困難てこれ等転学児童は何れの学級に編入すべきか、児童の実力は約

四、中等程度の学校と連絡を欠くこと

からざる所なり

限にあらず、後にして中等程度の学校も入学期を年二回に改むるあらんには此らざれば当分目的以外の学校に入学せざるべからず、但六ヶ年以らざれば当分目的以外の学校に入学せざるべからず、但六ヶ年以兄童に在っては此期間の連絡を欠くを以て七ヶ月間廃学するか否本制度に依り仮令半ヶ年早く卒業するとも中等程度の学校に進む

五、教員組織上毎年一名の剽員を生ずるあること

(イ) 一学年を二学級に編制する学校即十二学級の学校に在って

- 12
- (二) 九月一日より翌年三月末日迄は十三学級正教員十三名、

(一) 四月一日より八月末までは十二学級正教員十二名、

- 四月一日より八月末日遊は正教員一名の過剰を生ず、故に差引十二学級正教員十二人、となる以上の計算に依るときは(三) 三月末日には二学級卒業して四月一日に一学級を増す、
- (ロ) 一学年を三学級に編制する学校即十八学級の学校に在りて
- 一)四月一日より八月末日迄は十八学級正教員十八名、
- (二) 九月一日より翌年三月末日迄は十九学級正教員十九名、
- 故に差引十八学級正教員十八名、となる以上の計算に依るときは(三) 三月末日には三学級卒業して四月一日に二学級を増す、

当の方法を発見せず くは准教員を増置することは法令上の規程に於て許さヾる所なる 可能のことに属す、又四月以後八月迄学級以外に二名の正教員若 処理し以て学校全体の成績を佳良ならしむる積極的経営は殆ど不 的に攪る能はざるなり、而して十二学級以上の学校即ち規模大な を増置することを得るの条項あるが故に、九月一日より翌年三月 担任する教授を補助する為に学級外に一名の正教員若くは准教員 教員待遇上忍ぶべからざる所なり、何れにしても此間に処する適 び学級数の減少に伴ひ一名を解任するが如きは取扱の繁雑は勿論 べく、毎年九月より翌年三月迄は規定の教員を任用し、四月に及 にあらずんば其の困難一層甚しく、教授訓練の統一を図り校務を る学校に在っては、学級外一人の正教員若くは准教員を増置する むべしと雖も、実際此期限(七ヶ月間)校長は全般の事務を積極 末日迄はこの増富教員に一学級を担任せしめ教員の過剰なからし 校令施行規則に依るときは六学級以上の学校に在っては、校長の 四月一日より八月末日迄は正教員一名の過剰を生ず、固より小学

六、学校設備上多くの経費を要すること

る所なるべし に於て更に設備の拡張を要するが如きは恐くは市町村の同意せざの年限が六ケ年に延長せられ之に伴ふ設備の未だ完成せざる今日械器具は毎年四月より八月中は不用に帰することあり、義務教育は更に教室を増築し且これに伴ふ器械器具の新舗を要す、但此器本制度は啻に教員の増加を要するのみならず又多数の学校に於て

七、此他教授訓練及管理上より来る損失は凡左の如し

- (イ) 教科書及教授細目の二重編纂を要す
- (ロ) 諸帳簿及諸統計表の二重關製を要す
- (ハ) 毎年二回の入学式卒業式学年末の休業を行はざるべからず
- (二) 幼児をして炎暑の候に入学せしめ学校生活に馴れしむるの

(ホ) 此他教授訓練管理上に凡て複雑なる手数を要す

結論

総攬して職務に対する活動量を増加することで、十二学級以上の学校に在っては今後六ヶ年間二部教授を為すか一、六学級の学校に在ては永久に複式教授を行ふ覚悟をなすことで、大学級の学校に在ては永久に複式教授を行ふ覚悟をなすこと

にて三学級を担任すること。これで三学級を担任することにて三学級を担任し十八学級以上の学校に在っては二人三、十二学級以上の学校に在っては毎年九月二日より翌年三月末日

究の結果を発表して以て当事者の参考に供すと云爾での結果を発表して以て誤りなきを期すべきなり、茲に研べしと雖も其の利害の関する所甚大なるが故に之が実施の局に当すること、等の方法を行ふあらば比較的経済上の不利を補ふを得四、三ヶ校連合して内二ヶ校を寿期学校として一ヶ校を秋期学校と

新設学年に関する調査報告

常で御委嘱相成候新設学年施設に関する件別紙の通り調査を了し候

間此段及御報告候也

明治四十二年七月四日

構場兼吉

斉藤平次郎

同

同演滅久明

同

根岸伴作

同 下平末蔵

高山栄一

上野教育会長神山間次殿

失左の如くなるを以て之が実施に就きては最も慎重なる考慮を要す本年文部省令第十二号を以て改正せられたる新設学年の施設は其得

べきものと思料す

記

一重学年を実施する得失

第一、得とする点

一、四月二日より九月一日迄に出生したる児童をして従来の規程よ

り早く就学せしむる便あり。

利便あり。二、同上の児童をして従来の規程より義務教育を早く終了せしむる

三、修卒業否認の児童をして一学年間の損失を免れしむ。

第二、失とする点

益を欠くを免れず。成り児童の知能境遇発育状態男女の別等諸種の点を考察するの便成り児童の知能境遇発育状態男女の別等諸種の点を考察するの便数となるを以て学級編制の標準は主として年齢を以てすること、「、二重学年の制は同一時期に入学する児童教従来の制に比較し少

も此の如きは准教員代用教員を多く使用し居る現下の状況に於ていて、二重学年を採用する時は学級を増加せしめ学校経済を膨脹せした。というでは、四月より八月迄の出生児童数と九月入学児童数とに不平均を生実上少きを以て四月入学児童数と九月入学児童数とに不平均を生ま、四月より八月迄の出生児童は九月より三月迄の出生児童より事

四、各学校画一に行ひ得ざるを以て転学の際直に適当学年に入学すは教授上の困難を増すを免れざるべし。

ること能はざるの不便あり

を要する今日更に二重学年の制を行ふ時は就学其他の事務の煩瑣六、義務教育延長の実施日尚浅く是れが完成に向ひては尚大に努力書を利用すること能はざらしむる不便を生ずることもあり。五、教科書を多種ならしむるを以て弟妹をして兄姉の用ゐたる教科

七、中等教育に進む連絡の不便あり。

を増し義務教育延長の完成を困難ならしむる虞れあり。

るべし。八、師範学校の卒業期を毎年二回となさべれば教員の供給上不便あ

函館區長 Ц 田

こり之を見れば、校令上の義務は亦他の法令上の義務と同じの有無の如きは、固より問ふ所にあらざるなり。然れば臣民 なる所なり。小學校令は、卽ち其の範圍に於ける動令にして 顧を増雄するために、學者のひはゆる法規卽ち臣民の權利養 律に變更せらるゝことあるべきことの條件を以て、 就學其の他の義務は憲法上の兵役納税等の義務と、邀も其の 亦學者のひはゆる行政命令なるものなり。故に校令に於ける 粉に開する命令をも發することを得るは、其の第九條に明か く絶對に服従せざるべからざるものとす。 性質を異にするものにあらす。其の違反の場合に於ける側裁 我が恋法に依れば、法律を變更することを得ず、若くは法 臣民の幸

は法規を定め得べるも、是れは否らざる點に於て其の性質效勢行命合なり。彼れは本法にして、是れは附屬法なり。彼れ 飲に施行規則は即ち其の名稱の如く、小學校舎てふ根本法の 之がために其の根本法に機動を及ぼすを許さるこものとす。 限定して、根本法の解釋及施行手續のみを定め得るものとし 依りては、この種のものを、別に執行命令といい、其の意義を 小學校今施行規則は、廣義に於ける行政命合なり。學者に

れに軽くするが如き筈のものにあらざればなり。

のゝ観念にして、果して大談なしとすれば、之を今度の小學 校合施行規則の改正(#44含き)に對照し、而して法律的の觀察

以上小學校令と其の施行規則との關係幷に其の義務なるも

上の利害得失の如きは、姑く之を他に纏り、吾人は專ら如上 を加ふるとさは、頗る疑園の氷解せざるものおり。彼の敎育

的に見れば服従にして、客観的に見れば強制に外ならざるも骸定變更するを得ず。而して公法上より観察して、之を主観又は相當の效力を有する命令を以てするにあらざれば、之を痛なり、貢獻若くは犠牲なり、不利益の負擔なり。故に法律はらるべきも、要するに法律的拘束なり、自由の制限なり、苦いらるべきも、要するに法律的拘束なり、自由の制限なり、苦 務なり。而して其の何れを間はず、公平にして平等に負擔せる者を入學せしむるを得ざる義務(本語)の如きは不作賞の義 之に違反するを得ず。施行規則が自ら動意義を附加して、校力を異にす。故に施行規則は、一に校命の意義に拘束せられ 來臣民一般の負擔を要するものなれば、慢に彼れに重く、是 しむべきを立法の本旨とす。何となれば、是等の義務は、元 村團體に於ける藝常小學校體嚴維持の義務なりとす。夫れ義 手綴等の書を以て、其の資を発るっを得ざるものとす。 **合の不働を補充するも、亦一の違反にして、** 學(第三十)の義務の如きは共に作為の義務にして學動に達せざ 類推等を許さゝるを原則とす。學者又義務を、作為と不作爲 のみ。並に於てか、是等の解釋は最も嚴格なるを要し、附會 小學校令上の義務の重なるものは、所謂就學の義務及市 とに別つことわり。校合を以て云へば、學校設置 (麻片) 及就 のなるが故に、國家は之を疑例し、臣民は之に服從するある 務なるものは、元來及法と私法とを問はす、穢々の言語を用 彼の解釋者へは

い點より論評を試みんとす。

なり。何となれば、法都ち校合か、學年の開始に一定の意義

あるを豫期(前の四月なると、「中」同と)せることは、

現に其の間時

に制定せられじ施行規則が、之を一年一囘と解釋したるを以

「其の精神を見るを得べければなり。況や校合と規則と

は丘に相連絡し、修業年限及事級等。何れも畢年(0元年期) と

外にあらじと强辯するものありや否や。土地の狀況なるが故に、行政の運用上之を一般に勵行せば例の如き大例外を追加せるの大膽なるを一言せんのみ、しかもとして動かすべからざるものと信ずるに、例の規則は平然期

Ξ

し法律的に論ずれば、市町村は、果して之を施行せざるを得町村別醴に謂はれなき墳負債を命ずるものにあらざるか、若町村別醴に謂はれなき墳負債を命ずるものにあらざるか、若之を極端に云へば、全國各校(行きが)現在の學級數の倍數にも直接動揺を來たして、當局者のサモ倹約らしき説明の反對に重接動揺を來たして、當局者のサモ倹約らしき説明の反對に重接動揺を來たして、當局者のサモ倹約らしき説明の反對に表して、等しく規定を以て拘束せらるべき學級的倡製上に、然れども一年一門の入學期が、俄かに二関に増加したる結果として、等しく規定を以て拘束せらるべき學級の倡製上に、然れども一年一門の入學期が、俄かに二関に増加したる結果として、等しく規定を以て拘束せらるべき學級の倡製上に、然れども一年一門の入學期が、俄かに二関に増加したる結果として、等しく規定を以て拘束せらるべき學級の倡製上に、

にして果して校舎達反のもの萬一にも之むりとせんか、法理上不法の命令は、始めより命令なるものなるに小學校令は、霧常小學校の修業年限の四ヶ年なるを、僅か二ヶ年延長するだに、自ら法文を改正し、又補智和の設置の如き、事實上一學級の増加位にすぎざる程のもの、市町村會の意思の決定に待つが如きを見ても、如何に公務の設備費用等を、經常に將た臨時に要することが、果して小學校令の意思なりや否、各人は單でして、別上要するには少くも本料正教員一人を宛つべき外、尚相然を一學級には少くも本料正教員一人を宛つべき外、尚相然を一學級には少くも本料正教員一人を宛つべき外、尚相然るを一學級には少くも本料正教員一人を宛つべき外、尚相然るを一學級には少くも本料正教員一人を宛つべき外、尚相然るを一學級には少くも本料正教員一人を宛つべき外、尚相然をと教育上のみの問題とせず、尚法學社會の研究を促さんと欲するものなるが否かの問題とせず、尚法學社會の研究を促さんと欲するものなるが否かの問題とならん。何となれば若し本問題とながすると、なる學級にして、一般の意思なりである。何となれば若し本問題となるものなるが否かの問題とならん。何となれば若し本問題となずるものなるが否が否は持つないは若し本問題となずるものなるが否が否が表示。

『敷育学術界』第十九巻第二号、 一九〇九年五月十日)

小學校令施行規則改正

関する大事にしてその影響する所頗る大なるものあるべしと、斯の改正は單に一項を加へたるに過ぎざれども、小學教育に始まり翌年八月三十一日に終る學年を置くことを得しとせり。 文部省は一部父兄の希望を容れて輕卒に斷ぜしやの嫌あり。。4、4回の改正の如きは決して敎育界全般の希望にあらず、 **令施行規則中に改正を加へて「土地の狀況に依り九月一日に** 月に入學せしむることの窃かに流行すべく、然らざるも九月 **ぐ早く學校に入れたがるものなれば、敎員の手心によりて四 法令には「土地の狀況に依り云々」とあれども、父兄は成るべ** 教育界を混乱せしむること少からず、今回とても同様なり。 **命及現狀の如何に頓着なく、突飛に法令一部の改廢を企て、** せしむることに改むべしとの職を出せしものもある程なれど 以て、爾て六月三十日迄に磷六歳に避するものは四月に入學 信ずるものなり。斯る希望は從來一部父兄の抱きし所なると 交部省合第十二號を以て明治三十三年省合第十四號小學校 從來とても文部省は狂馬の飛び出したるが如く、 周脳の法

> やは問題なるのみならず、緊急といふにあらざれば、髙等数 る。然れども、斯ることが敵育上好影響なりといよべきや否 育會職にかけての後にして貰ひたかりしなり。 入學を許す學校は父兄の要求上自然に多くなるべしと信ぜら

らざるに該改正は之に反す六教青費増加するは必然の結果に終の如き制度は全國統一せしむるを以て方針となさにるべか前掲趣旨に反する結果となり、生徒の不利益甚し五學期の始 八月卒業のものは半年を待たざるべからず、是れ亦文部省の果となる四中學其他はすべて四月を學年始めとするを以て、これ文部省が半年早く卒業せしめん と い ム 趣旨に反する結 なり。 科書の外他に一の敷料書なきに、之をも雖ひて用ひしめざる 途にて轉撃の者は半年を待たざるべからざる場合生ずべし、 る處の外すべて複式敷授を爲さゞるを得かるに至るべし三中 級のものは十二學級となり、各學級擔任敬師は多數の見彙あ へからざる不都合あり二爾次各學級とも増加して終には六學 る改正をなしたるもの、何卒有れども無きが如くしたをもの して文部省の辯解の如きはまことに實地に疏き書のみ。読粉 散育年限延長せられて經費散焰の折柄、餘りに早まり過ざた 惟ふに一四月入學として春夏秋冬の順序に敵材を撰びし敵

12. 『教育時論』第八六七号(一九0九年五月十五日)

小學校令施行規則改正

獅吼野調

れにが求め度、可然御紹介順度機。 秋解せざるもの有之。飲みに左に別配致し、啓進の数示を、何候。然るに之を他の條項及根本法合に比照するに、却て疑題の候。然るに之を他の條項及根本法合に比照するに、却て疑題の存むの説明機のものを公にせられたるが故に、吾等其の智趣の存貨の説明第二十五條に追加せられたる候項につきて、新聞紙等に、放育時論配省費下、此頃交部省合第十二號を以て、小學校会施

たる理由。(一)従来四月の入學期(第)の外に、九月の入學期(新)を設けられ、先善等疑問の要點は。

クバンと思り犬孔といんだりままぴっぱ又はたよら汀寸等一番そりれたること、(二)新入外期適用の範囲を、一般とせずとて、王地の狀況に限ら

(四)新館入學期の異なる學校兒童の轉母につきての説明。兒童を二學級以上で指調する小學校に限定せられたること。(三)土地の狀況といふ法の意義を「市叉は大なる町村等一學年の

との見解に對するものに御座候。(五)この改正が、市町村数曹貴に變動を及ぼさず。

らざるべしと思ひたればなりとありて、當局者の親切の情明白に長の今日、其の卒業年齢等にも頗る影響を及ばし、父兄の迷惑静かヶ月の差にて翌年迄入學し得ざる多數の見量を生じ、義務教育延尊には、毎年四月只一回のみ入學を許したるも、之にては僅か一二めしむる趣管に多ならずとあり。文相談といふ東京日を新聞の記めしいふ説明に、「學輸兒童の就學を便ならしめ其の卒業の期を早しといふ説明に、「學輸兒童の就學を便ならしめ其の卒業の期を早しといふ説明に、「學輸兒童の就學を便ならしめ其の卒業の期を早

其の就學を便ならしめ又は卒業の期を早むるといふことを其體的 所、この一點より見れば、今度の改正は萬蔵至極と申すべきも、 右就事の便否は仰の如くにて、 聞えたり。 の遍速問題にすぎぎるべく、是れが、卒業年齢等にも頗る影響を及 に考ふれば唯新期入學兒童各人に對し、結局相對的なる六ヶ月間 殺せられ了らん。されば新鯛の得の確實せるものは、小學校限り 月迄中プラのものとなり、最初の入學六ヶ月の得、玆に到りて相 大概の中等単校は、 足別に照らし見れば、八月に卒業(英貴は古月)すれば中學校は勿論、現制に照らし見れば、八月に卒業(英貴は古月)すれば中學校は勿論、 中學等の入學期も追て改正を期せらるとのことなれども、假りに ぼし、父兄の迷惑少からざる程のものなりや否や。耽明によれば、 大理由なりや。 厳奉する慇懃分のものに限れるならん。しかも是れが今度改正の 四月を入學期とするがゆゑに、即ち気年の四 従來世間にとかくの批

大家一年一四の入事の不便なるは、早く本令發布の當時大議論を開かんことに対して見食の受害と教育との関係を論究して、結局身體の養達とは、却て一方に失ふものを償ひて除ありとの理由を以て、さてこれ、却て一方に失ふものを償ひて除ありとの理由を以て、さてこれ、却て一方に失ふものを償ひて除ありとの理由を以て、さてこれ、却て一方に失ふものを償ひて除ありとの理由を以て、さてこれ、却て一方に失ふものを償ひて除ありとの理由を以て、さてこれ、却て一方に失ふものを償ひて除ありとの理由を以て、さてこれ、却て一方に失ふものを償ひて除ありとの理由を以て、さてこれ、却て一門の入事を定則とせられしものなるかに聞く。是等のことできるべく、記録も存するならん。又其の實行以來多年の實驗に居らるべく、記録も存するならん。又其の實行以來多年の實驗に居らるべく、記録も存するとの意味を設立るは、早く本令發布の當時大議論ももの不便を扱するものなり。

ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ云々『其の第三項には「分第三十二條第二項に「學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ありしたらば、本文典の級は、相當の訂正义は取前なし時せざる所なり。相称第2条の改正のりした相から、《音等野人、参でしょ言葉を表してきるが、近来全く之を手にせの改正のりしを聞かず。《音等野人、参でしょ言葉を表してきの表替めるを知次に今回の改正は、施行規則の改正にして、いまだ小學校令其者

ででいる。 では、文学の主なのでは、では、 の入事がを定む(maronative approximation approximation

宵法合從來の慣用法ともいひつべく、さして珍事とも思はねども、彼の但書を以て、本文の原則を自ら即時に打消すと購一にて、教れたるは如何。 土地の狀況に依り法の適用を斟酌することは、(二)、煮入學期適用の範閣を一般とせずして、土地の狀況に限ら

斯の観察點よりすれば、むしろ當局者の見解の反對に、邊僻にし

て姑息的慣習等の故障多き田舎の小町村、

しかも敷名の中途入學

られたればなり。 ものに彼の大戦勝の一人原因とさへ称へらる」、就學者及の目のを為に彼の大戦勝の一人原因とさへ称へらる」、就學者及の目で、山村と都會地とを間はず、平等一様を原則としたる現法、し實上の要不用等につき斟酌するは格別、就學は一般的義務法にし實上の要不用等につき斟酌するは格別、就學は一般的義務法にし實上の要不用等につき斟酌するは格別、就學は一般的義務法にし責止の要十九條の圖書、唱歌、手工の如き、設備の都合もしくは事此の場合の原則打破は少しく恐入らざるをえず。何となれば彼の

べきものなればなり。 一般族然れるものにして、むしろ斯様なる斟酌は、個人的に考量する。 一般では、一般の情報といふ、更言すれば地方的團體的の便否問題は甚思行為、もしくは優柔不斷の嫌なきにあらざるか。何となれば實際のみならず、立法主義としては、何か未練らしく、或は調査の不之を要するに土地の状況主義は、一般的義務法の原則に背くべき

(三)、加之、當局者は尚其の土地の情況を更に限定して、「市又ハ(三)、加之、當局者は尚其の土地の情況を更に限定して、其の一二を於けるが如し。しかも其の内容は時態に依り、もしくは個的に遡たニ編側スル小學校」と制限せられたるに到りては、市村賓富豊澄あるのも飲食で、其然學養務見量の學校入學に於けるは、潜生命の飲食に於けるが如し。しかも其の内容は時態に依り、もしくは個的に遡たニ編側スル小學校」と制限せられたるに到りては、市村賓富豊澄あるのをこそ選べ、其の生命たる義務其者を二三にして、其の一二を於けるが如し。しかも其の内容は時態に依り、もしくは個的に遡たナル町村」とし、且つ一歩を進めて「一學年ノ見置す二學級以大ナル町村」とし、且つ一歩を進めて「一學年ノ見置す二學級以大ナル町村」とし、且つ一歩を進めて「一學年ノ見置す二學級以大ナル町村」とし、且つ一歩を進めて「一學年ノ見置す二學級以大力、加之、當局者は尚其の土地の情況を更に限定して、「市又ハ

臼なるものあらんと覽ゆ、如何。 級的なるが如き見解に比して、激育の普及上おのづから可否の明の効果の及ぶ所、社會的に廣汎なるべく、之を當局者の集中的階も多からめ新法を此等の方面に適用するを原則とするときは、其者の為に、別に奉叔の無編制をも要せざる軍級學校等にこそ必要

敷授又は併合敷授の如き變法を懸ふるを豫期しての沙汰にはあら 答なく。マナカに市又は大町村に、殊更に明言を赚くして、二都 するにあらざるよりは、到底無費用的手品を演すべき邀あるべき 命する所、彼の二部教授又は華級的併合教授の如う、變則法を以て 以上に編制する位のものは、(い)別に學級を設けずして利用せら 斯く見易きものあるに拘はらず、當局者が彼の如き解釋を取ら られたる結論なりと解すべきか。然るに學級機制上につきては、 きがゆゑに、結局學級編制上の便宜と、費用負担の難品とを重か を以て區別すべきにあらず。唯都會地は一所集合的の多數を得べ されど入學者の多少は、全國總體より見れば、必ずしも都鄙のみ 敷にして、其學級を増すも費用負擔に困難せずとの理由なるか。 ざらん。(ろ)然らば、市又は大町村は、斯の如き中途の入學者多 學年の程度により學級を纏制し、之に教員を配置すべきは、 たるは、 變動なしといへるのみなること前掲の血し。(は)故に當局者の意 何等具體的の説明を聞かず、又費用の事に顕しては、無遺作に唯 るゝ所あらんとの、漢然たる推定に依れるにあらざるか。然れども が、なか~~に背局者の所謂便益主義にも、適合するものあるべ考ふるもの多き社會的傾向に顧み、却て此の無意味の提開紛込法 らなるかっ 數學級中に、定員に超えざる限り、紛れ込ませんとの目論見にあ 恐くは、之が爲に別に尋駁を填さずして、都會地の學校一學年の 見食等を、徒に家に在らしめんより、むしろ學校に行るを便利と 燃れども善祭は、もし巳むなくば、彼の父兄が、 減却し去るの無意味とならん。是亦法の真意にあらざるべし。 ことしなり、折角入學及本業の便否を根據とせる改正の趣智を、 するが如き點は姑く指くも、尙宇年間の温漉あるものを混跼する 於ては、同一程度の兇量を以て、學級を指制するの主義に、矛盾 成は、市又は大なる町村の學校にして、一學年を二學級 面も斯の如くなるときは、現法の原則たる多級學校に 何とはなしに學齢

> を待ちて判断すべきものならんと考ふ。 「大学では、お見量の生理衛生及教育上等の充分なる研究説明なり。然れども之を一ヶ年一門なる現否確法の主義に比し、其のなり。然れども之を一ヶ年一門なる現否確法の主義に比し、其の年に到りて、相當夢年を定むるの最便法を献策せんかとも思ふ程を問はず入學を許し(資は教育上、行政上及父兄の優利土、一定時の入) 第二を待ちて判断すべきものならんと考ふ。

(四)、入學期の異なる新舊兒童の轉入學につきての、常局者の説には「中途轉學者(個へパ四月ノ學年期エ入學シタルモノガス別の人學者にして轉學のものは「翌年四月を待つべきこと」なる。となれば終常小學校兒童の轉校手顧の如き、通例シカク多數の日足れば終常小學校兒童の轉校手顧の如き、通例シカク多數の日に供せしむるものにして、實に謂はれなき解釋にあらざるか。何是れ苦等が前項(は)就に研究したるが如く、空しく宇年間を犠牲別の人學者にして轉學のものは「翌年四月を待つべきこと」なる。別には「中途轉學者(個へパ四月ノ學年期エ入學シタルモノガス別には「中途轉學者(個へパ四月ノ學年期エ入學シタルモノガス別には「中途轉學者(個へパ四月ノ學年期エ入學シタルモノガス別には「中途轉學者(個へパ四月ノ學年期)となればなり。

像し得らるべし。尙常局者の説明こそ聞かまほしけれ。右より生する義務法上の不當不公平は、別に論するまでもなく想

(季年7)を通じて各學年、何れも多級制には、必ず二學級以上の種や。年々少くも一學級宛を増加し、就學圣朔更賞すれば修業手限よ當然の増費を楽たすべきこと、豊唯當初の一年のみに止まられば強いから、もし之を設くとすれば、法の明文上學級の増加に伴相違なきを保せざるも、其の別に學級を設けざるの不都合なるはを設くるが如く、又否らざるが如し。固より新聞の記事、字句のソハとにかく此の談によれば、新入學期入學者の爲に、別に學級ソハとにかく此の談によれば、新入學期入學者の爲に、別に學級

怪しく床しき限りにぞある。怪しく床しき限りにぞある。 においましてラピアンナイト的の街術にても弾せらるとものにや、オラシムルガ如キハ面ヨリ其本皆ニ無之」(編集) といへる當局者は「之ガ爲ニ校舎建築其他特別ノ股備ヲナシ市町村ノ軽濱ヲ困難の観を呈すべきを、しかも市町村の費用を増さず(交換)といひ、又の観を呈すべきを、しかも市町村の費用を増さず(交換)といひ、又の観を受し、現在否確法に比して、少くも倍數以上の學級を増加す

局者のいはゆる市又は大町村といへど、街且容易に堪へうべきや ゆるべきらい 大市塩教育費の、 否に於てをや。吾噂は先以て天下のお膝元に、 如き、學級若くは手數の増加だけ其れだけの費用の增負組が、當 の効果に於て如何ぞや。況や斯の如くするも尚法定上の手當費の るべき二年、 は姑く別とし、戚は費用の點に少しく其の暗嵩の度を破すること 君夫れ此の改正は、 程度の異なれる見貨の提同する學級を生じ、且つ然なくば不要な 役法を前提としての話ならんには、其の問題の方向の異れる意外 しかも普通に解释すれば、各學年少くも一箇以上の 又は併合数授等を餘載なくせしむる其事が、数青上 統一整理問題の解決よりぞ始められたき心地こ 級にも引きし二部敷授、又は併合即ちな級數 混乱複雑を振むる

るものと存候、敬具。の候はんか、随て吾等の疑問も相當の修正、又は取消を発れざ文といふを根値として立言せるもの、萬一其れらに誤謬相違傳以上要するに吾等は、二三新聞紙の文相談、又は當談局長の及以上要するに吾等は、二三新聞紙の文相談、又は當談局長の及

『教育界』第八巻第九号、一九0九年七月三日)

|重學年制につきて

局は何故に突如として今新に二萬學年制を設定したるか。之 中の一部を改正し、二重學年制を定めたら。抑も一年進級の との理由を條擧し、之を公表したり。然かも吾人は之を贖ん **落第生も一年間の損失に代へて半年の損にて済むの利わるこ** 出生したる見載を以て學級を織制するよりも学簡年間のもの 億月乃至七億月の時日を早からしむること、三歳一箇年間に たるに基づる、以て今日に至りたるもの也。然るに、文部當 方民度に選ぜざるを察し、一篇の建自者を時の内閣に提出し 氏が、我が内地を巡遊したる際、半年進級の不羅濤にして地 現制は、明治十八、九年の頃、時の内閣顧問編級外ラモニー で幾多の疑惑な合えと能はず。講ふ、聊か之を開陳せん。 日までに出生したる見量は、九月に銃拳するを得て、空しく に願して常局は、此の改制によりて、―四月二日より九月一 を以てせば兒童の身心發達の差の著しく被却する利めり且つ 文部省は、過數文部省合第十二號を以て、小學校合施行規則 一年を翻過するの不便なやこと、二字業期も亦之に準して一

學に便ならしひること、兒童の卒業期を草めしひることの二 文部省が、第一、第二の理由として數へたる學勵兒童の就

> 其の恩惠(?)に浴するものは更に他の事情より劉限せらる。 也。他の事情とは何ぞや。聞く、松村普通學務局長は、各府 を二學級に攜削すべき學校を有する市町村内に居住するもの 其の放員數を倍加し、設備費を倍加せたるを得ざるに至るべ る頃の道牒を發したりと。これ固より皆然の注意也。何とな 縣知事に對して、市又は大なる町村等関一學年の見量を二學 の利益に均然し得べるかといふに決して然らず。此等兒童中 に過ぎざる也。筋かも飼期間に出生せる見量の凡べてが、其 間の出生見重數は、實に其の他の月に生るる見重數の約字數 學するもの部ち、四月二日より九月一日迄の間に出生せる兒 第一、二重學年期により利益を享くるものは、九月學年に就 は、決して當を得たるものに非ず。殊に吾人は先づ此の利益 を前後兩面より観察したるもの、これを二個の利益と鮫よる 點は、強かに其の通りに相違なし、然し乍ら、こは一の利益 るのみ。而かもこれ其の数の最大限を示すものなるのみ。實 を實數につきていへば、一箇年間に出生せる兒童慇數を約百 統計に微すれば、僅々百分の七に過ぎざるを發見すべし。之 に限らるってとゝなるが故に、其の數は更に減少すべく、之を ければ也。斯くて其の利益に均能し得べきものは、同一學年 れば一學年を一學級に謳制すべき學校に之を實施せば、直に 量に限らるゝてとなるが、武に之を統計にづきて見るに間期 に均霑し得る見量の極めて少數なるとを指摘せざるを得ず。 二十萬と見れば、其の百分の七、即ち八萬四千餘人に過ぎる 級以上に掘割する、小學校の外は、漫りに之を實施せしめざ るものゝ藪は、なほ遊かに其の下位にあることを知るべし。 之を實施せざるもの多々あるべければ、其の利益に均能し得 際には、同一學年を二學級以上に謳聞し得べき市町村中にも

批判せざるを得ず。 批判せざるを得ず。 がてか、吾人は進んで教育的及び経済的見地より之を観察しなるべきこと固より言を待たず。然し乍ら斯る少教者に對しなるべきこと固より言を待たず。然し乍ら斯る少教者に對しなる損失を減少し得べしといよに至りては、更に其の数の勘少者し夫れ文部當局が條擧したる第三の理由中、落第生に對す

Ξ

合教育會の開催せらるるや、文部省は同會に諮問するに、小 るを可とすること、(備考)男女性別は現行法令に依ること」 は第一第二第三法の事情を奪酌して適當なる穩制を爲すてと と答申したり。答人は大體に於いて、此の案を是認するもの (3)高等科兒童は第二法及び兒童將來の志望に依りて機制す 過に依るもの、第四生理狀態に依るもの、第五男女性別に依 ど稱するもの新に唱道せらるるに至れり。過般第七囘全國聯 てとを断言せざるを得ず。一體學級編制問題は、學校教育上 は第一之を學級種懶上より考察して頗る非敵宵的のものなる 也。然るに文部當局は、學級編制の標準を主として兒童生年 重は第四法に依るを可とすること(2)尋常三學年以上の兒童 るものゝ五方法あることをいひ、而して(1) 春常一二學年見 力の優劣によりて分級し共同受持とするもの、第三兒童の境 を看取してのことならん。當時同食は、調査討職の結果、同 題を以てせり。思ふに営局また學級編制問題の重要なること 場合には如何なる方法によりて其の兒童を引つべきか」の問 學校に於ける同學年の見重を以て二個以上の學級を編制する 重要問題の一にして、或はマンハイム式とか、 バタピア式な 學年見重の編制法に、第一學力の優劣に依るもの、第二學 「重學年制は、敷育上果して歓迎すべきものなるか。

> 力を不經濟的に消費せしむるに至るべし。 男教員に受持たしむるを適當とすべき學級を女教員に受持た を適當とすべき學級を男教員に受持たしめ、或は之に反して 等の考量の餘地を奪へば也。例へば、女敎員に受持たしむる してこれ又数授訓育上不得策なること、言を待たざる所也。 以て、不平均なる學級を生ずるの止むを得ざるに至るべし。而 兒童數は、四月學年に入學すべき兒童數の約字數なるべきを らしむるもの也。誰かてれを非教育的に非ずといふものぞ。 兒童を盛別せしめ、以て教育的考案を實際に施すに餘地なか 献むるを得るなれ。然るに二重學年期は單に生年月によりて 存すればこそ教育者が華級編制上種々の教育的考案を實際に らん。要するに同一學年を二學級以上に驅削し得べき場合の らざることは實際教育に從事せるものの齎しく貧貧する所な 育の程度の相類似せりとなすことを得べきか。其の決して然 せるものを集めて一學級を編制し得るの利益あるが故なりと 月の上に求めんとし、更に强辯してこれ發育の程度の相類似 編制の勢を二重にし、諸表簿の駿理を複雜ならしめ、其の努 しめざるを得ざる場合を生ずべし。加之、敦霖及び教授期目 に考量する所なかるべからざるに、二重學年制は、又、これ 受持を定むるは、其の擧年の高下と敵員の性別とによりて大 上に於いて、又不都合を生ずるを発れず。何となれば兒童の 且つそれ前配統計の示す所によれば、九月學年に入學すべき いへり。借間す、生年月を同じくするものは、果して心身發 第二に之を敵員につきて考ふるに、其の受持學級を定むる

ることは、到底不可能のことなりといはざるを得ず。旣に然ならしひるの損失あり。今日中學校に九月學年を開始せしひ、第三に兒童につきて之を観るに、實に中學との連絡を不便

村なるが故に、轉住者の數も割合に多かるべく、從つて斯る らば、九月學年に入學したる兒童は、六年後の七月末に小學 迷惑に遭遇すべるものは、之を文部賞局者が第三の理由中に **轉學者をして學業を中止若くは反覆せじめざるを得ざる不利** 校を卒業すべきを以て、其の翌年の四月迄の八月間は、 年に適するものを作る如きは、決して緩急其の宜しきを得た 数科書の編纂すら未だ其の緒に就かざる時に當りて、九月學 らんなどいふものあらんかなれども、土地の狀況に聴したる 得ず。或は九月墨年の爲めに特に此等の書物を編纂せば可な に九月學年の見意に對しては圣然不適常のものといはざるを 及び理科の材料は季節によりて排列せられたるものなるが故 不便不利なるに堪ふる能はざらん。現行の数科書中特に國語 数へし落第者の数の比にあらざることを思はざるべからず。 地方は同一學年を二學級以上に輻制すべき小學校を有する町 るが如む不都合を生ずべし。而して二重學年制を實施すべき 幸に就學し得るとするも、一度習びし處を反覆せざるを得ざ せんかい一時學業を中廢せざるを得ざるに至るべく、又、同 二三ヶ月にして二重學年制を實施しをらざる町村に轉住すと を伴生すべし。例へば九月擧年に入學せし見量が其の就學後 重大なるものと認めざるを得ず。更に在學生につきて看るに、 年を茶書するものなれば也。されば、此の理由は、 放佚、無規律、無節制等の諸悪徳は、實に斯る間隙に乗じて少 らしむるは、最も不得策なりといはざるを得ず。蓋し、游惰、 期を經過せざるを得ざるべし。而して少年数青上斯る間隙の 校の兒童にもあらず、中學校の生徒にもあらざる不幸なる時 一事情のものにして、其の轉住の七月以後に起りしものは、 第四更に一度の数科用書のことに想到せば、最早教育上の 教育上願る

> ことを勝言するに躊躇せざる也。 は二重學年制は、教育上決して歓迎すべきものにあらざる其の供給上更に一層の懸念なき能はざるをや。此に於てか吾科書の供給すら圓滑に行はれざりし既徃の經驗に敬すれば、ならしめ、不統一の弊に陷らしひるもの也。況んや學校の教ものを觸纂し得るとするも、此の如きは徒らに教科書を複雑るものといふべからず。よしまた他日若し二重學年に適する

Ä

のものといはざるを得ず。第一、二重學年期を施行するが爲 科書を利用する能はざることも、亦看過すべからざる事也。 要を生ずべければ也。其の他、弟妹にして兄姊の用ひたる数 に百人、九月學年に五十人の入學者を生じ、三學級攝制の必 との割合なること、前配統計の明示する所なれば、四月學年 |糊を用ゐる時は、四月學年と九月學年の入學者の飯は二と| 從來の例によれば、二學級の纒制にて足ると雖も、三重學年 ば、一學年に於いて學齡に達するもの百五十人ありとせんに、 に篳級數を堆加し學校經濟を膨脹せしひべき虞れあり。例へ る事理にして、而かも莬がるべからざる所なれば也。第二、更 際に當りて牢期の經費を増加せざるを得ざるは、最も明白な に、若干の経費を増加せざるを得ず。何となれば當初創設の 村の爲めに観るも、又た父兄の爲めに考ふるも、寧ろ不得策 供せしむることあるが放也。然るに二重學年制は、之を市 **これ經濟上の事情は、時に教育上の理論に超越し了を懐性に** 吾人は更に進んで経済上の得失につきて考察せざるを得ず

Ħ

當局のいふが如き利益あるものにあらざることを知るべし。以上吾人の開陳せる所によれば、二重學年制の決して文部

せざるを得ず。 其の利弊を能め、慎重の態度に出でんことを切望せし、要望を得ざるの日あるべし。答人は實行の衛に當るものが、深くを得ざるの日あるべし。答人は實行の衛に當るものが、深く若し軽きしく之を實施するものあらば、必ず後日悔恨せざる。否、寧ろ敢育上經濟上幾多の不都合を伴生するの慣れあり。

重 制 問 題

秋

李奉 年を提 嗖

附

屬

小

靐

校

如き條令が示されてある。 小學校令施行規則第二十五條に於て學年開始に關し次ぎの

前項ニ依ル學年ノ外土地ノ惝况ニ依り九月一日ニ始マリ 小學校ノ學华ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終

學を來年四月迄待たないで早く繰り上げる事になる。春季、 月一日迄の間に出生した兒童を今年の九、十月の間に入學せ 右の第一項は今日晋く採用されて居る秦季開始の野通學年に てゐる限りは是れ位の途を閉いて置くのが常然であり、亦保 採用となる。國家が兒童保護者に向つて教育の義務を强制し 秋季雨鼻年を一學校内に併設するのであるから二重鼻年制の しめるのが秋翠學年であつて結局より早く出生した児童の入 正十二年)四月入學すべき見疏中大正五年四月二日から同九 して第二項は秋翆開始の襲年である。今からいへば來年(大 翌年八月三十一日ニ終ル処年ヲ證クコトヲ得

> 護者として市町村自治體に對し此種施設を登むことも極めて 有意發の事である。

通燈森岡督學宮に建見を求めた際にも同様の談話があり、又 鬱し文部當局の辮駁は色んな場合に試みられ、却つて敎育當 難誌に其意見を公表せられた事もある。第二十五條に關する 事者の偏狭な見界、融通のきかぬ態度を結ることがある。特 の批雑の言葉は特に敬育當事者の口癖となつて慰るが、之に に二重學年制の如きは最も有力な劍衙の材料となつてゐる。 今日の教育諸制度が餘りに劃一的である、機械的であると

側スル小學校ノ外ハ漫リニ之ヲ質施セシメザル等便宜取 ラズ市又ハ大ナル町村祭岡一塁年見致ラ二塁級以上ニ編 町村ノ経済ヲ困雄ナラシムルガ如キハ固ヨリ其本旨ニア ズ、就テハ之ガ爲ニ般ニ校舍建築其他特別施設ラナシ市 學ニ便ナラシメ其ノ卒業期ヲ早メシムルノ趣旨ニ外ナラ 本條ノ九月擧年開始ハ穀器年限延長ニ際シ県齡見貮ノ就

おきになつて居る。 「題等、其適用不徹底なるため却つて本省より逆域を喰はされるの必要心から出た逆牒が、今日から書へば全く一片の杞憂に過ぎなかつたと苦笑されるのである。小學校の加散科目のに過ぎなかつたと苦笑されるのである。小學校の加散科目の用題等、其適用不徹底なるため却つて本省より逆域を喰はされることになつて居る。

一次のでは、大田田田につき攻究しないことは甚だ遺憾に思いる。一次するが、大局から見て大なる判點がある。中については頗る細独に亘り機像に觸れて宜しく論難上の一件については頗る細独に亘り機像に觸れて宜しく論難上の一件については頗る細独に亘り機像に觸れて宜しく論難がある。中については頗る細独に亘り機像に觸れて宜しく論難がある。中については頗る細独に亘り機像に觸れて宜しく論難がある。中については頗る細独に亘り機像に觸れて宜しく論難がある。中については頗る細独に亘り機像に觸れて宜しく論難がある。中については頗る細独に亘り機像に觸れて宜しく論難がある。中については頗る細独に亘り機像に觸れて宜しく論難がある。中については頗る細独に亘り機像に觸れて宜しく論難がある。中については頗る細独に亘り機像に觸れて宜しく論難がある。中については原本に対象の方面があると見られる神については頗る細数に直り機像に関れて宜とは甚が強に思いては正正にないます。

_

考へることにしよう。一體二重學年制にはどんな得點があるか、以下少しく之を

二、半年別取扱はやがて優劣別取扱となる

の第一表―第四表統計に依つても知ることが出來る。の第一表―第四表統計に依つても知ることが出來る。とに驚くであらう。僅か五百に足らない少數兒童であつて而のものに優位兒多く,十一月以降生のものに劣位兒の多いこら兩者の關係を複雜駁に槪觀したいけでも四、五、六、七月生如何である。試みに學籍簿を手にして一枚一枚順を逐ひなが如何である。試みに學籍簿を手にして一枚一枚順を逐ひなが

富山縣師範學校附屬小學校生月別兒童調查

	설 소:	夫 豆	為·語		30.05	시·철 30·유	会 三	平百 均點 點法	क ठ
102-00	ii.⊹%0	00·0¥	☆ 00	0.001	10.於	0.001 PM-01 3M-UX	表記	がおきる。	る討
三	=	宇美		컂	<	Ē₹	#!	數	ı,
* †	劣	4	從	部*	劣	ιþ	E	位	33
1,1	+		(3)九十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	9年 入	出て、八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	ازر ~ا	(1) (2) (2) 月五	月	生
見	奪 常科男兒		係調査	生月ミ學業成績さの関係調査	紫城	生月ご記	表	奪	

李百 ら前 特點 歩 動 監法 合す 平百 5計 均點 多能 點法 合す 簭 生 Ŧ 生 ¥ 生 數 Л 位 數 位 月 數 仗 月 **郑四表** 第三表 **郭二表** 三字 (四月一日生人四人第入)(四、五、六、七、八月生 名·00 指示法 音·語 父·生 岩·麦 (四月一日生(四) 茶入)(四)五、六、七、八月生 玩艺 **₩** (四月一日生八四へ第八)(四、五、六、七、八月生 公人 ガ·星 役 奏 儮 Œ 堡 同右 同右 問右 大文 表示表 10·10 00·00 11·数 的 数 #E-00, 10:00 100-00 中 ф tþi 燕 7 公·北 * FX 100-00 劣 劣 劣 計 計 ät 3 表 全 200 80 至 三月生 一、十二、1、二、 のカナナー、ナニ、一、二、 京一家 野、教 (2)九、十、十一、十二、一、二、 企一九 全<u>突</u> 囊主 裔·聚 へ公 書文 モ·夫 傱 盔 極 三月生 三月生 **-**家立 奇次 坤 ф ıþ Ø. 高等科女兒 高等科男兒 寒常科女 兒 ㅈ·ㅊ 素・大 劣 劣 劣 100-0 100-0 80.00 Ħ 計 計

廣島高等師範學校附屬小學校研究要報第一卷披錄 生月と學業成績との關係調査

平各 均料 贴改	出生月	第三安	不各种以為	盘 生 月	第二 獎	心緻	个 合 均料 點也	出生月	英一里
<u>14</u>	p4	闹	1/2	 	同	られるもの 部方算術員	ناد. ساتند أ	-M-	
提	<u>.ar</u> _	布	超	179	की	の問題		31.	生月で學業成績さの関係
<u>.</u>	2*8		<u> ;y</u>	<u> 7'4</u>		の 一番目につきて調査したるもの	<u>.:4</u>	ىئت	學業
ا يو.	_=_		遨	ر عاد		科目	. c <u>i</u>	_ 	磁线1
<u>-[</u>	<u>ئا-</u>		1 =			7	15	ئے	で の 数
ا ين				70,		て	-345	*	係
أخظ	_^_	高 第	ප්	=	雜	世	-12	ŏ	郡営
<u>පු !</u>	<u> </u>	高等科男兒	يان ا	. <u>=</u> _	科女	1: 5	-65	<u></u>	料男
윤	<u></u>	兒	74 72	-E1	克	ő	龙	<u>=</u>	兒公司
용	프		7	_ <u></u> -	築常料女兒(三)公子人に付)	を 近 11	2		郡営科男兒会招談人に付)
20	=		? <u>``</u>	_=-	슪	平均	<u> </u>	_=_	八に付
玻ㅣ	_		7.5	ᆵᅦ	<u>ت</u> ا		7,3	_ [Ü

優中劣は各級級主任の見込に依り決定したるものである。

まい。此種の統計は先年間山節領學校に於ても調査された事 がある。 報第一拳を以て公設したる材料中から波率した次ぎの第一表 面から調査した比較的完全に近いものと言つて蒸支へはある 競方算術園 登といふ代表的の三科目について之を総、横兩方 約七萬の兒童について詳細なる調査をなし、之を該校研究要 ―第十二表に依つて一層明瞭に知る事が出來よう、本統計は 次ぎに廣島高等師範學校附屬小學校が先年兩回に亘り全機

													 _				 -	
百兒流	出走月	第九	百兒 登章	出电月	第八裘	(見預敷を上下各二	百分 於 於 於 於	出生月	. 部七級	不各 均科 型之	出生月	第六妻	平各 均科 點 第	出生月	朝正設	平各 均科 點說	出生月	新四段
[:n-1]:2-4]:H-< :G-< :K-#]:K-<	25	故). 3'\$	j e j	数同	上	25	- TOT.	[.	光	34		益	-34-	7	<u>:5</u>	<u>-</u> EL	八月右
1°1	97.	新科	が発生して	_m_	右	各	7.0 35	<u>حقر</u> ا	資料數認	-1	_3¥7	同右	17.	#£	より概算	美	7#1	右
	ر خام	見重数の百分率	陽壁	<u> </u>		翻中	12: 2:-	<u></u>	見意敷の石地の石地	:54	D-M4		15	_E4_	に年	<u>-131</u>	3':	
·····································	_	分站 率下	・時間・日郎・〇日・六八八人	-12:		一点	学 學学 计强 通量	<u>-14_</u>	分率に値で	35	-15_		謯	_=====	調をより	- 1 9	<u> </u>	
	10	値	<u>ş,</u>	ے۔		± 1			値	17	[O.		並	<u>-</u> _	たるもの	<u>*</u>	_ <u>:</u>	
T.	L-i	値する	= :	≱ ~		て 3 第	전	_224_	á	<u> </u>	111		湿	ᅙ	毎時代	49	_==	
	175	}	Ã	10		重し	死	<u> </u>	 	豊	-11		基	<u>=</u> .		<u>:</u> =		高等
18 · 18	111		1:%:1	=		お断さして調査したるもの	17·41	三		兹	_		善	25		8	سالت.	高等料女兒
- 	1:1	35 0	0.31	<u></u>	森	ا في	<u>.</u>	<u>=:</u>	旌	<u></u>		森	直	E	簭	쳥	<u></u> =	兕
三		幣科	¥7.		常料		9% 			<u> </u>		零常科女兒	畫	<u></u>	等常科 男兒	<u>ئة</u>	蓝	
\$-<110-E10-X1111-4:10-7112-		群 常 邦 男 兒	를 음 소		寒常科女兒		91. 25.	. .	見見	<u> </u>	1;	女兒	#	=		2	=	
詞]	=				[55 52	<u>-</u> -	[]	*	I-ra		72	<u>₩</u> ,		쏠.	<u></u>	·
<u></u>			<u> </u>					,										

<u>;:</u>	*	#E	# <u></u>	3.3 (1)	#.C.	<u>[#</u> £]	***	₹ Û	(+)(+)(+)(+)(+)(+)(+)(+)(+)(+)(+)(+)(+)((+) (+)	(+) (+)	<u></u> ድ - ጉ
74.	22	7		1	ē	23		- 45	2.4	F	He.	出生月
	女見	寒怡科女兒	3 71.			'			<i>"</i> H	同右	麦	第十二表
ĘC	<u>:E</u>	15	₩ <u></u>	<u>₹</u> €	<u>;:</u>	;÷	‡ ⊕	? €	(+)(+)(+)(+)(+)(+)(+)(+)(+)(+)(+)(+)(+)(₩	*: *	ナーチ
15 /	<u> </u>		=	=	<i>3</i> 14	Ιí		-1:2	trvš	振		出生月
	男見	零 州	200			<u>₹</u>	の宜 差數	電る 数鬼	値する見賞敷の登上に値する見賞敷え下に	学上	*	第十一表
F	⊒:	= -	ā	(S)	Ö	 	.×.	i 2 3	191-1114-413-013-1112-218-410-410-410-411-4111-412-1	l¥-¥I	#-1	百兒 分 歌 學 數
75	=	Ξ	ĕ		11	24	_^_	-63		-2'5-	я	出生月
	\$1. 科女兒	州科	#3							荷右		郑十 裘

ロ、兒童生月と體格との別係

富山縣師範學校附屬小學校生月別兒童調查

100-30	10 <u>18.</u>	公主	7. 2.	00:00	N	15 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	デ 之	步舞台;	ارة
	25	幸	٨	ĭ	<u> </u>	_	<u> </u>	歓	
計	স	2	甲	참	两	Z.	塘	位	筝
111,	1,11+	†	(2) 三九 月十	算生人	生八四人世	月五	(1)(四)五	13	生
晃	高等科女兒	**				币右	表	孳	
100-00	某	交 交	単一家	100-00	天-三	墊、允	元光	る計 歩勤 合す	3 화
174 76	<u> </u>	*	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	14	37.	=		敬	٨
äħ	丙	乙	甲	矿	两	乙	Ħţ	從	狐
1171	,+11,	# \ + -	(2) 三九 月	第 之 入	生、八月生	四月、日生	(E)	Л	生
兒	高旅科男兒	欶				荷右	第三表	筄	
30 ·001	最级	聖	三 次	100-00	111.00	000 EX	:0-tilk	る計 步数 合す	
بالإ	돢	五八	1;0	K.0	_ I;	南:	<u>۲</u>	敷	入
#t	翔	Z	.FI	81	两	乙	甲	欿	鞯
=	+=,	+	(2) 三月 生 十、十、	(算生 人)	生、八月へ	ᇈ	(1) (四) 月玉	月	些
兒	琴紫科女兒					開右	第二表	AL	
100-57	충명	型:30	1%.00	100-01	120元	叠点	쿴	おおいかな	る 計
= =	_臺_	11	<u></u>	إبدن			ij	數	시
at-	网	乙	甲	計	194	Z	埩	欿	27
17] +	+	(2) 三月生	算生 入	生、八月生	古ち	(1) 回 用五	Ħ	生
兒	再 常料 男兒	·		生月ご酸格さの関係調査	一格さの	年月さ帰	燕	భ	
	İ								۱

以上學業成績及び體格の兩方面から考察したのであるが、別上學業成績及び體格の兩方面から、故なくして成績劣位に下り、體格不良者と認定されて其體小學校教育を終らねばに下り、體格不良者と認定されて其體小學校教育を終らねばに下り、體格不良者と認定されて其體小學校教育を終らねばに下り、體格不良者と認定されて其體小學校教育を終らねばに下り、體格不良者と認定されて其體小學校教育を終らねばに下り、體格不良者と認定されて其體小學校教育を終らねばに於ても認められる。(中等學校以上の生徒についての調査ならの理論とする)

るものと認めらる、以上、學級細制上の考慮を煩はす必要の成り立つであらう。斯様に優劣の差等が本質的に幾分之れあり、一考する必要がある。此事は後に示す生月と出生人數との既保づけて考察せねばならぬ。之を説明するに人間の性的衝動に氣候との關係を根底として考へられるけれども同時に種助に類がの正常といふ生物の自然法に統合して然るべき解釋が助と氣候とのが正常を根底として考へられるけれども同時に種助に精神的兩業質に於て比較的優良であるといふ見方についびに精神的兩業質に於て比較的優良であるといふ見方についびに精神的兩業質に於て比較的優良であるといふ見方についびに精神的兩業質に於て比較的優良であるといふ見方についびに精神的兩業質に於て比較的優良であるといふ見方についびに精神的兩業質に於て比較的優良であるといふ見方について一考する必要がある。此事は後に表情に表情を表情に表情に表情を表情にある。

するであらう。細密に調査し擧年初めを更に細分するといふ處に徹底味を有考へるならば、兒童の生理年齢、解剖年齢及び精神年齢等をることが一層有意装となつて來るのである。但し既に極端にると同時に四、五、六、七、八月生兒童を半ヶ年早く戧學せしめ

他面より見るならば翌年四月迄待たないで秋孚學年に取容す 型的であるのみならず前述の如く元來が比較的優良なる素質 典の全部及び場門、北米の一等の流七歳、北米シネシタの諸 のものがより多いとすれば一層常定される事になる。而して 湖六歳に遠した日を以て攀崎に遠したものとすれば春季學年 年の九月一日より(非寶九月二十日又は十月一日頃とし中に に入學すべき兒童中四月二日より九月一日に至る兒童を其前 即ち端六歳に達したる日を以て就學の始期として居る。已に 兒童の出生より七ケ年目に於ける出生日に相當する日の前日 は十月二十日頃とする學校もある)入學することは極めて合 八歳、四、北米オレゴン州の滿九歳の如く多様である。我國は 歳、獨、佛、伊、和、米、瑞酉の満六歳、獨の一部、 那、丁、白、瑞 歳より九歳迄の間に於て定められて居る。英國、希臘の構五 べき點色々あるけれども今日多くは驚慢と経験とに依り滞五 學齢の始期を決定するには衛生上、骨骼上、腦重量等驟る 二、入學期を早むると共に義務教育完了期を早む

常識的に拒否すべきものでもあるまい。だ熟かしく感ずる。尙ほ保護者等の入學を急ぐ事實も決していのを思へば春季學年沒一年乃至半ヶ年を延期することは甚ことになる。今日教育の始期を早める説を肯定する傾向の多ることは適切有效なる教育の始期を逸しないで之を活用する

とであらう。 が此種の放漫なる我國教育の劃一的施設の實際を見て驚くこ が八ヶ月早く卒業することになる。實利的傾向の弱き米國人 等に三分の二年早く學校を出て實務に就かしめることは個人 どの家計の手助けとなる顕像から春帯五大學年以上の鰊魔管 に於ては學齡兒童、殊に寸歳以上になれば男女を問はず一か はねばならぬ。一富山市だけについて見るも四百餘名のもの 経濟から言つても國民能率向上からいつても頗る好都合と言 **本薬後直ちに實務に從事する見竄多數を占むるに於ては、彼** 本縣のみに於ても一ケ年線線峽窩兒蛮敷干敷百、此種の家庭 義務教育に於て家計困難のために就學せざるもの實に七萬. ち三分の二年の義務教育完了期を早めることになる。六ヶ年 可なり数多くなる事を思はれる。貧困家庭でなくとも小學校 や八ヶ年義務教育になれば此點よりして就學困難なる兒童は 多く貧困家庭に於て就學は可なる苦痛とする處である、况ん 秋薬學年の卒業期を七月とすれば春季學年に比し八ヶ月即

零常五年終了者にして六年卒業者と同等の暴力ありと認め三、中學校入畢期を一ケ年早めることが出來る

らる、ものは試験の上中學校に入學することが出來る制度になつて居るが一種の優秀者拔擢の方法であるにも拘らず今日此制度を活用して居るものは極めて少い。之は事實導常六年の課程を自習的に學習することが困難であるからである。今秋季學年に入學した兒童についてみるに、中學に入學すべき前年の七月零常第五學年を終了し其後二學期間に於て藝常六年の課程を學習して居るのであるから、餘す所六年の第三學學することが出來る。小學校兒童中多數の特典者なくとも當別の課程(事質復營多し)のみである。故に六年卒業者に比し見第三學期の課程學習の相違のみにして入學試験に應試し入學することが出來る。小學校兒童中多數の特典者なくとも當別の課程學別の課程學習の相違のみにして入學試験に應試し入學することが出來る。小學校兒童中多數の特典者なくとも當別の課程學期の課程學習の相違のみにして入學試験に應試し入學することが出來る制度に被令に附すべきものであるから全國の大數について考へる時は輕々に附すべきものではない。

半ケ年間の準備教育を施すことが出來る。四、卒業者にして中等學校に入學志望するもの、爲に特に

期より約八ヶ月四早く卒業するのであるから、直ちに高等小等しく顰蹙する所である。秋季學年兒童は中等學校入學試験角の小學校教育が確切せられつ、あり、他の中等學校に入學げられて居るかは言ふまでもない事であるが、之がために折げられて居るかは言ふまでもない事であるが、之がために折中等學校不足の爲めに幾多の純真なる兒童が入學試験に虐中等學校不足の爲めに幾多の純真なる兒童が入學試験に虐

學校に入學しない限りは其期間補習料の樣な取扱を以て今日 多數の學校が内々苦心して居る機な準備教育を公々然と施す ならば半ヶ年の原級留置であるから其児童にとり非常な好都 が除りに長きに失するからである。之を二重學年組織にした 結果を來すことがあり、學力進步の狀態とても決して優良な とが出來る。此のびく~とした小學校教育を受ける事の出來 兒童に比して異る所がないから極めて餘裕ある準備をなすこ ことが出來る。高等科に進むとしても其入學年齡は春季學年 置の見童が少くなつたけれども半ケ年原級留置となればそこ 結果を現はさないことがある。之れ一は一ケ年間の顔級留置 如き進步せる教育見界の確立しつ、ある際殆んど之れなきも 常な效果を一面に躓らすこと、なる。而かも該技権進級法は に兒童のためを計つても適當な栽食が行はれること、思ふ。 合となるわけである。尤も近來は色々の見地からして原級留 るのは秋季學年見嶯に取り一大福番と見なければならぬ。 のと思はれる。 我邦明治嘗初に於て行はれた時の如き弊害の伴ふ憂は今日の 但し歐米に行はれる短期式學級繙制法の主要な精神である優 良兒童の拔擢進級制が採用せらる、ならば此二重學年制が非 五、多等見原級留置の場合は半ヶ年だけの留置で可なり。 從來の如き一ヶ年間の原級留置では其兒童にとり却つて不

で考へて見よう。 | 水ぎに二重単年制質施に伴うて起り來る別種の問題につい

雛ではないと思ふ。教師が交替に偸裕をつくり其間にウンと なる小學校に於ては左程困難とする處ではない。多く補助数 なる。此の六ヶ年义は八ヶ年間のやり繰りは今日の可なり大 狀態は第一回の秋季象年兄童が卒業するまで連続することに 要ある。同様に來华九月浙たに一名の教師を要する。斯の如 新たに入學するのであるから一名の剩餘を生じ他に轉任の必 學校に於ては一名の敎師を增加することは必要であり且つ困 師や專科教師があつて當分の世話が出來るのみならず左樣な く九月に一名の就任を嬰し四月に一名の剰餘を生するといふ ることになる。 其かはり來华四月には三學級卒業して二學級 は十月)入學することになる。この受持教師を差し當り要す 鄭年削と共に都合よく解決せられて來る。それに四月入營の 校に於て質施した七月、又は九月)卒業の組をつくることは極 ある。衞は今日幾らかの麻縣師範學校や、かつて本縣師範學 勉强もし研究もすることが今日の小學校としての最大緊務で 三學級組織の學校とすれば第一回に半ケ年早く任命すること めて容易なことである。之れに依つて敎師任命の問題は普通 、なる。卽ち來卷三學級編制の中の一學級だけは本年九月(又 一、當分数節の增員を要するけれども之は假りに同一學年

年現役兵ありとすれば尚更問題は懺單である。

一二、差し當り教室の工面を要する。之れも教師と間機繼續に放下必要とするので教室の餘裕のある學校や、特別教室をはたて必要する群でなく、六ケ年間(又は八ケ年間)第二第三事期して要する群でなく、六ケ年間(又は八ケ年間)第二第三事期はれる。のみならず今後の趨勢として教室の建婚をなし特別はれる。のみならず今後の趨勢として教室の建婚をなし特別はれる。のみならず今後の趨勢として教室の建婚をなし特別はれる。のみならず今後の趨勢として教室の建婚をなし特別はれる。のみならず今後の趨勢として教室の建婚をなし特別を正常といる。のみならず今後の趨勢として教室の建婚をなし特別な事をして必要する。とれも教師と間機繼續に、差し當り教室の工面を要する。之れも教師と間機繼續に、差し當り教室の工面を要する。之れも教師と間機繼續に、差し當り教室の工面を要する。之れも教師と間機繼續に、差し當り教室の工面を要する。之れも教師と間機繼續にあるが、

書類の譲り渡しの如きは小問題である。 はすか、或は何れ新調を娶するものならば其時期を早め、又はすか、或は何れ新調を娶するものならば其時期を早め、又輕少なものである。此中机、腰掛等は古物を以て臨時間に合板、数率、教壇類を主とし他に器具器械、掛題、興事等の比較的正、、設備費の増額、之は比較的臨時のもので、机・腰掛、黒三、設備費の増額、之は比較的臨時のもので、机・腰掛、黒

入學せしめ面から兩回に互りて學校學げて緊張することは却い。却つて四月に多數入學して混織するよりも二期に分けて報告背鎮等の件であるが、之れは殆んど問題にするに足らな一四、行事が精煩瑣になると言はれる。即ち入學、卒業式、

つて結構である。

られる事である。
く、よし認めるとする人秋季皇年の増加に依つて常然解決せく、よし認めるとする人秋季皇年の増加に依つて常然解決せはない。之は他の教科書に於て夫れ程の必要を認めないごとはない。之は他の教科書は秋季學年の試み方のみ出來でゐるけれども他一五、教科書は秋季學年の試み方のみ出來でゐるけれども他

する方が却つて幸福であるから知れない。おおかかののと発育が秋季學年から二學期おくれた希孚學年に轉入するも整程優が秋季學年から二學期おくれた希孚學年に轉入するも整程優が秋季學年に入學すればよい。尚ほ亦か、る少數のものけれども、か、る兒童は極めて少く、又轉校の見込立ち得る一大、轉校する兒童に取つて他に秋季學年のない場合は困る一

ふので殊更状期を選擇して就學の始期としてゐる國も尠くなも喜ぶ收穫期であり、且つ心身の最も緊張する時であるといある。及萬物生成の氣に溢れた非率に比べると秋季は鹹に心於て聯か考慮すべき點ではあるが、巴に幼稚園に通ふ幼兒もだて聯か考慮すべき點ではあるが、巴に幼稚園に通ふ幼兒もれ、幼蹋なる兒童をして漸次寒くなる冬季を見かけて秋季七、幼弱なる兒童をして漸次寒くなる冬季を見かけて秋季

歳に塗した日よりとするといふ今日の規定を肯定しない論で考へるものもある。而しそれは根本に於て學齢の始期を滿六しろ早きに失する感がある。秋期に早めるのが要を得ないと「八、滿六歳に遂したものを脊季入學せしむるについてはむ

慮すれば左程愛ふべき問題ではない。面幼稚園の存在あり、且つ小學校新入兒童の敎育について考五歳入學の國もあり滿大歳入學を規定するもの多数あり、一五歳入學の國もあり滿大歳入學を規定するもの多数あり、一ある。 之れは根本に論究する必要はあるが已に前述の如く滿

見合はさなくてはならね。

九、學級兒童敷の調節困難ならんとも考へられるけれども
、四一學年三學級繼嗣の學校に於ては秋季學年を一學級とすれ
、一學年三學級繼嗣の學校に於ては秋季學年を一學級とすれ
、一學年三學級繼嗣の學校に於ては秋季學年を一學級とすれ
、一學年三學級繼嗣の學校に於ては秋季學年を一學級とすれ
、一學年三學級繼嗣の學校に於ては秋季學年を一學級とすれ
、一學年三學級繼嗣の學校に於ては秋季學年を一學級とすれ
、一學等に失する時は、生月又は心身發育の狀況を考慮して答
学問一學年二學級繼嗣の學校に於て著
明學報の重數の副合
とは本實後の統計に示す如く、四、五、六、七、八月生れのもの
とは本實後の統計に示す如く、四、五、六、七、八月生れのもの
とは本實後の統計に示す如く、四、五、六、七、八月生れのもの
とは本實後の統計に示す如く、四、五、六、七、八月生れのもの
とは本質後の統計に示す如く、四、五、六、七、八月生れのもの
に多きに失する時は學級の増加不可能なる限り二重學年制を
とは本質後の統計に示す如く、四、五、六、七、八月生れのもの
とは本質後の統計に示す如く、四、五、六、七、八月生れのもの
とは本質後の統計に示す如く、四、五、六、七、八月生れのもの
とは本質を表

問題のために決して躊躇すべきものではない。

思高域の一部徹廃とか高等科も二重學年制の實施はか、る要は六ケ年間だけであつて共に時代の要求に従ひ、二重學年別の計畫なくとも第一に改善領展しなくではならぬ問題を とは殆んど問題として取るに足らぬ。要は經濟上の點のみに於て聊か考慮すべきであつて地の諸問題は何れも小問題としたある。大局から見て能率の高い二重學年制にするとかいふこの計畫なった。

富山縣師範學校附屬小學校生月別兒童調查

		1	**	FF			P)	M
A	男	린	女	皃	男	見	*	兒
	人数	步合	人数	步合	人數	步合	人數	步 合
1	<u> </u>	天· <u>公</u>		へ 整	<u>=</u>	1 - 타	=	24-¢(
2	<u>=</u>	吓	=	10:益	Æ.	己会	<i>y</i> t.	哥哥
3	元	九·四·	54	かな	_	一、聚	=	14.4
4	 ;	무무	<u>=</u>	14.0K	†st	登量	275	九 ·첫
5	至	**	<u></u>	카		平量	<u>-</u>	<u>-</u>
6	=	交登	<u>一</u>	<u> </u>		三芸	≖	면 십
7	궀	小丸		四花	gat	か 意	=	주
8	元	햣	<u>~</u>	= ₩		- -	≠ ₹	<u> </u>
9	, 	스템	_	4·02	200	办 -关	*	다
10	₹.	33-%	疒	포	DIF.	七八	15	风点
11	<u> </u>	۲ ^۱ ۲ انظ انظ		門	æ	년. 스	1 44	水树
2	r <i>i</i> .	#	**		·	1¥.0.	mt.	4
1	7			الراد الراد	,	12.0%	3	E .

庾島高等師範學校附屬小學校研究要報第一卷披錄

第	第二表	售	生月別兒賞數	敷]					男	
受胎月		<u> </u>	_=	Ξ	ا جــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	_	=	_ .	ᆵ	-15	[
出生力			.a.	九	<u>=</u>	<u></u>	احــ	=	 		ľ
干に発 の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	15.	똺	Š	<u>.;</u>	12	-15	-14	-t <u>a</u> 1000	36	<u> </u>	22
瓦	郑三表	全右								*	鬼
受胎月	<u></u>		ч т.	<u>-</u>	<u></u> -	≖	<u> </u>	=	ā	_ 	
出生月	FĹ			<u>0</u> i	<u>-:-</u>	<u> 14.</u>	=	٨	 <u>-ك-</u>	<u>kr4</u>	. we
千 か 幸 の 単 の 単 の 単 単 単 の 単 単 の 単 の 単 の 単 の 単	<u>114</u>	11.4	=	·95	汽	3 43	جا ب	火	<u> </u>	ä	4,5

古の次第に依り學級担制の大要の見當がつくことになるかで推定的な難駁な統計である。 本縣に於いて一學年の實施するとするならば同一學年三學級以上の學校を調査したるに大凡そ五十校位にして共內部合にて何れも秋季學年を一學級とすればよろしい。同一學都大書の進りである。 (但し之は學事的最後問題) といるの人類に依り學級担制の大要の見當がつくことになるかて推定的な難駁な統計である。

_		
三華級以上	二季級	郡
	=	Ŀ
	پير ا	坤
	<u></u>	下
	<u> </u>	轳
_	<i>3</i> π.	射
	_	氷
	1 154	東
	_ !	阳
		當
-5.	MI,	荔
	55	計

のである。

取も好都合の立場にある關係上率先して實現し研究したいも質施の有無如何に拘はらず實施の意義があり殊に兒童募集に狀況にあるものと思はれる。當附屬小舉校の如き縣內學校に狀化にあるものと思はれる。當附屬小舉校の如き縣內學校に大化に依り本縣內に於で極めて容易く實行し得ると思はし

関連監察の 関連を の事實である(目下多分實施中ならん)二重事年側は最早 り之を資施して今日非常の成績を擧げ最初の期待が十分に實 もなく過數準确博士が二重事年制を實施するに至つたのであ る。成城小學校に於て夙に實施せることは事新しく習ふまで もなく過數準确博士が二重事年制を實施するに至つたのであ ある。昨年秋學習院初等科に於て實施目離鬼ありし事は已に 別面の事實である(目下多分實施中ならん)二重事年側は最早 関知の事實である(目下多分實施中ならん)二重事年側は最早 関知の事實である(目下多分實施中ならん)二重事年側は最早 関知の事實である(目下多分實施中ならん)二重事年側は最早 関連を のの事實である(目下多分實施中ならん)二重事年側は最早 のの事實である(目下多分實施中ならん)二重事年側は最早 のの事實である(目下多分實施中ならん)二重事年側は最早 のの事實である(目下多分實施中ならん)二重事年側は最早 のの事實である(目下多分實施中ならん)二重事年側は最早 のの事實である(目下多分實施中ならん)二重事年側は最早 のの事實である(目下多分實施中ならん)二重事年側は最早 のの事實である(目下多分實施中ならん)二重事年側は最早 のの事實である(目下多分實施中ならん)二重事年側は最早 のの事質である(目下多分實施中ならん)二重事年側は最早 のの事質である(目下多分實施中ならん)二重事年側は最早 のの事質である(目下多分實施中ならん)二重事年側は最早 のの事質である(目下多分實施中ならん)二重事年側は最早 のの事質である(目下多分實施中ならん)二重事年側は最早 のの表現のの。

(1,7,13)

富山県教育委員会『富山県教育史』 (一九七二年三月)

四月に入学すべき学齢児童中、早く生まれた者、つまり大正六年四月二日から同年九月一日ま 大正一二年九月、富山市は市内の八校に秋季学年制を実施した。秋季学年制は、大正一三年

次の条項に基づくものである。 での間に出生した児童を半年繰り上げて入学させるという制度であって、法規の上では、小学校介施行規則の

小学校ノ学年へ四月一日ニ始マリ、翌年三月三十一日ニ終ル

前項ニ依ル学年ノ外、土地ノ情況ニ依り、九月一日ニ蛤マリ翌年八月三十一日ニ終ル学年ヲ置クコトヲ得。(小学校や集行及

あって、当時は全国の市町村立小学校の中には実施校はなく、広島高師付属小 両学年を周一学校内に併設するということから二重学年制とも呼ばれるもので 学校だけがこの制度を実施していた。 右の第一項は、春季開始の普通学年であって第二項は秋季学年である。この

ける学校組織 秋季学年制の提唱」(KEINE)をみると、その実施の理由を抱 高まりがあった。二重学年制の実施に当たって富山市が刊行した「新時代に於 重や教育の画一性打破を理想とする児童中心主義教育思潮のこのころにおける 負が次のように述べられている。 富山市がこの繁雑な二重学年制の実施に踏み切った背景には、児童の個性尊

学年組織に於ては、数十年来伝統的な典型を一般的に脱し得ないのは唯一の幼きもの



の為に不幸である。入学始期に於て満六年一日と満六年三百六十四日と両種爆発達の差実に一ヶ年の児童が、一斉に何の不

て居る近代に於てかかる学校組織が存続せらるる事は、教育思議に於ける大なる矛盾の一である。

思議もなく頭一に収容せられた従来の学年組織は確かに不合理の点が存在する。しかも一面に児童個性尊重の教育が呼ばれ

進めんとしたのであった。 半年別とし、心身の発達内容に於て大略似道った児童を収容し、学校組織の上に於ける児童の個性尊重の教育に一歩をでも 故に於て本市は大正十二年九月より現行法規の許寸範囲に於て最良と認めた秋季学年を開始し、学齢結期を早めて入学を

実施に当たっての 具体的な処置やその後の経過については、 大正一四年の 「富山市学事年報」 の報告をみ

よう。

ること、即ち秋季学年を設施した時には凡を春季二学級秋季一学級を構制するに適して居るので、此の状況から見て本市は 秋季学年を設置するに適当するものである事を見出し、本学年の設置は児童をして半学年間早く義務教育を終らしめる利益 本市各小学校第一学年入学児實験は凡そ三学級編別に適し、秋季学年入学児童数と譽季学年入学児童教との比は二と一な

為に、他学級担任教師の補助に依って、毎週教授時数を減じないで、施行することとし、担任教師には月額金拾円の手当を 数を三時間減少し、教師には月額七円の手当を給して居た。大正十三年度に於ては二部教授担任教師の負担を軽からしめる 経費を節約する意味から、春季第一学年の一学級とを前後に分って二部教授を施し、一人の教師で担任せしめ、毎週教授時 給した。大正十四年四月かち、九僧の学級を増設し、教員を増加して二部教授を廃し、普通教授を行ふこととし、新設九教 室は飛板等の設備に於て新工夫を加へて見ることとしたのである。 児童に或る便利を得しめる為には幾分は余計に経費を要することを起ばなければならない。大正十二年度設置の最初には

○年になって秋季学年尋常科は全く廃止された。 当局に対し、高等小学校や富山市立高等女学校にも秋季学年を設置し、小学校の秋季学年修了児童の便を図る 校、百審あっで一利なしと富山市民に反対の声」という記事がみられる。これにこたえて富山市校長会は、市 して昭和四年九月には秋季髏高等科が設けられたが、翌五年度からは秋季制尋常科の募集は停止され、昭和 ことを提案した。昭和三年にはいって県もまた富山市に対し高等科秋季学年を設置することを勧告した。こう との連絡が円滑を欠くということであった。昭和二年九月一七日の富山日報に、「秋季繁年を安らの変撃を賢 ところが、この側度は、昭和にはいって一般市民の批判を浴びることになった。理由は、中等学校入学試験

私立成城小学校創設趣意

(『海柳玟太郎全集』第四巻、一九七九年)

二重単年即ち秋季始業の単年制度

(イ) 鬼童の漸く暴齢に建した頃には大七月の葉でも心身の (ロ) 所謂落第は學校と其の兒童本人竝に家庭とにとりて覚 翌年の四月まで、まるで一ケ年間就學が遅れるといる様な が、幼年兒に於てはさりでない。それで初學年の見置を散 ば半年位の差では心身の教育上に目立つ程の登は認め難い るまい。秋季、春季の二重の學年になつて居れば約半年の ことをその二倍の二年も要するといふのは晝し自然でもあ るのは當然のことで唯英の遅れる程度が普通の一年でする に起る悲劇であるが、心身の教育の選いものが、他に遅れ 不便は、此制度の實施によりて救済せられ得る轉である。 の)を置くことに定めた一の理由である。又從來の如く、 秋季學年を聞き四月二日より九月一日までに生れた滿六世 砂連程度に可なりの相違が認められる。 十歳以上にもなれ 以上六歳五ヶ月の児童を以て一學級(もとより三十名以內 級に組織して教育することの利益あるを切に感じた。これ 値一、二ケ月の遅生の爲にも(甚しきは一日か二日の楚で) 育した經驗に考へ、なるべく年齢の差の少ないものを一座

(ハ) 秋季単年では卒業が七月である爲め今日の如く中単校(ハ) 秋季単年では卒業が七月であるが、上級県校へをうであるが考へやうによつては其の利點とも云へる。此やうであるが考へやうによつては其の利點とも云へる。此の間に補饗科を置いて十分教育的に効果ある利用法が課ぜられると思ふ。即ち各個人の必要に履じて其の足らざるをも出來る。試験準備といへば希語弊があるが、上級県校へも出來る。試験準備といへば希語弊があるが、上級県校へも出來る。試験準備といへば希語弊があるが、上級県校への面を補かことも出來るし、或は義務教育により完全にすることも出來るとして、或は全然心身期間を利用して教育することもよからう。又或は全然心身期間を利用して教育することもよからう。又或は全然心身期間を利用して教育することもよからう。又或は全然心身期間を利用して教育することもよからう。

(三) 秋季學年の制は必ずしも成城小學校が先鞭をつけたものではない。西洋諸國には何れも秋季入學の制があり文部のではない。西洋諸國には何れも秋季入學の制があり文部のではない。西洋諸國には何れも秋季入學の制があり文部のではない。西洋諸國には何れも秋季入學の制があり文部のではない。西洋諸國には何れも秋季入學の制があり文部

得ず我慢して居るのであらう。なきことで唯四月より外入事を許さないから、巳むことをなきことで唯四月よで県校へ入れずに置くといふことは謂れびて翌年の四月まで県校へ入れずに置くといふことは謂れ兎に角學齢に達して、且つ心身の教育も良好な鬼童を强

れば當然實施すべきものであらうと信ずる。心身の發育を基準として兒童を教育せんとする上より考ふ心身の發育を基準として兒童を教育せんとする上より考ふ之を要するに秋季學年の制は兒童本位詳しく云へば兒童

遅れですむこととなる。

とろ)の二重単年制度を採つて来た。 禁事年(九月に入事する単年で女子県智能も此の制度を月に入事する単年で、公立小學校は此の制度のみ)と秋税が成城県関では、英の創立の常初から、春華展年(四

普及を念頼して居るものである。 く全願小學校に共の観を動れ、研究資料を提供し、その成城でもその研究を機械し、その気臓を上げて居り、廃成域でもその研究を機械し、その気臓を上げて居り、廃止の制度は遠く西洋諸師にも気施されてゐるもので、

することは疑ひない。
することは疑ひない。
することは疑ひない。
することは疑ひない。
することは疑ひない。
することは疑ひない。
することは疑ひない。
することは疑びない。
することは疑びない。
することは疑びない。
することは疑びない。

つても、心身の強は認められねやうになる。な期きがあり、敗人になると三年や五年の年齢の差はあに、赤功と生後一年の幼兒との心身の發達の差には非常にに秋季季年別の趣意を掲げれば、常識でも刺るやう

る。此路に二重事年前の必要がある。
の少いものを、一事敵に組織して教育する事が理想であす。若の事由から考へるも悪論期は出来るだけ年齢の差別のお頃になるとその開きはだん!〜少くなる傾向を活動の影響に立るとその開きはだん!〜少くなる傾向を活動の影響の寝渡に可なりの相違があるが、悪寒輪見震について考へれば、墨輪に建した頃は、五六

然るに二重要年制を採らない場合は、一學級は一年の

年齢の差のあるものをもつて組織するが故に心身の登建年齢の差のあるものを数容する家になり、共虚に数官上の開きが大なるものを数容する家になり、共虚に数官上の開きが大なるものを数容する家になり、共虚に数官上の開きが大なるものを数容する事に選択を超じ、生活年齢の少いものは、劣等生といよ汚名を着せられて暴撃を嫌悪する様なものも出来て来る。又僅か一、二ヶ月の選生の貸金を割を採る場合は以上の懇談が除去され、しかも、共享年間を採る場合は以上の懇談が除去され、しかも、共享年間を採る場合は以上の懇談が除去され、しかも、共享年間を採る場合は以上の懇談が除去され、しかも、共産に数字を開き採る場合は以上の懇談が除去され、しかも、共産に数字を表示した。

来を招来することは明白な事質である。 実性である。『三つ子の境百までも」といふ古諺の嫉に、 をの時代の心身に及ばす影響は人格構成の挑戦をなすも のである(此の點から幼兒の家庭教育の重要性も併せ考 のである(此の點から幼兒の家庭教育の重要性も併せ考 しきは一年も就是を延期することは甚だ面白からざる始 果を招来することは明白な事質である。

等を自然に他に理想的に増ぶのはどうしても歴史教育にねつけられ、その前導は摘み取られて了ぶ事がある。之ある。併し往々にして「ウルティ」といつて一箇の元にはある。併し往々にして「ウルティ」といつて一箇の元には知的方面から見ても、此の時代は受容の最も旺盛な時期的方面から見ても、此の時代は受容の最も旺盛な時

またねばならない。

受ける必要がある。 数求の定實がらも意要の時代であるから、正當の数宵を数求の定實がらも意要の時代であるから、正當の数宵を之を要するに此の時代は性格の基礎構成上からも知的

である。 生のとがある。 生のは 性級である。 にしても はのようにしても はのようにしても はのようにしても ないは はのようにしても ないるとはのは はのようにしても ないるとは にしても ないるとは のは にしても ないるとは のは にしても ないるとは のは にしても ないるとは のは にしても ないると にしても にしても ないると にしても にして にしても にしても にしても にしても にしても にしても にしても にしても

むもので ある。である。本にして刺猟筋を得、御参加腸はらんことを窓である。本にして刺猟筋を得、御参加腸はらんことを窓び事由である。本校では二葉悪年間を採つて来てゐるの以上の三つの悪由により(然かも此れは三つの本質的

秋歩学年前成の極宜

一、基集人員

五

名

起

秋季始業新一年兒童夢集

水年も状学入患新一年兒童を募集いたします。別試鑑意書都熟穫の上入暴御希望の方は、左記事項得承知

の上此の際成る可く早く神中込み下さいませ。

|、自昭和二年四月二日出生の発賞

一、順書用紙 小墨校事務所にも一、考 査 九月中旬の豫定

単校事務所にあります

小學校の

柳

柳

生

設けられた外に研究のためといふー任務をもつてゐる。何れ の價値ある一菱麦が現はれた。私は非常に愉快に思ふ。それ 節範學校附屬小學校より私の見て以て教育的文献として永久 つて發表されたものはあらう。しかし能く考へて見ると、果し を何れの附属小學からも出してゐると。なるほど研究と銘う のためといふことが一番重い任務であるといつてよからう。 らざるものすら許されてあるので、研究といふ任務は府縣師 ものの附属小學から余り出なかつたことを常に遺憾とする。 の雰囲であるかも知れないが、これまで研究の名に背かない だ開拓されなかつた境地を開拓したといへるであらうか。私 て、研究即も未明の事實を明にし、未知の法則を發見する等未 とを希望する。或はいよ、年に一つや二つではない幾多の研究 つや、二年三年に一つ位の研究は出來上り發表するに至るこ しかし從風的であつても研究的伝務を標榜する以上、傘に の附屬小學もかく自任してゐる。しかし三つの目的の內練習 研究、敬育上の文献として永久の價値あるものは現はれなか 範のよりも潑厚であるべきである。然るに此所よりも立派な つたと思ふ。遺憾の模みである。然るに本年の四月炭島高等 師範學校附属小學校は教生練習のため又模範教授のために 高等節範の附属小學は其の總制にも小學校令施行規則によ

> , 節によりて異る。其の如何に異るかも大體中らずと雖も遠か 調査、其の結論としての學年制の新提唱」と題する單行本で菊 兄童につき又可なり方法を考へて行つた調査で、此の種の調 ことの出來る。永く参考としての價値ある立派なものである。 に調べてあるが、黄い参湾資料である。子供の生れるのは季 **造したものである。初めに季節と出生との馴保が可なり詳細** 六九人第二囘には五六一八六人といふ多數の見彙について調 二囘の調査で少しく方法が異つてゐるが、第一囘には七七 査としては先づ缺點のないものであらう。第一四と第二回と たことがある。今度炭島高師附屬小學の調査は可なり多数の 育者の注意をひき或は一校につき或は敷校につき調査せられ 係あるかを調査するのが目的である。此の問題は時に衝際致 容量は小さいが、慥かに研究なり調査なりといふ名を短する 版の五十四頁(外に綴込圖表數號)といふ小さいものである。 は固校の「研究要報」パー巻として「生月と學業成績との馴保 らざる結果を得てゐると思ふ。 擦脳の示す如く見童の生月と學業成績との間に如何なる脳

纏りて玆には略する。研究は進んで此の事實の說明を企て、綿密に。たしかに關係がある。如何に關係するかは本報告に一進んで生月と學業成績との關係が調へられた、各方面から、

終りに本調査の結論又は應用として二重學年制の羽を主張し

の放験を考査作得すると言文なる数考となることもあらう。 さなかつたかも知れないが、其の勞は實に必大のものであつ を多とする。實に此の調査を爲すには大なる智能の働きを思 置くべきものである。私は成島高部附属小學に向つて其の勢 利用が前のことは重にあれ、本間題は一たび何れかで調査し 張ぐらひのものであるかも知れない。仔細に考へると各見査 本研究の教育上に及ほす影響としては或は二重學年制の主

二重學年について

可否如何」といふのがあつたが、其の審議の結果に「披擢進 る。又似てゐる問題に「尋常小學校に於ける兒童拔擢進級の 「二重擧年制を實施し、拔撥進級せしむること」とかふのがあ 及之が實行上必要なる注意如何」といる問題の解決の一項に しといふ項がある。即ち「最近の改正により奪常小學校第五 員を設けて調べたが、 不思議にも何れも二重要年を實施すべ であらうと思つてゐる。其の內に調査の結果を發設するに至 が、しかし試みの結果を知るのは別にむづかしいこともない る。歐米諸國は火概二重學年制で我が關でもずつと以前は二 てゐるのは僅かに五六核に過ぎない。我が成城小學校は最初 學年の課程を修了した者の中學校入學に開する實行上の別審 **東學年であつた。我が校の二重學年は一の試みとも云へます** から 二重學年制を行つて 今日では 秋組は三學級に なつてる 文部省の最近の年報によつて見ると全國で二重學年を行つ

たであらう。

寶品として廣く希蒙者の儲に應じ得るやうにしたい。 重ねて 置くのは本單行本は寳品のやうではないが、此の如きものは が鍛々發表されることを希望して巳まない。唯一つ朏文して 第二巻以下の出版が豫想される。私は此の如意真而目な研究 あると私の信する所を述べて数育者の注意を促す。 此小朋は教育上の文献として永く生命あり、價値あるもので 本調査は研究要報第一舉として養養された所を見ると解氷

生

柳

なるであらうと見込をつけてゐる。 ると思ふ。そして此の側は遂には廣く全國に行はれるやうじ

数寅會主催で全國小學校教員會を開いたが、其の鎔額した問 學業成績調査は其の結論として二重學年制を主張してゐる。 認む」とある。又「學級敎授と個人指導とを調節すべき安富 級を可と認む。其の施行には二重學年制の實施を促利なりと なる方案」に對して「事情の許す限り二重學年制を實施する 題が十間ばかりあつた。其の三間題はそれが「獨立に調査委 二重制實施の機運が向いて來たともいへる。それに今度帝國 こと」といふのがある。 前項で批評紹介した淡島高等師範學校附屬小學校の生月と

認められつ♪あると思はれる。 かく各方面から考へて二重學年制は漸く其の質施の必要を

【教育学術界』 第十六卷四号、 一九〇八年一月一日)

學年始期問題

に於て四月を事の出發點とするの頗る宜しさに適くものある。 を性質のものにして且つ會計年度にも合し、又た我邦の氣候絶あるのみならず、此等のことは元本下を土臺として定むべん数の上に於て小學及中學と高等諸學校とは其間に甚しき懸校數の上に於て小學及中學と高等諸學校とは其間に甚しき懸校數の學校の學年始めの期を變改すべからであるのとし、之程度の學校の學年始めの期を變改すべからであるものとし、之 を終期とするもよからん。然れども吾人は発園小學校及中等 め得るものならば事ろ暦年に合して一月を始期として十二月 めしを以て之に合せしといふ譯にもあらざるべく、自由に改 等が何赦四月を以て學年始めとなせしか、 に上るに至れり。小學校及中學校其他中學程度の學校は凡て 學校は概ね九月を以て學年始めとなせり。 小學校又は中學校 四月を以て學年始めとなせども、 學制改革問題に連開して學年始期問題頻りに教育者の論議 高等諸學校の學年始めを四月に改むるを可と 大學高等學校其他各種專門 會計年度を斯く定

に問題は、

來ず入學試職も不滿足なるの不幸に遭遇すべし。然るに從前なる試職に應ぜざるべからざるを以て、卒業試験も滿足に出卒業試験を受け其月の末又は墾月の初めに於て夙く此の困難常に殘酷なる(結果に於て)試験と受けさるべからず、三月に らんとするが如きは、學生の志としても實むべきにあらざる の試験とを受くる能はず、一の入學試験に失敗すれば、更に同時に行はるべきを以て、學生は甲の學校の試験と乙の學校學年始めを四月とするときは、何れの學校の入學試験も略々 て、再び郷里に辟ることしなり、 りしに、六月の未七月の始めには忽ちに夏期休業となるを以なり。(四)次に又四月の中頃旅裝を糊へて遙々入學の途に上 みならず、東京高等商業に入られずんば、神戸高等商業に入 所在地に於て舉行するものなるを以て、舉生は北海道冲縄のて、身心上大に利あり。(二)且つ又入鄰試職は多くは其學校 するか否かに在り。 は二三ヶ月の間に於て諸種の準備と知識の整理とを、為し、得の如く七八月の頃に於て入事試験を奉行するとさは、志益者 等に入學するには、志望者の六割七割を振ひ落さるへ程の非 定見を責むべきにあらず、試験といふもの元來胃險物たるの れて身心上の偽害甚しかるべし。(三)加之ずすべての學校の 四月の初めに於て人學試驗を爲さんか、學生は實に齊命に疲 果てより、 說に曰~、(△))中學校卒業後高等學校實業學校醫學専門學校 一年を空費せざるべからざることしなる。これ單に學生の無 各と志す學校所在地に旅行せざるべからず、 從來の如く九月とするを可とするも 學生は徒らに東奔西走する 若し

學生は三ヶ月の損を含すてといなる、是れ理論の上に於ても三月卒業期に變するを以て、其間七八月の休暇を除くも、在 實際上に於ても看過すべからざる大問題なりと。 ものなり。 ざるべからざること、なり、不幸此上なし、 きは斯くの如き餘裕生せず、更に滿一ケ年を同學年に 止事故の爲試職に飲靡せしものに對し、九月に於て猶缺試験水六月又は七月を以て學年末期とせしものは、病氣其他不得 由にして、 ものはすべて學年始めを從前の通り九月となすべき重なる理 に遡するを許したれども、若し四月を以て奉年始めとなすと 月の第二原期より入學するの弊を生ずるに至らん。 <u>1</u>E ĵ, 不 (元)殊に不都合を感ずるは、 之を四月に變散せんとするが如きは失當の甚しき 怒 一路なるのみならず、 或は第一 九月に入りしものを 學期を休 凡そ以上列撃の 金 、徒費せ 行て 一文從 在`

は二月下旬に緑上ぐること、せば、論者の憂ふるが如き混雑る。百月下旬に緑上ぐること、せば、論者の憂ふるが如き混雑る。百月の信ずる所は稍々之と異なり、(一)論者は入學志望も、晋人の信ずる所は稍々之と異なり、(一)論者は入學志望も、晋人の信ずる所は稍々之と異なり、(一)論者は入學志望も、晋人の信ずる所は稍々之と異なり、(一)論者は入學志望は上九月散の理由とする所軽化ずべからざるものもと雖以上九月散の理由とする所軽化ずべからざるものありと雖以上九月散の理由とする所軽化ずべからざるものありと雖以上九月散の理由とする所軽化ずべからざるものありと雖以上九月散の理由とする所軽化ずべからざるものありと雖以上九月散の理由とする所軽化ずべからざるものありと雖以上九月散の理由とする所軽化ずべからざるものありと雖

にあらざるや明かなり、

四月を學年始めとしたるため學生

Ì こつものにして、必ずしも夏期休業を聞まざるべからざるも 上は、 以て相當とするものなれば、之を以て四月說を否認するははずと論ずれども、斯くの如きは奪ろ之を防ぐ方法を講ずるをあるれ於てをや。(三)亥に二個以上の入奉試職を受くる能は の身心上有益なること豫想の上にあるべしと信ず だ謂はれなきてとなりとす。 らず、四月より六月まで準備をなすの餘裕ありと言ふと雖も、事情が同一なれば、其合格不合格の上に影響を來すものにあ驗がむつかしとするも、競爭試験なるを以て、入學志宴者の 中旬に至るまで、 夏期休業となるを以て不便なりと言へども、 受職者の實驗上同樣に是認する所なり。都ろすべてが學校を此の間の勉強は、所謂諸込勉强にで却つて身心上に害あるは はこ 夏期休繋の來るあるも少しも差支なく、 到られざることなし、呪んや牛ヶ月若くは一ヶ月以上の餘裕 關の發達の程度にても一週間を費せば高等諸學校の所在地に くるに期間少くして不便なりと言へども、 きに若かず。(二)論者は叉學校所在地に行きて入學試験を受 卒業すると同時に、卒業文けの學力を以て受験するの難作 之を取り (五)雑鉄戦職の如きは事情によりては如何様とも 四月より無所屬にて九月まで遊び居るに比すれば、 夏期休業にも安心して旅行又は相當修學の道を講ずべ う除くてとを得るのみならず、 約三ヶ月間の授業を受くるを以 (四)輪者は叉入學より間もなく 且の既に入學せし以 例之諸學校の入學 我邦今日の交通機 四月より七月の ٦ Ą たとひ 學生 な

<u>-</u> じて一ヶ年に底ちに短縮するも、甚しき不都合を來すてとな 體に於て利益ありと見ば、一時の損失は之を看過せざるを得 に於ても、 かるべしと信ずるものなり。規則變更の際には、 變換するも可なるべく、 月三月と、 いふ論はまことに尤もの次第にして、 (六)學年期變換の際に於て三ヶ月の損を爲す學生ありと ヶ年を徒費せざるべからずといふの理由は萬 あ 三ヶ年に渉りて毎一年に一ヶ月宛早めにして之を 多少の損得あるは免れざることなるべし。 之を面倒なりとせば教授の方法を礎 其方法に就ては五月四 何れの場合 8 所謂大 奢

は関として手と着けざりしものならん。 ののでで、このでで、のでででです。 のででで、異に有害無益の事にして、一日も早く改正の実施なるに、四月より九月に至る迄五ヶ月間を無所属にての実性しむるは、異に有害無益の事にして、一日も早く改正の実施なるに、四月より九月に至る迄五ヶ月間を無所属にての実生の在學年限を成るべく短縮すべしとは、今日世界共通があるものならん。

るべく、 きと思さとにもよるべく、 ものに飲きては りの際なるを以てこれまた好都合なるべし。 始めなるを以て素より都合宜しく、 又卒業の際の就職上の關係より見るも、面倒として手を着けがりしものならん。 都合となずものなり。 となりて不便なること更になし。 一概に何れを良しとも定め難かるべしと雖も、 必しも時期を一定すること能はず、 中等學校の教員となるものは其の學年 宇期決算前なる をよしとするもあ 官吏となるものも年度代 事ろ三月を以て好 質業社會に入る 景類の良

着[®]て[®]

-79-

『山形県教育雑誌』第三一八号、一九一六年十月)

就學の始期を考察せよ

水灰 高 橋 生

であらねばならね。 ・完置の心的体的發育の長短は年齢の長幼に因由することは一 ・完置の心的体的發育の長短は年齢の長幼に因由することは一 ・完置の心的体的發育の長短は年齢の長幼に因由することは一 ・完置の心的体的發育の長短は年齢の長幼に因由することは一 ・完置の心的体的發育の長短は年齢の長幼に因由することは一

如き結果を得た。 生の兒童い成績を調査して見ねばならねであらうと思ひ次きの一生の兒童い成績を調査して見ねばならねであらうと思ひ次きのつて四月一日以後九月三十日迄の出生兒童の成績で十月一日出一余は先づ在來の側度(四月一日のみ入學期でする)の結果によ

| 10元 | 10元 | 10m | 10

男

年何の一間等後日以	女	旁	委	蒡	女	舅	菱	勇	黃	萝	女
通じており、現代の出版を表現の関係を表現である。	=	=	<u>=</u>	궂	.퐁	芜	Ŧ	Ξ	元	无	₹
年間通じて之を翻査したるに左表の如し何等の決定をあたふるなし、倚奪常科卒業者につきて當校五の後期成績佳良なるを見るこれは只一學年間の調査なるを以一日以後の出生者の成績不良なるを見る四五兩學年女兒の成功上前學年度學年成績によれば各學年共後期出生つまり十		190	元	类	<u>.</u>	瓷	- - - -	포	类	፷	40[1
たるに左表なられるこれは、概不良なる	₹ <u>₹</u>	八 三	<u>~</u>	**	K*80	汽车	たる	六 <u>元</u>	べち	六、	弋卒
(各學年共後期の対し)		<u>훏</u>	2	를	=	<u>=</u>	픚	즂	₹.	虱	굺
左表の如し、「一郎の」では、「一郎を聞いません。」では、「一郎を聞の調査なるを以てなるを見る四五兩學年女兒の成績のは、「日本ののの」であると思る四五兩學年女兒の成績の「日本の」である。	Ξ	110	펄	120	亳	표	초	Ī	110	<u>-</u>	=
高校五ヶ を以て を以て が上り	. ×.	汽	六 契	杰	七二日	六、元	주	* **0	べき	八公	で発

見る	是に上	女	男	別	
	つて見れ	企	克	人員	前
	是によつて見れば女兒の成績	九四0	支	得點數	期出
	成績後期生	<u> </u>	でた	李	生
	生出見の著しく不良なるを		墨	人) 英	後
	しく不良な	七回	毫	得點數	期出
	なるか	大、九时	へ	平 均	生

せらるゝ點なきにあらざるが如し無論當校一校の關査のみを以の心身發遾に應じ無理なられ教育を施し得るにあらずやさ思惟以上單なる考察にて、二重學年制を採用することの質際見壺

のご思うでやまず。これでは、「ないのであった」では、「ないのである。これでは、「ないのでは、「ないのである」であった。「ないのである」であった。「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、

好なる制度なりと断案を下して可なるに至るべし、此弊を敷ひ得るものをせばこれ明に二重學年期の必要にして良弊を敷ひ得るや否やを査定せざるべからず其種果にして果して良なりとせば二重學年制を實施し其結果によつて果して此等の良なりとせば二重學年制を實施し其結果によつて果して此等の以上の調査にして何れの土地何れの年も後期出生兒の成績不

て尙こゝに多少の難點なる能はざるなりよし二重年制は假に良好なる制度なりとの断案を得たりとし

の一支障たるを発れず一は出生兒童数の何時も後期にのみ多きことなり學級編制上

も猶豫すべきに非らざるべしして被まご理論上には既に可なり吾等其任にあたるものゝ一日して被まご理論上には既に可なり吾等其任にあたるものゝ一日もし果して二重學年制の効果大なるものと實際的方面の研究に然りと雖これ等の雑點は斷じて除去し得ざるには非ざるべし四は中等學校二重學年制を採れるものゝ少きことなり

省訓令第六號に「學齡未滿兒童に就學禁止方」なるありてこゝに見るも其以前に就學せしむべからすとの語更になし然るに文部最初の學年に就學せしむることは義務にして其後の條文を繰りの義務を負ふ」これによつて見れば明に滿六才に遂したる後の護者は就學の始期より其終期に至る迄學齡兒童を就學せしむる、次ざに研究すべきは小學校令第卅二修びり曰く「學齡兒童保

よつて取締らるゝことゝなる定せられ其後に至れば義務履行の意慢となり其以前には訓合に定せられ其後に至れば義務履行の意慢となり其以前には訓合には學齢兒童の就學は學齢に達したる日の後の最初の學年始と限去へ兎も角も斯る形式の存すること明であるこれに由つて見れ學齢以前にも入學せしむべからずさなるなり勿論訓令なりこは

機を奉くべきにあらざるなきか 物論経験者しくは発験のことは第三十三條に明示せらるとも 勿論経験者しくは発験のことは第三十三條に明示せらるとも 勿論経験者しくは発験のことは第三十三條に明示せらるとも 勿論経験者しくは発験のことは第三十三條に明示せらるとも 勿論経験者しくは発験のことは第三十三條に明示せらるとも 勿論経験者しくは発験のことは第三十三條に明示せらるとも 勿論経験者しくは発験のことは第三十三條に明示せらるとも 勿論経験者しくは発験のことは第三十三條に明示せらるとも

さしも云へ得ざるが如し街氣ある敷膏警むべきかな有効なるを思ひなから之に入學を選ふるが如きことが断じてなを思みみす!(〜無理なることを思ひなから或は猶豫することの北地方は然か思はる點少なくないと思ふ然るに就舉歩合の低下光分に活用すべき兒童も決して尠なからざる様に思はる殊に東充分に活用すべき兒童も決して尠なからざる様に思はる殊に東又は相當年齢に達しながら發育不完全なるが爲に第卅三條を

其校下に於ける有力者なる場合にもし入學に相當するものなる其校下に於ける有力者なる場合にも勿論なりと雖も入學希望者なる關査によりて之學出願者ある場合は校閤校長等の慎重公平へなば教育上の効果決して尠少ならぎるやうに思はれる。 斯くして入學期を早むべきは相當の方法によりて之を早め猶難がして入學期を早むべきは相當の方法によりて之を早め猶

教書を売したる所以なり

秋期學年の設置を望む

東京府女子師範承校訓幕 對 馬 被 쟘 郎

依つては秋期學年を置くことを得と規定されてから、 れたのである。 教育制度の上にみのがすべからざる一新機輸がつくら 同年に二期の學年を殷悩し得らるしてととなり、 この施行規則が公布されて以來、はや二十年にも**な** 小學校令施行規則第二十五條第二項に上地の情況に

らんとする今日秋郷學年を設置して居るところは敷材 るとてろに於てはじめて秋期學年が設置され、その效 にすぎない状態である。 學習院の如くに小學敬育より高等教育まで 系 統 組織あり、しかも他より優越した特殊の地位にあ あ

及び大學にも秋期學年を設置し、どこまでもこの趣旨 を認めながら、小學校と接縦する中等學校、高等學校 果をみることが出来たのであるが、その他一般の狀態 を徹底させる必要あることを敎育上の問題として、そ は秋期學年の設置を許さね事情があつたやうである。 それは歯時に於て、 小學校に秋期學年の體體の精神

> が大ぎへ吹ぎへと出なかつたことが、今日なほ多く實 施されない根本の原因をなして居るのである。 の實現を將來にまつだけの深慮あり、實行力ある人物

浦たされて來たやうに思はれる。 國的に進步發展し、この趣旨を實現し得る事情が漸次 るとさに、教育の思潮に於ても亦經濟狀態に於ても全 Ą 新令公布の當時から現在に至るまでの變遷を見

会に改造され、校内の設備は又文化的に完備され、 必らず展開されること、確信するのである。 して又軟師は白熱的の態度をもつて將來の市民敎育に 方面に於て、バラツク建の校舎は、急進的に鐵筋の校 い市民は公私共に提携して復興に努力して居る。敦育 の提携によつて近き將來には復舊を超越した新面目が 從事して居る狀態であるから、當局者と敎育實際家と **牧が東京は往年大震火災に遭遇したが、反撥力の**

て居ること、信ぜられるのである。 ることを最も緊要なものとして、第一に數へ上げられ ると思ふ。その一つとして必らずや秋期學年を設徽す 育進展のために深慮し、針査しつしある問題が多々あ 帝都の基礎をつくるものと自任する教育者には、 数

者と共にこの問題の研究をすいめ、 次に少しく秋期學年設置についての愚見をのべ、讀

實現を速進せしめるやう努力したいと思ふ。 秋期墨年設置の利益

就學の始期と卒業年限を七箇月早めることが

終らせることが出來る。出來、而して學齡兒童保護者の敎育義務を七箇月早生

いと思ふ。 大正十四年度・東京市學事調査によつて推斷してみた、政期學年の設置によつて、直接利益を受くるものを

五月一日現在の尋常科第一學年見査數は、東京市立五月一日現在の尋常科第一學年見查數は表現在の表面。五月一日現在の尋常科第一學年見查數は、東京市立五月一日現在の尋常科第一學年見查數は、東京市立五月一日現在の尋常科第一學年見查數は、東京市立五月一日現在の尋常科第一學年見查數は、東京市立五月一日現在の尋常科第一學年見查數は、東京市立五月一日現在の尋常科第一學年見查數は、東京市立五月一日現在の尋常科第一學年見查數は、東京市立五月一日現在の尋常科第一學年見查數は、東京市立

出來るのである。 世來るのである。 一 の 見童は七箇月早く卒業することが出來、又これ等見 受けられるのである。而して六年の終りには約一萬人 受けられるのである。而して六年の終りには約一萬人 受けられるのである。而して六年の終りには約一萬人 受けられるのである。而して六年の終りには約一萬人 受けられるのである。而して六年の終りには約一萬人 の 見童は七箇月早く卒業することが出來、又年度からは毎年一萬餘人

益は甚だ大なるものといはなければならない。めて居る。これ等見童とその保護者の受くる直接の利六分七厘、女見童に於ては女卒業見童の二割九分を占に門出するものは、男兒童に於ては男卒業見童の二割 更に卒業兒童の狀態について見るに、卒業直後社會

學年に入學することによつて、何れの學校をも七箇月上級學校に進む他の見童は、小學校に接綴する秋季

なるのである。早く本業し、それだけ社會に出て活動する期間が多く

家の盛運に大きな影響を與へるものと思ふ。特年子女が受くるのであるから、この利益はひいて國はあるが、小學校卒業兒童の七割以上を占むる多數のこの利益は一人について見れば僅かの期間のやうで

第二 見童の心身發達の程度に隠じた學級績成が出

來る。

るのである。

なのである。

なのである。

なのである。

なのである。

なって見重の生活年齢のた翌日から滿七歳に達するものを全部一時に收容し数を翌日から滿七歳に達するものを全部一時に收容し数を翌日から滿七歳に達するものを全部一時に收容し数を要年始めを四月のみにするとさには、滿六歳に達し

して居るものでなければその事質を知ることは出來な合には非常な無理と困難があるので、日常教育に從事として居るのであるが、これ等の兒童を實際收扱ふ場として居るのであるが、これ等の兒童を實際收扱ふ場

けられることはいふまでもない。年期學年見童も亦受年の見童のみが受くるのでなく、春期學年見童も亦受とが出來ると思ふ。この利益を受くるものは、秋期學化學級を穩成し、前者にまして適當した敎育をなすこの學級を穩成し、前者にまして適當した敎育をなする、教期學年を設置することによつて、これ等の差が七人

とが出 成績不 良の兒童は半箇年落第の方法を採ると

が、その兒童の發達を考へ無理に進級させるよりもむ ら押して出すやうにして卒業させる傾向がある。 が、事實は見童を六箇年間就學させ、 席で進級出來ねものが相當の數だけありべき筈である ą じた無理のない敎育が自然に出來ることしなるので なり力は足りないが進級させ、 よいてとと判断されても退いて又考へるに一箇年の長 しろ原級留置きにして教育する方が將來のためにより にはいろ!~の事情がひそんでゐること~察せられる のである。それだけ最宵のやくれたものにはそれに應 は秋期夢年の組に、秋期夢年のものは巻期夢年の組 やうとするものが多く出て來るためであらうと思ふ。 い間原級留置さにすることは人情上忍び難いところと 糖入することが出來るのであるから半箇年だけです **秋期擧年を授置することによつて、春期學年の兒童** 多數の見重中には學業の不成績又は長期間の病気 斯**水教涛**の方法を翻じ 時來れば、 そこ Ú ł۲

就學猶豫の期間は短縮される。

ではその年四月に就學の始期に遠すべき見覧にあつて 期間は其の年四月に於て始期に達すべき見意にあつ |年以下として居るが秋期學年を置いてあるところ 牟 始を春期のみにして居るとてろでは、 箇年とし、 既に始期に選した見覧にあつては 就學看像

> 童にあつては七箇月とし、すでに就學の始期に達した は五飾月、その年五月に於て就學の始期に達すべき見 短縮され、猶豫の事情が消滅によつてそれだけ早く 居る。秋期學年を設置することによつて猶豫の期間が 兄童にあつては各五箇月以下又は七箇月以下となつて 育を受け、早く卒業することが出來るのである。 就學兒童收容力を緩和することが出來る。

思ふ。秋期學年を設けることによつてそこに多少の緩の兒童を一時に收容することは困難なことが出來ると 從つて學齡兒童も急激に増加するため四月始めに多く 復興と共に人口の集中することは疑のないことである ある。東京は震災のため現在は疑調の狀態にあるが、 和が見られると思ふ。 とに近年は都會に集中する敷が著しく増加したやうで 第五 人口の移動は、常に村落より都曾に向つて動き。 ح

その甚しきを痛駆するのである。 融者の胸をなやまして居る。 第六 最近に於ける中等學校入學試驗の問題は、全瞬的に 中等學校の入學期を緩和することが出來る。 ことに大都市に於て最も

根本的解決策も生れYiる中に、 はし、當局者と意見を変換するやりであつたが、 試驗の撤廢者しくは試験問題の改善について論議を職 い方法によつて、入學試験が行はれて居つたやちであ 今までは入學試験の期日が切追して、はじめて入學 後にのこるものはいつも、 中等學校の撥張と保護 例年とあまり襲りのな その

終る狀態である。 この問題も入學試験が終ればいつのまにか自然消滅に者の子弟教育に對する自覺をうながすると等であつた

題を解決することに努力されんことを切望するのであて救済策を棄じ、當局者を督勵し、提携してこの難問止め、少しく將來のことを考へ、實現の可能性をもつ以出したかのやうに例年同じ膝腧を繰りかへすことをへ後は年中行事の如く入學試驗の期 に切迫して思

朳期學年設置上の難點

富山市に於ける如く就學始期に遠するものが弥秋二これは又實施上の最大難點とするところである。ない。その根本的の原因は前に述べた通りであつて、とと思はれるが、未だ廣くその實行を見るまでに至ら、秋期學年の勵行は、今日までに幾度か唱へられたこ

ある人がないといはなければならない。を立て、實行に努力し、目的を貫徹せねばやまね熱の一に敬賣に理解あり、敎育の實績をあげるために計畫のて進んで計畫を立て實行するものを見出さないのは、成城小學校の如く秋期學年を設けその質績をあげつ

ころは他の都市にも多いことと

思ふのである。

期に分けて收容し敎育し得らるしやうに称合のよいと

ん。のて、いづこにも適當な人物を得ることは難しいと思わて、いづこにも適當な人物を得ることは難しいと思れるものでない。それだけ有爲な人物を要するのでおい。全觸的のものであり、これが又一朝一夕に質現さい。 発期學年を設けることは一小學校のみの 問 題 で な

の不利益になるとはかぎられないと思ふ。然しこれは保護者の注意如何によつては必らずも見意ととなり、今までの教育は徒勞のやうにも思はれる、にして秋期學年を設けて居ない場合には連絡をかくこ輒居しなければならないことがある、轉居先には不幸、秋期學年に入學して居つたものは家事の都合上他に

くることに比較すれば、實行困難の條件とするに足ら他に經驗し得られね困難はあるが、實施後の利益を受れる、唯その實行上基礎關査と學區域の變更等に於てべての方面にこれを許す事情が滿ちて居るやうに思は、我期學年を設ける上から我が東京をみるときに、す東京は秋期學年の設置を許す事情にある。

もつて居る。 第一、秋期學年を設置するにたるだけの就學兒童を

ないものである。

差支ないものと思はれるのである。成の上に困難なところもあるが、大能に於て實施して成の上に困難なところもあるが、大能に於て實施して、蘇學兒童は各區によつて、其の數を異にし、學級編

がある。 第二 小學校と連絡する上級學校を建設する経済力

於ける小學校教育以上の教育機關は事實他の團體によ費用を投じてゐないのではないかと思はれる。東京にして居るのではあるが、教育の方面には比較的多額の豁脫の施設と事業をするためには年々互額の費を出

があると思ふ。以上に上級學校を増設し擴張するだけの經濟力に餘裕つて經營されて居るのであるから、東京としては現在

に求めることが出來る。 第三 他の團體によつて經營される上級學校を容易

現在東京にある中等學校の中の多數は事實他の團體 現在東京にある中等學校の中の多數は事實他の團體 現在東京にある中等學校の中の多數は事實他の團體 現在東京にある中等學校の中の多數は事實他の團體

第四、優良敦員の補充は容易に得られる。

ならない。
おいの数員を多数採用して映員を補充しなければ、おいて、ではであるが、今後とも不足を來し、他地方に配置するのであるが、今後とも不足を來し、他一現在は東京府に於て五百人餘の数員を變成し年々各

はさほど困難なことではないと思ふ。が多いときいて居るから、優良な敎員を補充することが多いときいて居るから、優良な敎員を補充すること近年又著しく地方より東京に就職の希望をもつもの

ことをひかへたいと思よ。に等しいもののあることを恐れるから、ここに述べる事に精通しない者のすることであるから、机上の空論事に精通しない者のすることであるから、机上の空論をほ質行業について考へたこともあるが、東京市學

すればまことに幸である。 余の拙文が識者の熟考をうながす何ものかゞありと

|「半年進級制ニ關スル調査報告

(一) 小學校ニ於ケル實施案

(T)

1.第一年度ニ於テハ、四月ニハ從來ノ通り夢齡兒童ラ入學セシメ、十月ニハ滿六年=リ滿六年六 ヶ月ニ達セル兒童(四月二日ヨリ十月一日マテニ出生セル者)ヲ入擧セシメ漸次半年進級領ヲ完

(盎考) 大正十二年度統計ニョレバ

十月以後三月迄ノ出生者

四月以後九月迄ノ出生者

一、二〇二、五七〇

二、〇四三、二九七 八四〇"七二七

ニシラ前者ト後者トノ比ハ約三トニナリ即春季組三幕級ニ對シ秋季組二學級ナリ

メ、十月ニハ其年ノ四月以後九月迄ニ擧齡ニ達シタル見重ヲ入學セシム

第二年度以後ニ於テハ四月ニ前年ノ十月以後其年ノ三月マラの學輪ニ達シタル兒童ヲ入処セシ

2.第一學年ノ學級数ハ年々増加スルハモトョリナルモ今後四五年間ノ平均概数へ約二万五千學級 ナリ総ルトキハ秋季ニ於ケル新擧級數ハ其五分ノ二即一万學級トナル

3.右擧級増加ニ件と必然的ニ第一年度ニ於ラ歌員数一万ノ増加ヲ要ス新ニ之ヲ採用スルコト不可

能ナルトキハ二部制ヲ採用スルモノトス

(2) B 案 本案實施ノ第一年度秋季ニ於ラ、第一學年ヨリ第六學年ニ至ルマテ四月以後九月マラニ出生セ

擾進級セシメー齊ニ半年進級制ヲ完成ス

(其ノこ)

(1) A 案 秋季第一學年ニ入學セシュベキ生徒ハ霧常小學校第六學年卒業者及在學者トス

小學校ニ於ケル實施B案ニ準ス(2) B 案

ル兒童ヲ進級セシメー齊ニ宇年進級制度ヲ實現セシムルモノトス但シ第一學年兒童收容ノ方法 ハA捉エ問ジ

(二) 中學校ニ於ケル實施案

(其ノこ)

(1) 本案

小學校の於ケル質施A案の基キ其第七年目の第一學年のり實施の豪手ス

(2)

B 案

小學校ニ於ケル質施B最ニ準シ第一年度秋季ニ於ラ各學年トモニ學力優秀身体强健ナルギヲ抆

-89-

年 미 否

29 執

Control of the complete Theory and the control of t

立の時より今日に至るまで散節し て層ます。 係の成械小學校にては、十年前創 二重集年の可なるを信じ小生職文 帯 博 士 海梅散太郎

可の誘致さへ許せば。 教育 酒報 社会 网络

れることになれば私たちは ます。さら云ふ柳庭が一般に布か でもなく非常に必要のととも思ひ 子供を中心として寄へれば背ふま 夢の時間を将越すると云ふことは 一、子供の性質を比較的ホモデア 心身の浸透視度に際じてその発 東京電火助教長 将本数四郎

二、手供から弐へは現在よりはそ うけるととが出來ると思ひます の發速の程度にかなつた教育を

> ものになりはしないでせうか。 らば小昼校ばかりでなく、中島 揺ることにならねば、結局空な 校もすべての上級単校もそれに たださり云ふ倒度が行はれるな

二重選挙の歌迎されぬ主なる理由 れないようです。全學開系統が悉 ろー(一な事情の気に、うまく行は かし實際之れを行ぶとなると、い と思ひます。 く下からよまで、三月卒戦、四月 新製卵となつて居るが如き、此の 私は主殺としては贊成です。し 网络新国教教委员 相深

ではありません。併し、九月の入 條件として賛成します。私は二重 の半蔵を有意發に怒らせる準備を 七月より四月迄中修典校入事まで **嬰兄女は六年後の七月に卒業する** 私は二金原年朝に反對するもの 帝衛小學校長

スにすることができ慇懃教授に

入祭者のために不便がありますね 考究すべきでせう。 北級學校との聯絡の事をも合せて ただ教育の組織網度の上から秋期 教育的に対へて無論策成です、 何しろこうした部分的の修正で

來機會もる毎に之れを主張してゐ て黄ひたいと思ひます。依つて從 私は二重學年朝は是非、實行し 東京高部附属主事 日田 機一 は、我職の教育は数はれませんね。

ります。 磨として、 消えてしまふものであ 停殺させ以て能力にしつくり合つ 進級せしめ、世來の思いのは半年 5、然らば二重県年制の如きは開 た果殻を見出させるやう にした と思ひます。斯くすれば华年低に ての小學校を学年途殺割にしたい 単年制よりももう 一層徹底的に凡

0 缸

> ひます。 は同時に行はなければ駄目だと思 られませね。少くとも中郷駅校迄 ります。即ち二重祭年朝は小祭校 等果校及専門學校を通じて之れを だけやつてもそれは駄音です。中 實行しなくては、その自的は逝せ 主す。けれどもそれには條件があ

發育について等質的のものを集め があるわけではない。隨つて同一 つの便宜であつて何等条術的保護 **競従来の祭年論による祭年制は一** 出したければ、二重単年制の可否 見地から横制する最著の方法を案 たといふでもない。暦年齢と生理 については十分な議論は出来ない 的年齡と精神的年齢とを加取して 夢年及び學載を暴理的並に實際的 學年といつても身體上、精神上の 一口に可とも否ともいへない。全 此の問題については大ざつばに 東京英阿勝部 武政

すべきものであらう。二重単綱は、大きな単校から採用(するといふ點だけからいふと、)がである。唯勝年齢の個人茶を少

教授法原理の上から見ますれ

<

ます。 でもして政策したいと思ひのを一国として政策年、四重事年の編制許せば三萬祭年、四重事年の編制許せば三萬祭年、四重事年の編制 一年報簿後後兵 根様 編雑

0

ます。

東京高層助教徒 野々村巡市 でも、まだ () 攻災を要する問題 でも、まだ () 攻災を要する問題 ない線である。けれども實際上 はない線である。けれども實際上 はない線である。けれども實際上 であり、今日の状態では必要がな であり、今日の状態では必要がな であり、今日の状態では必要がな であり、今日の状態では必要がな であり、今日の状態では必要がな

ないことに骨折るのは無駄だと思いのでありますけれども、必要もば、繁雑そのことは胰うべきでなも、少しでも効果のあることなら親校管理上の繁雑であります。尤の際土は、二重機年制から来る

成さへあると思ひます。 な無益有害な制設と左つて仕舞ぶるになる、かくては二重単年制は をになる、かくては二重単年制は をになる、かくては二重単年制は をになる、かくては二重単年制は をになる、かくては二重単年制は をになる、かくては二重単年制は をになる、かくては二重単年制は を無益有害な制設と左つて仕舞ぶ を無益有害な制設と左つて仕舞ぶ を無益有害な制設とこ立事年に連續

教育の實際は、との創度の分化を ども、遺憾ながら今日の我が聞の りない。内容不足な形式は負擔で る実けの内容の充實と進步とが足 合理化するだけ、それを運用し切 皮の分化は進步に速ひない。け にある。爲政的に見ればかゝる創 は、その制度に盛る内容そのもの らのみ言ふのでない。今日の秋雄 今日の教育内容を災するとも、近 年制から來る學校原理上の繁雜は あり荷厄介である。 との荷厄介な まつてゐる。これは專務の分煮か の教育環想の進展を助けないにき けることになる。實際上、二重觀 形式が、頭が上に内容の發展を妨 は、二重幕年間そのものゝ世 制度そのものに鬱渇はない。

を延縮した後のととであると思ひを延縮した後のととであると思ひを重ねる契捷を含むことになる。 を重ねる契捷を含むことになる。 を可能を表すると思ひると思ひると思ひると思ひると思ひると思ひる。 を必ずるのととであると思ひると思ひると思ひると思ひると思ひると思いる。

我が国教育の内容が真に改勢せら 年制の如きは言ふまでもなく制度 く妄言ではありますまい。二重悪 **ふ様な跄を主張するのも、猛ち塵** 質力を適める所以とならないと を延長することは脳民の教育や、 ありませう。延長聡に反動する人 の準備としては教育内容の充實で つてねませり、との殷教育實際家 義務教育の年限延長も、恐らく迫 であり、手段であつて、内容の充 々が今日の教育内容の實況で年間 されて行く様な時期が一日も早く 式や制度として消化され、合理化 整絡教育の延長の如きが最暮の形 れ、充實せられて、二重都年制や 買そのことではありません。 私は 序に輸針な口をきく様ですが、

月とにしたいと思ひます。
がら考へましても、但し四月と十つよいことです。多年やつた結果うしたいと思ひます。そんな意味うしたいと思ひます。そんな意味の原検生事、小原、関ガーの検索の原検生事、小原、関ガーの

れないものです。 に感せられませうが、是非實現さに感せられませうが、是非實現さに感せられませうが、是非實現され意味を開放合理的です。従来二重単年制は合理的です。従来東京東京開散技・倉橋・惣三

生さる、とと、思ひます。 東京女師校長 龍山 義亮 をおったと、思ひますが、しては便宜なこと、思ひますが、しては便宜なこと、思ひますが、に於ても不便がありましても實施に於ても不便がありましても関係の上に種々の手数を多くす。 東京女師校長 龍山 義亮

原大教徒 小林 澄兄の人意のます。 しく思ひます。 しかし入事期をいつて賛成です。しかし入事期をいつた中等単校以上も二乗単年制にした中等単校以上も二乗単年制にした中等単校以上も二乗単年制をいつにするがは問題だと思ひます。またになりませう。 しかし入事期をいつしく思ひます。

『教育時論』第一五〇三号(一九二七年三月十五日)

一重學年制について

ものを扱めて、これを一人のよう 独は、成るべく登迹科度の同じい には一年間の相塞は、 その 心身 ど明瞭なことである。 子供の時代 は今更進がるまでもない。ことほ に見て、一斉に歓投しようとする 來たすものである。今日の敎育方 の竟遠の上に、非常に大きな差を 年献によれば、共の差は如何に多 を同一學年に編入しなければなら 裸皮の差のない気度を集むること のである。従つてなるべく簽建の く見らも六ケ月を避ゆることがた どまで緩和せられる。即ち二重県 ねこと」なつて慰る。然るに二章 によれば、襁婚な場合には、正に が脊利である。然るに今日の制度 いからである。夾ぎに今日の制度 原年制を取る時は、この弊がよほ 一ヶ年の年齢の相違を有する児童 二原學年前の可否に関する議論

|質院各學校に於ては、この落筋の 送り出して、駐會上有姿を仕事を ,の損失を少くする上に於て、との 側を實行しつ」あるのであるが、 即落郊の劇を認めなければなられ によれば、どうしても原栽留置き けの仕事に從事せしひるととが出 なさしめ、家にありては早く金崎 も、この制度は少年を早く社会に 家居並に一般此會の上から考へて 制度の方が有袋である。加ふるに 然るに二重劇年制を採る時は、た は一年間の損失となる鍵である。 しかしこれを行ふ時は、その兒室 來る點から見て、又頗る利益が多 の損失にて済む器であるから、そ とひ原教句母きにしても、学ケ年 に及ぼ中仕事の素は大したもので るとすれば、その家庭並に社會上 年早く皆務に従事することが出來 するとして、その中の五拾萬が半 い。假りに年ャ百萬の見重が武器

・それは決して修ることの出来ない 仕事の能力であると思はれる。第 なく、毎年~~此の五十萬の若滑 ら見て大なる不利益である。 さり 見賞を普通或は劣等見宜と伴はせ 年進級の制度である。今日教育上 四には二重暴年制は模言すれば半 が社會に貢獻するのであるから、 とて一年間の議進的絶縁をなさし あらう。しかもそれが一年のみで 有利な制度である。この側を題む 於てはこれを認めて層ない位であ むるには、余程氏秀な子供でなく て進級せしむることは、教育上か 暴殺制度を採用する結果、優秀な たく、却つてとれを殺して懶惰の せられる。今日の如き副康では秀 るならば多くの便秀な見重が救済 る。職態的進級は實際教育上余程 しむる上に於て、よほど有益であ 取る時は、この躊遠的逃殺をなさ る。然るに若し半年進級の創度を てはならな。從つて今日の制度に 才を仲ぱすてとが出来ないのみで 弊債を養はしめつゝあることは、 は、その間の間隔があまりに隔り 趙郃である。又見重及教員にあり 進級の制度は此の弊を救上に最も 多くの人の思むる所である。学年 しか新しい気分にならないようで ても、今日のように、一年に一郎

とも以來る。
とも以來る。
とも以來る。
とも以來る。
とも以來る。

0

たように、半年進級銅炭の方が多 於てこれを見る時は、以上に述べ 復したようである。 然るに今日に 飲するに笙つて、一年進載の制に ある。その後更にドイツの制を模 を構した所が顔る多かつたもので 度を習ひ。後にはアメリカの制度 う。 學新寺初期にはフランスの制 メリカの制度に留つたものであら たととがあつた。これは恐らくて 以前は二重要年の制を採用して居 ように思はれるが、我師に於ても 制を採用して磨るのはアメリカの 得るなどが出來ない場合に、經濟 四五十人乃至六七十人の見宜しか 年制度の不利な點は、學校の設立 くの貼に於て有利であるから、我 紅織するに足るだけの見覚、即ち 区域が狭くて、半年間に一県級を とは原知の事質である。唯二重要 今に於てるこれを許容して居ると ることを希望する。 現に今日の法 々は出來るだけ牛年進級の點を探 今日世界の各閣に於て二重県年

盆あるのみで、別に弊審と思はれ 多忙な時期が釆て逃惑を感するで すべきもので、自由に上下し、 ものでなく、昔は*流動事級と利 望して居る。それは固定祭殺なる 節を行ひ得るようにありたいと貉 し、風滑に自然の發達に從ひて臨 しかも その 追留 を核めて 自由に の)を基礎として県教を編制し、 て、本宮の發達楊度(身心附方面 如き人爲的な形式的な制度を避け てはなられ。我々は質は哪年制の る點はない。それは非の答でなく **とれを要するに、二世祭年制は利** つて有効であるとも考へられる。 は帯形の政府を防ぐ上に於て、越 あらうと思はれるが、しかしてれ はつて居る人々は、一年に二回も 年脳の採用によつて教育事務に携 ば立しいのである。その他二重製 於ては、一學年邀級の現制を採れ ねと云ふ跡の意味によつて、若し 經濟上とれを許さ以と云ふ即校に である。されど所関無い袖は扱れ **とれを供ふて飲ある事は論なき所** 上の街失は教育上の利益によつて の少いことを希望するので、経済 からてれを見れば、むしろ見宜数 利な場合に於ても、数育上の見地 ざる事柄である。然るにこんな不 上の損失があることは死るべから

がある。半年進級領はこの流動機級のである。半年進級領はこの流動機級のである。半年進級領はこの流動機級のである。半年進級領はこの流動機級のである。半年進級領はこの流動機を設立さらのは無いだらうと思はれる。などょ言が関係に近近がある。それは二重単年制の可否」などょ言が明確を提出するのはあることは殆んど一點の疑を容る。然るにその質別に通可をある。然るにその質別に通可をある。然るにその質別に通可をある。然るにその質別とである。然るにその質別とである。然るにその変別を容るよりに対するとが出来をいまと明かたことが出来ないた問題である。

٥

か利用すればよいが、それほど必

うすれば宜いかと云ふ問題が起つ **言へば、この泰年末に至つて暴齢** 間に暴齢に建する見食、大きかに は、との二部教授を繰り返へさな 春期に蒸るまで年々下半期に於て でない。しかしながら昭和八年の けの二部軟役なればそんなに無理 とである。しかもそれは一夢年だ 第一には二部教授の方法を取ると 復々の方法がないでもない。 即ち てはならね。これを解決するには 糞欅年制は筻行不可能に陥らなく て来る。とれを解決しなければこ に於てこれらの股節と数員とはど たに入事することゝなる。此の時 に建する見宜の半敷が、秋期に新 ぬことである。 尤もこれら他に何 はずに遊ばして置かなくてはなら 年々前半期に於てはこの歓迎を便 も考へて見なくてはならねてとは 問題である。たゞこの場合に於て なく出來る。しかし市町村が乗し 用を密録して呉れゝば何のことは 第二の解決法は教皇を堵棄し教員 のととはなく二重學年制は行へる はならない。この覺悟があれば何 くてはならねてとを覺悟しなくて てその費削を支出し得るや否やが を増築するととは市町村がその費 を新に採用することである。戦震

> いことゝなるに相遠ない。 戦の雪のみに市町村が建築費の支 関をなすかぞかは頗る幾何である 三年の間には前半期不用数量を利 三年の間には前半期不用数量を利 となるからである。他ある年 なつて来るからである。他ある年 なつて来るからである。他ある年 なので、 は発したと云ふ位のことに過ぎな 要のない前半期があるのに、後半 要のない前半期があるのに、後半

教員を新に要するとと ^ たる。そ 宜を以て編制する學級数の半数の 今年の秋期に於て、本年の入學兒 象を最すらことしたる。即ち本年 から二重學年制を採用するとせば 得ることが出来るかどうか疑問で 半年間だけの一時的採用で教員を 問題は頗る食大なものである。唯 此の一時的組充教員は不 用 にな れば、かくすること光年にして、 年々の見食数に将減なしと假定す 敵の教団はまた不用になる。若し して來年の四月になれば、此の华 る。それでも半年間あまり必要で ば、此の問題は容易に解決せられ 凝集をこれに伴はせることにすれ ある。しかし岩し師範疇校生徒の る。との六年間の中年補光較量の 数員の問題も丁度とれと同じ現

の暮もない。唯多少学賞を増給す 上決して困難な問題ではない。文 その學校を卒業するまで附きまと 設備と戦員との問題は、初めて二 る位のことで事は足りると思ふ。 教育上の能率を低減すると云ふ程 巣年の秋期半年であるから、實行 に容易に解決せられる。これも一 に對して、二部教授を行へば、更 である。或は前に述べたやうに六 もない数員を置くことは中々困難 採用することである。 第一學年の見置に、下半學年の間、 **ふ困難であるが、これを解決する** 重要年制を採用した欧期見重が、 七年の則、後半期一勝年見宜のみ に最も簡単な方法は、二部教授を これを要するに、教覚その他の

本のでは、中等県校から大県にするならば、中等県校から大県にするならば、中等県校から大県にするまでこの制度を採用しなけれておらぬ。でなくては秋期入事のになる。しかしながらこの学年間は入県準備に費すことも意義があると思はれるが、一般多数の小學など思はれるが、一般多数の小學など思はれるが、一般多数の小學なのみで實業に就くものに取りては半年早く業務に就き得ることとは半年早く業務に就き得ることとは半年早く業務に就き得ることとは半年ではどぞ利である。

以上の如き理由と方法とによつ以上の如き理由と方法とによつ以上の如き理由と方法とによつ以上の如き理由と方法とによって、私は二重集年制を採用するとに於ても多少の困難と繁華とを來に於ても多少の困難と繁華とを來に於ても多少の困難と繁華とを來に於ても多少の困難と繁華とを來に於ても多少の困難と繁華とを來以て教育上有効と信じ、又實行上以て教育との如き理由と方法とによっと

『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第五輯(復刻版第七巻・一九七〇年)

教育審議會諮問第一號特別委員會第七囘整理委員會(中等教育)會議錄

昭和十四年二月一日 於文部省第二會職室

午後一時四十分開會

出席者左ノ如 特別委員長 整理委員長

÷

二十四番

所

六十八番

博

理委員

生フ下へ下ゲテモ半年ノ損デアリマス、今迄ノヤウェ出 〇整理委員長(伯爵林博太郎君) ソレデハ是カラ髪理学 少々、且ツ優等生ヲ上へ進メルノニモ都合ガ宜シイ、劣等 中等學校ヲ考ヘマスルニ付テ、此ノ前優秀ナ學生ヲ如何 員會ヲ開會歌シマス、差當ツチ五年ト云フコトエ致シチ ノデアリマスガ、春組秋組ヲ作リマスルド非常ニ経費モ ユ上級コ編入スルト云フコトニ付テ進級ノ問題が建ツタ 當案ガ出來タヤウデアリマスカラ、七十三番カラ其ノ粲 トモナク、大便良イト云フコトエ付テ七十三番エ於テ根 **來ナイ省7無理ニ五年ニ董イトイテ卒素サセルト云フコ** 4付テノ御詮明ヲ鱖ヒタイト思ヒマス

鑑録スルト云マノミデナタ、中華校載ハ小學校ノ教育ニ プ願ヒタイト思ヒマス ジマシタノデ集ヲ拵ヘチ見タノデアリマス、一ツ御霖騰 於尹內容ノ改簪ニモ種メテ必要ヂアル、斯ウ云フ風ェ感 〇七十三番(西村房太郎智) 只今委員長ノ仰セノ証リア レカラ少い調査ヲ籔シテ見マシタガ、此ノ案ハ镊チ拔糧

見マスト、前期八四月一日カラ九月三十日ニ至ル、之ニ 期後期ト云フコトユナル、此ノ春秋二季制ノ長所短所ヲ 二季制、是八半年毎ニ進級セシメルノデアリマスカラ前 中果校ニ於テ春秋||李制新設ニ開スル考察、 第一 春秋

ル类員 員 三十三番 五十三番 十五 五十八番 三十六郡 **=** + 二十七番 五十二番 岡 村尻 吉 右左 堆君 生君 郎君 堆岩 次營 駿魚 爱

出ナイヤウニ苦心シタノデアリマスガ、ソレニ依ツテ見 半年の依ツチ非常ナ登異ヲ生ジテ金リマスカヲ、共ノ瓷 リハサウヂブリマス、此ノ頃ノ身心ノ發育ト云フモノハ マシテモ、丁度一學期ノ終リニ全國ノ野球試合が始マリ スコへ毎年野球ノ試合ラ鞍シャス、野球ノ選手ノ弊害ノ 兩方共イゲナイ、邁動ノ方モダレテ來テ居ル、勉强ノ方 叉天高ク馬肥ユト云フ譯デ運動ニモ好イ時期デアルガ、 ル、燈火貎シムペシデ非常コ讀書ニ好イ時期デアルシ、 ツテモ、運動ノ方カラ言ツテモ非常ニ連當ナ 時 期 デフ 期ト三鼻期へ非常ユ緊張スル、二鼻期へ勉强ノ方カラ賞 卒業ノ前ダケニ好イ威銜ヲ取リタイカラ蚰蜒スル、一學 勉强スル、又三尋期へ落第シテハナラナイト云フノデ、 マス、一暴期ハ暴期ノ初メデスカラ心モ新タニ緊張シテ 開ベタノデアリマスガ、一帯期ト三幕期ハ非常ニ勉强シ 非常エンワ共鳴スル所が多イノデアリマス、是ハ千葉デ イ、斯ウ云で建前カラ此ノ輪ガ來テ居ルト思フガ、私ハ ツ殻育程度ヲ均齊ナラシメナケレバ教育ノ能率ガ華ラナ 斯ウ云フヤウナ意味カラ[ターム]ノ期間ヲ邁正ニシ、且 コトハ能率上宜シクナイ、非常エ能率ヲ擧ゲルノニ惡イ、 ヲ共ノ憧ヂ一年間ノ関ニ出生ヲシタ者ヲ牧容スルト云フ 云フ説デアリマシテ、且ツ殊ニ小學校、中學校ノ一年アク 過ギルノデ 中學校へ二期ニ分ケタ方が適當がアル、斯ウ 前ハ小學校ダー年間ヤルト長過ギル、中學校ニ於テモ長 トア考へチャラチケレバナラヌ、小學校ノ一年間ヲ「ワ 「ハイ•スタール」ノ生徒ハ「ワシ•ターム」ノ長サト云フコ モダレチ唇テイケナイ、適切ナル事例ガアリマスガ、ア ン・ターム]トシチ居ルトダレテシマフ、大體此ノ人ノ建 エハ必要ナイガ、幼年カラ青年ノ初メ、詰り小鼻校或れ

或ル小學校ノ校長が實へ私ノ方ニ金リマシテ、一年ヲヤ テ、教育上ノ見地カラ官ツテモ此ノ半塁年ノ進級制度ヲ ガ、サウ云フャヴナコトニモ非常二宜シイシ、又ソコチ ルノガー番囮ル、發育不良ノ者モ採ツテヤルノダカラ實 ラ特ュ此ノ制度ヲ設ケル必要ガアリハシナイカ、先邀尹 リマス、殊ニ小學校ニ於キマシチ半年ノ時日ト云ヲモノ 作ルト云フコトハ必要デヤナイカト考へラレル次第デア 長ヲ持ツテ唇ルト思ヒマス 方法ハテイカト云フャウナコトラ言ツチ唇ラ レマ シタ イ、 斯ウ云フコトガ適切ニ閻メラレナ唇ルノデアリマシ 年ノ終リア胱メズニボンヤリ暮スカラ非常ニ 能 率 上 惡 5頭ガ揃ハナイ、粒ガ揃ハナイデ困ル、是ハ何トカ連ラス 續ヨリ好イ、是ハ恐ラク二事期小公フモノハ勉強ニモ痼 ナー果級ニ答レルト云フコトカラ見マシテ是ハ非常ニ特 「ターム]ノ長サト云フコトヽ、生徒ノ發育ノ程度を揃へ ハ兒 重ノ身心ノ酸育上非常ニ差ア生ズルノデアリマスカ 云フモノハ一年ガ長過ギルカラ、共ノ中間ユ立ツテ、馬 シ、運動ニモ適スル時期ゲアリマスケレドモ、其ノ因ト マス、處ガ一學期ノ選手ノ試驗ノ皮積ハ二舉期ノ試驗皮

同此ノ中ノ秀才ヲ拔擢シマストー年間早々卒業スルト云が、 学年ナラバ是ハ 無関 三州 ない 大遮テカラノ皆様ノ御高見デアツタヤカヂ アリ マ スカ 、 学年ナラバ是ハ 無り 無理ガナクテ行ケルダラウト云ル、 学年ナラバ是ハ 無り 無理ガナクテ行ケルダラウト云ル、 学年ナラバ是ハ 無り 無理ガナクテ行ケルダラウト云ル、 学年ナラバ是ハ 無り 無理ガナクテ行ケルダラウト云が、 一年ナラバル・ カラバ を は ま こ ニハ 、 秀才拔擢進級ニ利アリ、 是ハ皆様カラモ御 第三ニハ、 秀才拔擢進級ニ利アリ、 是ハ皆様カラモ御 第三ニハ、 秀才拔擢進級ニ利アリ、 是ハ皆様カラモ御

予居ルヤウナ次第デアリマス 郷生レノ者へ一年半ダケ早ク卒業が出来ル、是へ鞘ハマ鴻生レノ者へ一年半ダケ早ク卒業が出来ル、是へ鞘ハマオラ披擢シマスト、是ハー年間修衆年限ヲ短縮スル、又若シ非常ニ秀才デアツテ、二年ト四年位ユニ目早生レノフコトニナリマス、早生レノ者ハ半年間卒業ヲ短縮スル、フコトニナリマス、早生レノ者ハ半年間卒業ヲ短縮スル、

ラト云フノデ目ラツブツテ及鄭ヲサセル、サウシテ上級 今整理委員長ノ仰セノ通り非常ニ苦痛ガ榧減サレル、マ .兄ラレマセス、假合及第プサセテモ、ドウモ上級事校コ 非常ニ苦痛ヲ憨ジ、又経濟上カラ言ツテモ困ルダラウカ 學校ニ於テモ、一年間落第サセルト、今申上ゲタヤウエ 只今申上ゲタ如ク實行ガ出來ナイ、斯ウ云フコトニナギ 年過ラセルト云フコトモ自由ニ出來ルノデス、一年週ラ **敢ル方ガー年ダケ現級ニ量イテ呉レト云フコトデアリマ** ニ仕向ケルコトガ出来ハシナイカ、又落第シタ生徒モロ サハ失體デスガ、父兄ヲシテ敎育的ニ考ヘルト云フヤカ 云フコトキナリマスシ、父兄ノ方カラ希弦シナ居ツチキ ガ大キイ、共ノ爲ニ界校デモ目ラツブツテ進級サセルト セルト云フコトへ経済上共ノ他カラ首ツテモ非常ニ打撃 シタ、此ノ案デハ、拔擢シテ若シイケナカツタナラバ、母 コトデ到頭親ノ人情デ子供ノ言フ涵リニナル、光邃テモ ソテ見ルト、子供ガドウモー年邁レルノハ厭ダ、斯ンナ 後シナ奥レトオ父サンガ申サレルケレドモ、段々煎ジ諮 行クノコ此ノ俊ノ力デハ行ケナイ、モウ一年同ジ事級コ 是ハ私ノ華校ニ偶ニアルケレドモ、多クノ縣校ニハ餘は マスカラ、若シ半年進級ニナルト、斯ウ云フコトヲ言ツ 至ツテニツチモサツチモ出來ナイ、落節タセチ見夕所 第四ニハ、實力不足ノ生徒ヲ指導スルコ便ナルコト、

ト云フコトヲ考へテ居ルノデアリマスデ行クト云フ上ニ於テモ此ノ半年制ハ非常ニ效果ガアルデ、是ハ溶筋者自身ノ幸職ノミナヲズ、溶筋者ヲ指導シリマス、是ハ畢竟一年ト云フモノガ長過ギル爲ニ起ルノツブツテ心太式ニ押出スト云フモリテ現狀デアルノデアデ何年軽ツテモドウモイカヌト云フコトニナツテ、目ヲ

大ナル利益ガアリハシナイカ、殊ニ高等等校、専門學校ノ獣験苦ヲ軽減スル、身心ノ發達ノ壁ノ時ニ際シマシテ輝デ、幕術試験ハ全體ヲヤラナイケレドモ、非常ニ生徒リモスカラ、試験ヲスル學科ノ分量ガ学分ユナツテ來ルリモスカラ、試験ヲスル學科ノ分量ガ学分ユナツテ來ルは一四ノ進級試験ニ比シテ、二回進級試験ヲ行フノデアをノ受験苦ヲ減ジ身心發育上大ナル利益アルコト、一年第六ニハ、一年一回ノ進級ニ比シ二回ノ進級試験ハ生

隔デハナイカト思フノデアリマスの展示のナイカト思フノデアリマスを関が、高等県校へノ入學者ニ取ツテハ此ノ上ナギや建設シテ入學ヲスルト云ッ方法ヲ開イテ戴イタナラバ、経験上カラ見マシテモ、殊ニ生徒ノ苦痛カラ考へマシテモ展過ギルシ叉重過ギマス、ソレデアルカラ之ヲ半年犯を長過ギルシ叉重過ギマス、ソレデアルカラ之ヲ半年犯を長過ギルシ叉重過ギマス、ソレデアルカラ之ヲ半年犯を長過デハナイカト思フノデアリマス

リマセヌガ、一年間三展:入學及進級考査プ行フ爲ニ生 郑ェ事務=慎レテ來マシテ一、二年經過シマスト差支へ **歩面側=膨ズルコトハ當然ノコト、存ジマスガ、併シ次** シ、鹿々入事試験モシ、進級ノ考査モスルカラ、學校トシ ズル事務上ノ煩瑣ヲ除キテハ特ニ短所ト稱スペキモノナ 普通ノヤウデアリマス、ソレカラ受験料へ全闡共ニー人 圓五十鏡、是ハ東京府デアリマス、五圓カラ六圓ノ所ガ シ尹、支出へ可ナリ桜ヤカニ見積ツグフリマス、一箇年 經費一覧(甲號)一學級新設ノ場合ヲ想像シチ見マスト、 ナクナル、又多少ウルサイコトへ新ウ云フ際デアリマス ノ牧入總額ハ二千六百六十圓トナリ、內驛ハ、授糳料ガ テ餘アリ(甲號表参照)中學校春秋二季學級新設エ婆スル 云フ上カラ言ツテモ非常ニ主ナルコトニ属シテ居リマス 方ガ多イノデアリマス、假エ中學校ノ敎育内容ノ改啓ト カラ歌身的ユヤル、斯様ユ考へテ見マシテ非常ユ長所! |千四百二十圓、受験料ハ二百四十圓、投業料ハ月額五 一箇年ノ收入總額ハ、是ハ收入へ非常ニ丙輪エ見積りで 一、経常費、生徒ノ投業料等ノ收入ニテ經常費ヲ支燐シ 其ノ短所トンテハ、取立テ、短所ト言フベキモノデア 然ラバ新制設立ニ要スル經費ハドウカト申シマスト、

顧慮スルニ足ラナイノデアリマス 関慮スルニ足ラナイノデアリマス、小野級ヲ作ル場合ニハ疫常費ハ何等奥共ノ他三百七十七圓デアリマス、收入ノ方ガ支出ョリ全國平均ハ今百十圓以內デアリマス、ソレカラ消耗品賞月額百十八圓デスガ、是ハ東京府ノ最高デアリマシテ、アリマス、內驛ハ、被員俸給(一箇年)二千百二十四圓、アリマス、內驛ハ、一箇年ノ支出總額ハ二千五百一圓デソレカラ支出ハ、一箇年ノ支出總額ハ二千五百一圓デ

一次のでである。一次のでである。一次のである。一次のである。一次のである。一次のでは、では、</li

支障ナキト信ズ(乙説、丙號及丁號麥参照)五票級ノ場合ハ全國ニ共ノ數種メチ値少ナルガ故ニ府縣經濟上何等ノ費ヲ要セズ、又各集年一個學級ヲ有スル小規模ノ中學校ル中學校ニ於テハ教室ヲ新設スルノ必要ナキ故臺モ臨時ル 中學校ニ於テハ教室ヲ新設スルノ必要ナキ故臺モ臨時ソレカラ臨時費ノ方ハ、各學年二個以上ノ學級ヲ有ス

一學級、二學級者エルノデアリマス、新ウ云フコトが一學級、二學級ノ場合ニハ春秋二學共二一學級、一學二學典二二學級、三學級ノ場合ニハ春秋二學共二一學級、秋季二學級、大學者三學級、大學者三學級、四學級ノ場合ニハ春秋 へ称季ガ三學級、秋季ガ二學級、四學級ノ場合ニハ春秋 へ称季ガ三學級、秋季ガニ學級、四學級ノ場合ニハ春秋 へ称季ガ三學級、大學ガニ學級、四學級ノ場合ニハ春秋 へ称季ガニ学級、大学ガニ学級、四學級ノ場合ニハ春秋 へ称季ガニ学級、大学ガニ学級、四學級ノ場合ニハ春秋 へ (本)

本出来マセヌカラ新シタ作ル、一舉級死産エテ来ルコトを対三擧級、秋ガ二擧級、計五擧級、二擧を力と立と、一學級、大年度へ、初年度ニ弥教ノ二組ヲ作ルト云フコトニナリマス、初年度ニ弥教ノ二組ヲ作ルト云フコトニナリマス、初年度ニ弥教ノ二組ヲ作ルト云フコトニナリマス、初年度ニ弥教、大年度へ、初年度ノ秋ニ二擧級、十旦マス、一學級・ナリマス、秋ハ二學級、計五學級・ナリマス、一學級・一學をガニ學級、大年度へ、初年度ノ秋ニ二學級が対し學級・ナルに一學をガニ學級、大年度へ、初年度ノ秋ニ二學級が大二學級をガンが一學をガニ學級、大年度へ、初年度ノ秋ニ二學級が大三學級をガンが一學をガニ學級、大年度の、大田の學年がガンの、大田の學年がガンの、大田の學年の、一學をガニ學級、大田の學年がガンの、大田の學年がガンの、大田の學年がガンの、大田の學年が大田の學年が大田の學年が大田の学生の一學の大田の学生の一學をガニ學級、大田の学生の一學をガニ學級、大田の学生の一學をガニ學級、大田の学生の一學をガー學の大田の一個學生の一學教育、大田の学生の一學教育、大田の一學教育、大田の学生の一學教育、大田の学生の一學教育、大田の学生の一學教育、大田の学生の一學教育、大田の学生の一學教育、大田の学生の一學教育、大田の学生の一學教育、大田の学生の一學教育、大田の学生の一學教育、大田の学生の一學教育、大田の一学、一學教育、大田の一学

徳島縣、愛媛縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖縄縣ノ計十一校ハ千寨縣、愛知縣、滋賀縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、縣、芙坡縣、三篤縣、披阜縣デ計十校、一校ヲ有スルノ野縣ト石川縣ヂ計九校、二校ヲ有スルノハ北海道、長崎ヌ、一學級ヲ有スル中學校三校ヲ有スルノハ新潟縣ト長別ニ關ベヲ見マシタガ、公立ガ三十校ダケシカアリマセリニ調ベヲ見マシタガ、公立ガ三十校ダケシカアリマセリンカラ各學年一學級フ有スル中學校(丁號)ヲ各府縣

私立果校ハ十五校デアリマス

教育上非常ニ利益ガアルト思ヒマス **巡級ト云フコトニナリマスカラ、ソレヲ拔イテ考ヘチモ** 上殆ド弊害ガナタ出來ルト思ヒマス、サウシチ是へ抜攫 ト思ヒマス、爆殺ノ混亂ト云ラヤウナコトモナク、敎育 **康を比スレバ、其ノ優劣ノ塾ハ間ハズシテ明ラカデアル** ||常常小事校五年修丁ヨリ中學校一年ニ聯絡セシメル現制| 入學考査ニ依ツテ受験者ラ苦シメルト云フヤウナコトガ メテ容易デアリマス、岩シドウシテモ必要ナラバ週クト 側ノ新設ハ右ノ通リニ別ニ新シク經費が娶ラナイノデ種 ナタ、教育上サシタル支障ハナイモノト信ジャス、之ヲ テ旣二六學年課程ノ八、九分通リヲ修了シテ居ルカラ、 行スルト歌シマスト、中央校秋季入學志願省ハ實際コ於 ノガ廟省デアルガ、伊エ國凡幕校ニ於テ此ノ新制度ヲ施 断り云っ風ナ制度ニナツテ、六年ノ後ニ此ノ制度ユナル モ宜シイノデアリマス、ソレカラ是ハ小學校カラ厭実ニ 來得ル、是ハ何時デモオ引受スルト云フロトヲ斷言シテ モ昭和十五年度≡り施行スルコトモ中爆校ダケナラバ出 第三、結論トシテ、嬰スルエ中華校エ於テハ雅秋二季

○整理委員長(伯爵林博太郎君) 非常エ良イ自信ノアルの整理委員長(伯爵林博太郎君) 非常エ良イ自信ノアル

トニナルト、中學校ノ課郡ガ五年トシマスト、十學年ニリー夢年ラニツニ分ケテ半年毎ニ進級ブサセルト云フコイノデスガ、大變面白イ御案ノヤウニ思フノデスガ、訪の11十四(下村壽一君) チョツト西村サンニ何ツテ見タ

ナル舞デスネ

所ガハツキリシナイヤウニ思ヒマス 〇三十書(下村壽一君) - 附ガラ混ゼタ深ノヤウデ、狙ヒ

ニー案デアラウト思ヒマスガ、斯ンナウマイコトア何故○特別委員長(田所養治君) 私説明ヲ聴イテ、是ハ確カ宛デ五ツニ纏メル (色素理委員長(伯爵林博太郎君) 十[ターム]アツデニツ

リマス、今ノヤウナコトガ實行サレトバ、是ハ皆様ノ御今日迄考へナカツタト云フ我々ノ暴ヲ悟ルヤウナ歸デア

〇整理委員長(伯爵林博太郎君) モツト自由ニ動クノデル上地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ始リ翌年三月三十一日ニがナツテ居ルノデスカラ、別ニ七十三番ノ新登明デハナイナツテ居ルノデスカラ、別ニ七十三番ノ新登明デハナイナツテ居ルノデスカラ、別ニ七十三番ノ新登明デハナイナツテ居ルノデスカラ、別ニ七十三番ノ新登明デハナイナツテ居ルノデスカラ、別ニ七十三番ノ新登明デハナイナツテ居ルノデスカラ、別ニ七十三番ノ新登明デハナイナツテ居ルノデスカラ、別ニ七十三番ノ新登明デハナイナツテ居ルノデスカラ、別ニ七十三番ノ新登明デハナイナツテ居ルノデスカラ、別ニ七十三番ノ新登明デハナイカーを表示前期後期ト分ケルノデハナー日ニがクインへ、中学校デモソレラ賞施サレ機ル単年ノ関に使ノ貫ニ由上ゲテ置キマスガ、単校令ニハ「集年ハ四に使ノ貫ニ由上ゲテ置キマスガ、単校令ニハ「集年ハ四に使ノ貫ニ由上ゲテ置キマスガ、単校令ニハ「集年ハ四に使ノ貫ニ由上ゲテ置キマスガ、単校令ニハ「集年ハ四に使ノ貫ニーを表示的対域を表示している。

〇十五番(松浦鎭次鄭君) 西村サンノ新家トハドウ迄フ

ニ逃級サセマス 第モ進級モシナイ、此ノ紫へ前期、後期トナツテ、順々 第一進級モシナイ、此ノ紫へ前期、後期トナツテ、順々

ガ、半年デ半分進級スルコトニナリマス〇七十三番(西村房太郎君) 妻ヲ見チ戴クト 解リ マスガ、「バラレル」ト云ツテモ半年デ進級サセルノデスカガ、「バラレル」ト云ツテモ半年デ進級サセルノデスカ

ドモ、[ゼメスター]ハ半分デ切ル 〇整理委員長(伯爵林博太郎君) 【ターム]ハー年ダケレ

デスネ(松浦鎮次郎君) 五帯年ガナ「ターム」ニナル譯の十五番(松浦鎮次郎君) 五帯年ガナ「ターム」ニナル譯ソレカラ秋一囘キル、進級試験ヲニ囘キリマスソレカラ秋一囘キル、進級試験ヲ三月ニー囘キル

〇七十三番(西村房太郎君) 昔私等ノ小祭校デヤツタノ

組ニ飛ビ上ル、無理ガ少ナクテ良イト思フ〇整理委員長(伯爵林博太郎君) 出來ル省ハ寮組カラ秋

〇十二香(西田博太郎君) 上級県校トノ聯絡ハドウデス

淡學校モ全部シナケレベ利益ガナイ ○整理委員長(伯爵林博太郎君) 高等暴校モ小県校モ寅立テヽ五年ノ秋エハ入ツテ來ラレルヤウニナル

そ、古イ時代ノコトヲ斯ウ云フコトニ説明シテ見レバ解〇特別委員長(田所養治鴦) 賛成、反對デハナイケレド進級試験ヲヤレバ非常ニ苦痛モ大キイ、半年毎ニ一年ニニ囘ト云フコトハ非常ニ苦痛モ大キイ、半年毎ニ一年ニニ囘

ソレデハ是カラ智ク慇談ニ致シマセウ〇整理委員長(伯爵林博太郎君) ヤラナカツタッケデス

〔三時十五分速記開始〕 〔二時三十分速記申止〕

-101-

第七囘整理委員會ニ於テ委員ノ提出セル案

中等學校ニ於テ春秋二季制新設ニ關スル考察

西村 房 太郎

第一、春秋二季制(半年毎ニ進級セシムル)ノ長短

(後期)十月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル)(前期)四月一日ヨリ九月三 十 日ニ至ル)

長角

三司を文を作うを摂ります 見利をうに 全星ではて ヒュアレス

二、生徒緊張ノ持續ニ利アルコト(term ノ期間ヲ適正ニシ且ツ同一學級生徒ノ餐育程度ヲ均寮ナラ 半年間學校卒業ノ時期ヲ早メ現制度ノ不合理ノ點ヲ改メタルコト

糞年限ヲ短縮シ且ツ其間 = 無理ノ點ナシ) 秀才拔擢進級ニ利アリ(選生レノモノハ査同ノ抜擾進級ニテ豪年ヲ、早生レノモノハ半年ノ修

シメ教育ノ能率ヲ増大ナラシム)

四、實力不足ノ生徒ヲ指導スルニ便ナルコト(例、原級ニ磯留希望ノ生徒及落第者)

病氣休學等ノ場合ニ起ル不利益ヲ敦濟スルト共ニ鞭症ノ時ニ早ク手當ヲナスニ使ナルコト

核療養ニ於テ特ニ然リ)

翌年一囘ノ進級試験ニ比シ二囘ノ進級試験ハ生徒ノ受験苦ヲ減シ身心發育上大ナル利益アルコ

短

所

年間ニ慶次入學及遊級考査ヲ行フ爲ニ生スル事務上ノ頻瑣ヲ除キテハ特ニ短所ト稱スヘキモノ

-102-

新制設立ニ要スル經費

經常費 生徒ノ授業料等ノ收入ニテ經常費ヲ支辨シテ餘アリ(甲號表參照)

費ヲ要セス 臨時費 各學年貮個以上ノ學級ヲ有スル中學校の於テハ教室ヲ新設スルノ必要ナキ故事を臨時

又各學年一個學級ヲ有スル小規模ノ中學校ハ全國ニ其數極メテ僅少ナルカ故ニ府縣經濟上何等ノ

支障ナキト信ス(乙號、丙號及と丁號表譽照)

第三、緒 綸

嬰スルコ中學校ニ於テハ祭秋二季制ノ新設ハ極メテ容易ナルヲ以テ若シ必要アヲハ뾽クトモ來ル

昭和十五年度ヨリ施行シ得ヘシ

課程ノ八、九分通リフ修了セルヲ以テ入學考査ニヨリ特ニ受験者ヲ苦シムル等ノコトナク敎育上 假リニ國民學校ニ於テ此新制ヲ施行セストスルモ中學校秋季入學志顯者ハ實際ニ於テ旣ニ六學年

コレヲ奪常小學校五年修了ヨリ中學校一年ニ連絡セシムル現制度 (中學校令施行規則第七章第三

サシタル支障ナカル町シト信み

丁九條第二號) エ比スレハ 其優劣ノ 整問ハスシテ明ナリト言フヘシ

小學校に於き六學年ヲ早生レト選生レトニ分チテ學級ヲ編成スレハ學年ノ中途ョリ見重 ヲ中學校ニ忿ルニ際シ母級ノ混亂ヲ生スルコトナカルヘシ

中學校春秋二季泰級新設ニヅスル経常費一覧(甲號)

査學級新政ノ場合。	a #	
○遊飯年收入韓叡	2880間 (I 授業料一人月報	5,00
; 內 無	】 受験料人ェッキ ■ 容晶級 & 推動	8.00個 40人
授銀料	有了和子的主张	80人
受験科	··· 240mm	
〇壶笛华支出建筑	2501 国	
內 單		
数具律給(一箇年)	3134間	
常耜品質與其ノ他	377個 {] 教員—人学俸給月額	118.00 00
太學級新設ノ場合		
○全体年收入練飯	5820回 塘 考	
〇遊笛年支出總督	【 以學級生複數 5003與 【 【 入學志順省數	80人 180人
参挙級新数ノ場合	し貝飲具停給	3人分
〇老信年收入抽飯	7860例	
〇遊館年支出總額	【参學級生徒數 7508個 【八學家顧者數 【監員俸給	120人 200人 4人中分

恭秋二季學級配當表 (乙酰)

壹個學年ノ 學 級 数	春季學級數	秋季學級數
5	3	2
4	2	2
3	2	1
2	. l	1
1	i	1

春秋二季中學校學級編制一覧 (丙號) 下表括弧外ハ壹個學年五學級ノ場合 同上括弧内ハ壹個學年萱學級ノ場合

ķβ	度	脊机學級數	秋祖學級數	#t	***	. 47
初步	事 腱	5 (1)	3 (1)	7 (2)	练 —	學年
* *	学度	3 (1) 5 (1)	3 (1) 3 (1)	5 (2) 7 (2)	第一	
Ξ,	李 俊	8 (1) 3 (1) 5 (1)	2 (1) 3 (1) 3 (1)	5 (2) 5 (2) 7 (2)	第二	影布
四. 4	平 庚	3 (1) 3 (1) 3 (1) 5 (1)	2 (1) 3 (1) 2 (1) 2 (1)	5 (2) 5 (2) 5 (2) 7 (2)	第二第三	軽 年 発 年
五夕	F EE	8 (1) 8 (1) 8 (1) 8 (1) 5 (1)	2 (1) 2 (1) 2 (1) 2 (1) 2 (1)	5 (2) 5 (2) 5 (2) 5 (2) 7 (2)	郑尔二年郑尔二年	基 年
大年	新 权等	3 (1)	2 (1)	5 (2)	各 學	年

各學年一
學級フ
有スル
中學校
丁號

公

立 立 校.... Ξ 校……北海道 + 五 德千 爲葉 縣 新潟縣 枚 梭 愛愛 媛知 縣縣 長崎縣 長野縣 宮旗 茨 崎賀 城 縣縣 縣 石川縣……… 鹿兒縣 E 重新 # **一种粗彩 羧阜縣……………計** 計 十一校

十枚 九枚

私

教室師下共成拾五圻建築費

生徒用腰掛其他教室用備付品費

參千五百圓

Ħ

三千回

五百圓 (生徒四十人分)

ついて 中學二期入學に

斯果尼福師教授

· 政府 藤 斐 章

報ぜられてゐる。 報があれてゐる。

師々二異期別に少称呼心理察上まりも及演上よりも最終せらるべきもので、取る質行の遊ぎを取むい。大正十三四年から昭和の初めにかけて之に難する研究が中原技にかけて之に難する研究が中原技にかけて之に難する研究が中原技にかけて之に難する研究が中原技にかけて之に難する研究が中原技にかけて之に難する研究が中原技にかけて之に難する所究が中原技になってられたころのでオジャンになってられたころのでオジャンになっている。

これは近に軟米の制度を共のまとの数文相の型制大政軍と同時にが傾に行はれたもので、明治十九が傾に行はれたもので、明治十九が傾に行はれたもので、明治十九が傾に行はれたもので、明治十九の数とは、一型数職は型制資が以来

ると初めの大年間は教員の補城に

の関連は近に効果的である。 の関連は近に効果的であるに関し、これが月以内に限られるから教育に大が月以内に限られるから教育に大が月以内に限られるから教育に大が月以内に限られるから教育に大が月以内に限られるから教育に大が月以内に関い、無常の見が関連が表記したものらしく、別に根保が採出したものらしく、別に根保が採出したものらしく、別に根保が採出したものらしく、別に根保が

また野年連級制にすると浴がに をにもさはど苦館を懸しさせない のである。であるから秀才には一 のである。であるから秀才には一 のである。であるから秀才には一 のである。であるから秀才には一 のでも心傷のない規は、一年間足 ぶみをさせるのは勿覧ないとて、 ぶみをさせるのは勿覧ないとて、 がみをさせるのは勿覧ないとて、 がみをさせるのは勿覧ないとて、 がなるだらう。 くなるだらう。

> では今後六年間でよくわけである。 は今後六年間でよくわけである。 は今後六年間でよくわけである。 は今後六年間でよくわけである。 は今後六年間でよくわけである。 は今後六年間でよくわけである。 は今後六年間でよくわけである。 は今後六年間でよくわけである。 が近れば最初の学年間は学散の製 になれば最初の学年間は学散の製 がれまけまく要する(著し入製 りまれまけまく要する(著し入製 りまれまけまく要する)

然らば春秋二期の大學者が同数 然らば春秋二期の大學者が同数 がい。時で五ケ年間で数の数 無い。時で五ケ年間で数の数 を統計上から調査したことが あるが、春期二に動して 大型者数を三百人とすると報知しの 製者は二百人、秋期に動して であった。便りに一型を 型者は二百人、秋期に動して であった。一學級を五十人 の割合であった。一學級とするの数生者 しかし文部省を以て他来の一學
四四

対象が収録さればとも相談したことがあり、 を考へる祭佼では、学年進級期か 非常に不便があるのでこの制度に るる果役が競らあるか知れない。 して行けるので、他の要反の連絡が発信立てこもつてゐるから致行 けれども、他の別校との連絡上、 **経営院が二級組を採用してゐる** することが前型型件である。女子 質行不能のためやめになったので があるが、他の無权との関係上、 東京西等国航型技術局中型技で学 良いと知りながら、践行しかねて る。天れでも女子取り院といよな 歌する不幸も 中々 多いやうであ 最後に単年進級制を貧威するに

上學交の一季间及び飛汲され

〇成城小學校に於ける經驗に省みて

で、秋組に入ったものは結局間じになったやうなものである。 を発展者は繰りなく、却つて春季単年に人員超過の個人の傷力の を発展者は繰りなく、却つて春季単年に人員超過の個人の傷力の にして神経な意味の春秋期期の見賀の成績と云ふ時になって、そ で、秋組に入ったものは結局間じになったが、春組に入事出來ない で、秋組に入ったものは結局間じになったが、春組のものである。

小水 一种 一米 古

然しその数は極く少いものであつた。がそれ等に就いて考へさせ 然しその数は極く少いものであつた。がそれ等に就いて考へさせ 然しその数は極く少いものであつた。がそれ等に就いて考へさせ がしその数は極く少いものであった。がそれ等に就いて考へさせ ないその数は極く少いものであった。がそれ等に就いて考へさせ ないその数は極く少いものであった。がそれ等に就いて考へさせ ないその数は極く少いものであった。がそれ等に就いて考へさせ ながしるの数は極く少いものであった。がそれ等に就いて考へさせ なが、単位を完積して、たと法規的にどうしてあた。機人かは超級 した。二三面超級した。までは、光規のにどうしてあるが、現在の はが、単位は発精教育であるのだが、質質は強備技になつて ある。其事實を無観して、たと法規的にどうしてあた。機人かは超級 した。二三面超級した非常によい見重のあったことを記憶する。 成城小事校に於ては超級(飛級)を許してあた。機人かは超級 した。二三面超級した非常によい見重のあったことを記憶する。 はが、単位にないものであった。がそれ等に就いて考へさせ 然しその数は極く少いものであった。がそれ等に就いて考へさせ

に遊ぶ様なことにもなつた。 に遊ぶ様なことにもなつた。ことに世操に於ては超級した紙像り出來ぬやうなこともあつた。ことに世操に於ては超級した紙像されなかつた。從つて國語、算術は出來るが、それ等の教科は原されなかつた。從つて國語、算術は出來るが、それ等の教科は原されたことは結局知的教科に偏することである。主として国語、

來る。その逄の考慮は出來てゐるかどうかあやしい。 激授をしてゐては半學年の強級をやらせても可成のギャツブが出學習を促進するダルトン案のやうな組織がなければいかぬ。一齊強級を許さうとするならば、機貌的に生徒の能力に從つてその

〇二季制のイデオロギーに就いて

目のそうに想はれる。秀なものは四年で終らせやうと云ふ秀才教育を狙つたところが眼秀なものは四年で終らせやうと云ふ秀才教育を狙つたところが眼を特にかゝげてある處を見ると、中學校を五年制としておいて優二季都を何故に採用しようとするのか十分にわかりぬが、飛桜

とする改正案では國民様成とか、人格とか云ふことが可成遺耍にれは必然に知官偏重の傾向を持つことである。小學校を顧民學校さうした場合直ちに考へられるのは、前段に於て述べた樣にこ

であるところへこれは又一向それ等と関聯のない、いやしきりにてゐるところへこれは又一向それ等と関聯のない、いやしきりには、一次文、英語、敦學、歷史、地理、理科のやうな學科の知的方面の作業なんかやらなくともよいではないか。飛級の標準は結局での作業なんかやらなくともよいではないか。飛級の標準は結局での作業なんかやらなくともよいではないか。飛級の標準は結局での作業なんかやらなくともよいではないか。飛級の標準は結局での作業なんかやらなくともよいではないか。飛級の標準は結局での作業なんかやらなくともよいではないか。飛級の標準は結局である。 一、云はど記憶的方面の優秀と云ふことになつて、その情意的方面は考へられぬことにならう。これこそ所謂知言係であるが、集團作業ので作業を造つた委員諸公の改正の基準に對して深い疑ひの念をいまれば考へられるとなるとが気はれる様なことが気はれる様なことが気はれまいのようにある場合である。例へば集製作業を送った委員諸公の改正の基準に對して深い疑ひの念をいまないがあると思いる。

の弊は收得の方面に偏して、創造的方面が確んぜられ、創造的人創造的方面が軽んぜられる。然るに私の考では現代中華校の教育のは飛艇には恐らく軽んぜらるずあらうし、一學科内では衰現、に於ては既にも述べた様に、強操、陽壁、音樂、作業のやうなもば、飛艇の標準はどうしても收得的、配置的方面に傾き易い。舉科表現的方面、配憶的方面と創造的方面の二つに分けて考へるなら次に收得佩重と云ふことが考へられる。基層を収得的方面と

とは考へられぬ。 込、配復模倣の人を造るやうにしようとする欧正案はどうも欧正、物が出ぬことが繋かれるのに、その方面に欧正しないで、怠々詰

学校教育の根本イデオロギーを生活指導と考へる私には五年創め学校なら五年間そこに生活することによつて生徒はそれ/へのの学校なら五年間そこに生活することによつて生徒はそれ/へのを教育に力を用ひれば同じ年限、間じ単級で暮しても個人個人性の教育に力を用ひれば同じ年限、間じ単級で暮しても個人個人にその必要とするものは一年早く出なければならんと云ふことはない。個体の様に考へるから、優秀なものは五年間に甲となり、劣勢なものは丁俊の様に考へるから、優秀なものは一年早く出されば扱のやうに作のが要とするものを與へることが出来る。一斉教授を金科玉体の様に考へるから、あそうな薬が立てられるのである。

ても、それが武蕃か、改惡か判斷のしゃうがない。してかゝらねばならん。それなくしてたゞ邊然と改善すると云つて、それに對して現在の制度の何處に終陥があるかを嚴密に檢討要するに改正案を立てるには教育イデオロギーを先づ誤瞭にし

〇貴施方法に就いて

ら、大多数のものは却つて一年おくれることになる。小學校の一 短縮にもならぬ。然もそれは僅かの優秀なものに限られるとした 李钢と中學校の二季制とどう連絡せしめ得るか頗る英間である。 そんなものが飛級によつて半年前のものと一緒になつたつて年限 日のものをその四月に入郷せしめるのであるが、その前半の四月 吟、どう實施しやうとするのか。本來ならば十月二日――四月 日――四月一日のものは無鳥に十月まで半年を過さねばならん。 し先づ四月二日――十月一日のものを春入れるとすれば、十月二 二日――十月一日のものは一體何時入學することになるのか。 芳 が一季制で、四月二日――四月一日生れのものが同時に卒業する -四月一日生れのものを尞に入學せしめるのであらうが、小學校 更に四月二日――十月一日生れと、十月二日――四月一日生れ 一季制は四月二日――十月一日生れのものを秋に八十月三日

生よりも常に多くなつてゐる。中學校入學志願者は之と正しく比 である。四月――九月は九二九千人、十月――三月は一二大〇子 十年四月五月六月七月八月六月十月十月二月11年一月二月三月 人で、春組の方が盛かに多い。我園では秋冬の出生が、春夏の出 とは平均してゐない。 例へば昭和十、十一年度出生者は

授に支撑を來たすことが少くなる?私はむしろ小學校から大學ま 外駆の様に九月開始機にすれば、十分成育したものが多く、未成 月の方が安賞である。前年四月二日生れから翌年四月一日生れま て、秋季開始の案を養唱したい。 との間に相當の時日をおかれるので、入學試験の如きも最校の教 休業を置くことが出來。學校の準備にも都合がよく、卒業と入學 育のものが少くなる。そして単年と季年の間に夏の比較的長期の 出來であることは非常六年の成績にすら見えるのである。これを **損するものゝ方が多くなる。このことは小學校の武績にも十分に** でを一度に入事せしめると、入事の折十分成宵した見宣九二九千 さうすると學年の長さに相違が生ずる、それはどうする彼りか? 現象を基する。前に述べたやうに成紋小墨校の入事志願者には明 あちはれてゐる。四月生れよりも三月生れのものゝ大體に於て不 人に對して、稍未政育の見宣一二六〇千人で、得するものよりも、 かにそれが現れてゐた。之を平均にするには秋組は十一月開始に 者散も多くなるものとすれば、脊粗は秋組よりも八拳困難と云ふ して、四月――十月生れのものを入れることにしなければならん。 既するかどうかは分らぬが、常味的に干供の散が多くなればる場所 この點から考へると一年一季制でも夢年の開始は四月よりも九

中學校における二季制

及び飛級の問題

早相田大品教授

理的な根據を持つと言へる。現制度においては、四月二日以後に二季訓は見貮の生長における生理上心理上の立場から見て、合

のは同じ年の十月一日に入學し得るわけである。補六載より小學あるが、二季制になれば、四月二日より十月一日までに生れたも生れたものは一樣に翌年四月一日まで待たねば入學出來ないので

ある。 即ち、

合理的に取扱はれることになつたわけである。常であるとすれば、それらの見食にとつては少なくも宇蔵だけは狡教育を開始することが生長における生理上心理上の立場から適

これは、一考の餘地もなく、須らくその如く改制することが行はら、またそれだけを問題として他との振り合ひを考慮せないなら、この故に、それが爲めに要する要用を負擔することが出來るな

に比ぶれば比較的にこの方は行はれ易いといふので、中學校だけ然し、それが經費の問題から出來にくいといふので、またそれ

れねばならぬ

新原田 實

ならない問題の存することに載いて相當に氣附いてはをるやうでた印刷物に依れば、同整環委員會に於ても、そこに考へられねばた印刷物に依れば、同整環委員會に於ても、そこに考へられねばたの以間題があると言はねばならぬ。

「中華校教組に入るべき者は如何なる者かと先づ問題となる。中華校教組に入る者は其の年の春初等國民基校を卒業し中華校教組に入る者は其の年の春初等國民基校を卒業し中華校寮組に入づて居た者が第一志翼であった中學校の教組に入事するといふ者がて居た者が第一志翼であった中學校の教組に入事するといふ者がはなからうか。」

といふ一節もある。

であることを知らねばならない。こゝに無附かれでをるよりはもこの一節は、この文面に現はれた以上の問題を搬してをるもの

また教師の傷からの原因によつて、毒せられてをるとし ふこ と したる結果として旣に相當の程度それらの學報が、生徒の側から はないのである。今日、中華低學年生中に幼年學校志禧者の激増 的能率が如何なるものであるかは論ずるまでもない。それを考へ 駆することにもなるであらう。 月繋さへ はいればそれでよろしい ざるを得まい。或る者は籍だけおいて休息して別に受験事態に発 れば、この問題は、再び受験を志す當の生徒だけに騙する問題で る。その學校に落ち付かないやうな生徒を多數に持つ學校の教育 は小野の大事試験準備の雪めに甚だしく傷つけられる意思を指揮を 第二流三流乃至四流と世野されてをる事校の少なくも 第一 華 年 ら、兎に角はいれた単校へ入學だけはしておくのである。然らば 來るに選ひないのである。それも然し十分に當でには なら ぬか る。從つて半年後に再び機會があるといふことになれば、も一度 丁解されよう。第二志星の摩校といふは多くの場合において決し の問題ではないのである。といふは、第一志事の學校、第二志顧 である。さなくば春にはいれたものが、 半年おくれるといふだけ へ、二流は一流へと、それぞれの入學試験準備に中學校が混乱す といふわけに行くものであるまい。 四流は 三流へ、 三流は三流 また第一志望の學校への試験を受けて見ようといふことが起つて て志唱するところの単校ではない。仕方なしにはいる 學 校 で あ つものであるかといふことを少しく深く考へて見ることによつて の単校といふことが、現在の事情下においてどれだけの意味をも つと大きな問題がそこに含まれてをることを知らねばならないの

中學校教育の精酔は全く後却されると言はねばならない。ても、八學試験準備が事實上生活であるといふことになつては、中學校の生活が僅か五年のうち、その始めにおいても終りにおいも、見る人の誤には見えてをるのである。それは兎も角として、

「一流三流乃至四流の中學校を現在のま」にこれを無くさないでした場合には尋覚見合はせるほかないのである。また、見宣の生した場合には尋覚見合はせるほかないのである。また、見宣の生した場合には尋覚見合はせるほかないのである。また、見宣の生した場合には尋覚見合はせるほかないのである。また、見宣の生のでない限りは、即ち今日の如き入學試験の行はれる限りは、この事實を十分に考慮の監は問題とならない。考へて見る必要がないのである。

Ξ

非常に少ない少数者だけといふことなら一ケ年兼級も差支へないの、一ケ年は困るが半年なら宜しいといふ十分なる根據を何處にい。一ケ年は困るが半年なら宜しいといふ十分なる根據を何處にい。一ケ年は困るが半年なら宜しいといふ十分なる根據を何處になめるか、それが求め得て定まらなければ、一種一學級内の幾人であるが、それが求め得て定まらなければ、一種一學級内の幾人であるが、それが求め得て定まらなければ、一種一學級内の幾人であるが、それが求め得て定まらなければ、一種一學級内の幾人であるが、有機といふことも理論上は行はれて然るべきことであるが、實際は如何のものであるが、有機といることも理論上は行はれて然るべきことであるが、實際は如何のものであるが、有機を表表している。

いふことにせなければ、少しく不安であらう。から知れぬ。然し相當多くといふことであると、なるほど伴年と

然しさうなると、いやでもおうでも二季側を行はなければ、これを質施することは出來ない。半ケ年飛級乃至は半ケ年落第といれを質施することは出來ない。半ケ年飛級乃至は牛ケ年落第といれを質施することは出來ない。半ケ年飛級乃至は牛ケ年落第といれを質施せねばならぬ難問題。即前篇において述べたとほり、さら相信考慮せねばならぬ難問題。即前篇において述べたとほり、さら相信表にいる注意である。前かも二季制の安施は今日のところでは、成り立た以のである。前かも二季制の安施は今日のところでは、成り立た以のである。前かも二季制の安施は今日のところでは、成り立た以のである。前のも二季制を行はねばならぬものである。かとうか。

頭倒した無責任な考へ方と言はねばならぬ。 乗年限中にて差別するといふのであるならば、これは就に主客をあるとすべきではないか。入事試験の爲めに延長される年限を修ちるとすべきではないか。入事試験の爲めに延長される年限を修ちるとは光決を要する問題で

國家の制度としては正常であるまい。の為めに他の多数のものと教育能率を低下せしめるといふのでは飛級の力あるものを無級せしめることは誠に結構であるが、そ

Ξ

そこで、二季制もいけない、飛級もいけないといふ結論になる

いか。それを解決せなければ結局は本営の改革は出來ないではないなのである。その費用の足らぬといふことを解決すべきではないふのである。その費用の足らぬといふことを解決すべきではないふのである。その費用の足らぬといふことを解決すべきではないか。それを解決せなければ結局は本営の改革は出來ないではないか。それを解決せなければ結局は本営の改革は出來ないではないか。

また、中華校に、今日の如く良不良の差等の存することを放置しておくことが調ひなのである。勿論、全部が全部世評のとほりには罪がない、制度の上ではどれも皆中華校である限りは中華校には罪がない、制度の上ではどれも皆中華校である限りは中華校には罪がない、制度の上ではどれも皆中華校である限りは中華校には罪がない、制度の上ではどれも皆中華校である限りは中華校には罪がない、制度の上ではどれも皆中華校である限りは中華校であると当時に十分に激励し補助するの法規が制度として確立されればならない。勿論、その補助といふうちには、設備費、教養費等は勿らない。勿論、その補助といふうちには、設備費、教養費等は勿らない。勿論、その補助といふうちには、設備費、教養費等は勿らない。勿論、その補助といふうちには、設備費、教養費等は勿らない。勿論、その補助といふうちには、設備費、教養費等は勿らない。勿論、その補助といふうちには、設備費、教養費等は勿らない。勿論、を自己を表表である。

行くことを必要とする。中學校の改革を論ずる者は、かういふ方面からも考慮を進めて

一 秋 二 期 知

林博士

秋組を設けよ

年昭和十八年度に初寄五六年、昭和十九年度に高寧一二年のが出來る管であるが、學校の名稱は一齊に昭和十六年度から閏是學校 又総務教育年限の延長光度が覚施される際である。 務教育の圏内に入れられて、此處に初めて我が顧の総務教育年職は八ヶ年制の実現を見るのである。即ち団民間校の實施に伴つて になり、蘇勒敦育の延長は昭和十九年度に於て先づ高等一年が其の圏内に入れられ、夏に昭和二十年度に至れば高等二年までが軽 昭和十六年度から、您々國民學校が覚現する序となつた。新教科権は昭和十六年度に初修一二年、昭和十七年度に於て初修三四

質の六歳七歳の頃だと一年の整に其の心身の上に窘しい相違のあるものである。 死んや四十歳、五十歳となると年若い校長の下に年老いたる平数員の匿るといふ事に世の常である。だが人間もまだ生れて六七年 の者である。又一番の年齢なのは数へ年の八載で、足掛け八年前の四月二日生の者である。依て我の最年少者と最年長者(年長者 **歳三十歳と三十一歳と一年の嬖は何の影響もないものである。否身強的にも又精神的にも年若い者が蝉て優れてゐる場合もある。** の語はチト遊切でないが)とは丁度護一ケ紙即ち三百六十五日の養がある譯である。人間も二十五歳位になると二十五歳と二十六 上に達して居るから之を匿めて第一學年に入學せしめるのである。だから一番年少のは數へ年の七歳で足掛け七年前の四月一日生 とである。足掛け八年前の四月二日生れの見置から、足跡け七年前の四月一日までの見重は全部英の年の三月末日までに端六世以 現在に於て諸六歳に藩したる塔を其の年四月一日に総常小學校に入學せしめるのである。從つて入學の見堂は數へ年の八歳と七歲 ある。前の現倒度のを寒組と緊溺するのに對して、後の新傷度のを秋紐と路縁するのである。現在の寒組のみの間度では三月末日 言ふたらば脳民學校の入學は毎年四月一日に入學せしめる現在の間度と併せて、毎年十月一日にも入學せしめる酬貶を設けるので 此の興民學校の繁殖、競務教育年限を機として是非教が初導教育に於て實施されたいと念ずるのは秋組側の薪設である。眸しく

ご分して、祭組は三月末までに溺六歳以上になつた者を四月一日に入學せしめ、又秋祖は九月末日までに蒲六歳以上になつた者を 見て三百六十五日種の鬼童を同じく一年生とたす事は色々の観點から見て不合理であり、不經濟である。依て之を春組並に秋紙に 縮せしめると共に、秋組見糞は竪年四月まで持つべきを半年早く入壓し得るやうにならしめるのである。 **百八十二万至□2種の兄覧を一年生にする事になるのである。此の制度は同一歴年乃至慇懃兄鸞の年齡登最大一ヶ年のを半ヶ年に短** 十月一日に入慰せしめる機にするがよいと思ふ。さすれば各親とも、満大義乃至満六歳六ヶ月マイナス一日――生年月日より見て 狭處で満六歳を以て初寒歌青を施すものといふのが原則であるが、現在の如く藤六歳乃至蒲七歳マイナス一日――生年月日より

一人的资源增加對策

果は最も適切受賞なる學級教育を施し暴からしめるものである事は前に述べた所である。 **密紙秋組制の質能が直ちに、入魁見重の生年月日に依る整異を微少ならしめて、一年の差を平年の整に止め得る事から、其の精**

早いといふ事に更に関史的、經濟的の見地からの大なる利益を齎らすものである。 年早く秋十月に出來ると同樣に、卒業も此の秋粗制度によつて半年早く出來るのである。入學時期の字年早く出來るといふ事は主 に阿一座年乃至學級の兒童の年齡蓮を少くして適切妥當なる教育を施すといふ教育的見地に其の長所があつたが、本架時期の半年 然るに之を又共の兄童が穀務数育、即ち國民級按八ヶ年の数曹を終了する場合を考へると、其の八學が翌年四月まで待たずに半

ヶ年半であり、二年の延長は一ヶ年半で資む路である。 實施によつて半年早く入路し、半年早く卒業し得るとせば、其の秋祖見置だけは、義務教育終了時期の結果から見て、八ヶ年は七 **図民塾校覧雄に伴うて総務教育は八ヶ年に延長されて、羽在の離常小路校六ヶ年よりも二ヶ年の延長を見る難であるが、秋超劇**

者の半数が半年だけ早く世に出で得るといふ事に我が国家的、經濟的見地から考へて決して小さな問題ではないものである。 部分の上級単校へ道む者を除いた大部分の者が斯うなる譯である。人的敦颜拂底の今日、現在の年々百数十萬人の義務教育完了 此の半年早く義務教育を完了し得るといふ事は半年早く義務教育完了者が世に出て實証會の實務に從事し得るといふ事である。 此の人的資源增加對策としての、國家的、經濟的考察は前の數質的考察と共に此の秋組制の實施實現を主張する最も重大なる理

二 父兄の負擔を輕減

制の實施は、半ヶ年早く共の子弟を實駐會に出し國民殊に最工商とも直接第一線に立つて働く庶民階級の人輩の負擔を署しく報減 である。之と同時に一般の甄民に直に子弟の義務教育を二ケ学延長せしめるといふ事は、頗々の國民生活の上に著しく負擔の母旗 である。從來議論としての総務教育延長問題が論じ憲されて居ながら容易に實施し得なかつた原因の主なるものは此處にあつたの せしめる事となるのである。 を招來する所以であるから、少しでも、之が軽波方を考慮して事實上に於て鞍務教育の負擔經藏を計る事が肝漢である。此の秋祖 六ヶ年の滎務歌賞が、一撃八ヶ年に延長されるといふ事は之が境散疆營の賢托者たる國家並に市町村の貨機の膨脹は著しいもの

處にも又大たる利益がある。其他、細い利益を罪げる時は尚色々の長所を敷へ得る事であらう。 更に又戦は病氣又は帯故の爲めに、原級に止めねばならね場合に於ても、丸々一ヶ年後らす事なく、半ヶ年にて事足りる譯で此

| 上級學校との聯絡問題

却て餘弊を生ずる憂もある。 年卒業したのにも拘はらず、中等學校其他の創度がいづれも現制の如く、四月の入塾では空しく牛ケ年を持たねばならぬ事になり として、途中又は卒発後上級恩校へ進む者も又相當の敷に上るのであるが、之等上級路校への入學志認者が拆角、六年修了又は八 此の秋組制の鉄點として、最も顯著なる事は、上級學校との聯絡問題である。國民學校を卒業して、直ちに實証食に出る者は別

感校に於ても秋組制の質現を考へられる事と思ふのである。而して高等教育乃至大學教育に於ても亦此の精神を延長徹底させる様 にしたならば、我が人的登崩の増加城光の上に反ぼす利益は顔る大なるものであると思はれる。 **参数育審議會に於では、中等學校制度の研究に務して、既に此の問題が論議された程であるから、既足學校の秋種制と共に中等**

題ではたいが、國民縣校室現を撥として此の制度を清用して閻民塾校制度の効果を一層大ならしめたいと念ずる大笑である。 場合とは大に裂るものがある。何となれば闕民鄭校は總べての見黛全部が入場するのであるから、其の中の牛敷を牛年早く入跡さ 於て春一度に全部入學せしめるより若干の經費増加は免がれない事である。此の阿方面の鉄艦は中等學校以上の場合と殖民感校の 來得るのである。而も此の制度は現在の小學校に於ても實施し得る事になつて唇るのであつて初等数貨としては必ずしも新しい間 にも入學し、又秋十月にも入學する事は個めて繁雜であつて、さなきだに容養繁多にして動もすると事務のために直接の數資其の 考へて入塾試験の接和をも考慮に入れねばならぬからである。從つて國民器校の場合は手筆、經費共に著しき相違なくして實現出 せ字年早く卒策させるだけの問題に止まるのである。然るに中等最校の場合は秋和制度によつて幾人でも多く入學せしめる事をも ものを等間し易い現狀にある初等数質者をして益々其の負擔を置からしめる憂がある。又第二の財政上の問題は施設程管其の他に 其の外の缺點としては第一が数宵上の問題であり、第二が財政上の問題である。数宵上の問題といふのは同じく一年生が察四月

ユー 廣島高師附小での實驗

秋季塾年制は有力有謀であると述べられて居る。 ご の餘端は、(一)上級學校との選絡問題が現在ではうまくいかないこと。(二)教科書が秋観のがないために十月入學の見實に「サイ 小學校の秋組は森に慶島高等節貿易校附属小學校に於て約十年間實施管験された。念のため同校に問合にせて見たが、此の秋却 サイターサクラガサイタ」の本を用ひさせねばならないので建自然解消に委した。だが此の二つの問題が解決せられるならば

酢しながら頭民塾校の實現を軽機として上述の短所を補か工作をなして敢て直に長所を活かして其の秋組を一般に實現せしめ、以 て其の教育効果をいやが上に大ならしめる事に努めたいものである。 校五年とが選議されて居るので上級學校通絡の断に問題にならない。ただ**教育的手数の**類環と經費の酷とで漸次解消の現狀にある。 又女子の戀校では女子學習院に於て外しく實施されて居る。之は動期四年、中期四年、後期三年で普通の小學校六年と高等女學

平成九年度文部省科学研究費補助金

基盤研究(C)(一般)

日本における二重学年制の導入・実施に関する歴史的研究 課題番号 ○八六一○二九九 · 研究代表者・波部・宗助)

日本における二重学年制の導入・実施に関する歴史的研究

編者・発行者 波部宗助

発行日

発行所

一九九九年三月三十一日

東京都日風区下日黒六二五二二十二 国立教育研究所教育政策研究部

TEL OH-ATIT -AOHE